

錐	打込錐	定規	材槌	鐵槌	釘拔	錄	砥	刷毛	印拂	煙草盆附屬品共	同	同	火鉢
〇五〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一五〇	二五〇	五三〇	一九〇	一二〇	〇五〇	一二〇	〇五〇	二〇〇	三五〇
										吏員用	應接所用	高等官廳接所用	都長吏員給仕爲替方用

同	大火鉢	同	火箸	炭取	火消瓶	十能	灰飾	五徳	自在鍵	湯釜	鍋	盆	茶碗
	二、〇〇〇	〇三五	一七五	一二五	一、〇〇〇	三五〇	一一〇	一七五	二、〇〇〇	二五〇	一五〇	〇一〇	〇一〇
	應接所用及豫備共	事務室 出人溜	圍爐裏及炭取一個二付壹組			火始未用	圍爐裏用	同					

同	茶碗籠	一〇〇	洗用	外來人及豫備
鐵	瓶	四八〇	宿直用	
土	瓶	〇六五	郡長席各課應接所共	
茶	袋	〇八〇	麥茶用	
霧	吹	〇一八	石炭酸用	
漏	斗	〇二〇	油及石炭酸用	
油	入	一五〇		
カキタテギ		〇一〇	宿直用	
行燈皿		〇七〇	同	
風呂敷		八〇〇		
弓張提灯		二〇〇		
高張提灯		五〇〇		
蠟燭立		〇三〇		

行燈	三八〇	吏員小使宿直用
柀	一五〇	夜廻等用
小大夜着	三五〇〇	吏員小使宿直用
毛布	一四〇〇	吏員宿直用
浦團	五巾 三、〇〇〇 三巾 一、八〇〇	吏員小使宿直用
寢具坐	二五〇	同
枕	二〇〇	同
蚊帳	五、八〇〇	同
机	七五〇	吏員宿直用
行李	七〇〇	出張ノトキ御用物入
桐油紙	傘紙一枚ニ付 壹錢	同 覆
ホルド	九八〇	師範學校生徒選考試験用
同拭	〇八〇	同
鉄	一三〇	ランプ芯切用

門	標	五〇〇	門掛札
街	立	二〇〇〇	
踏	臺	六〇〇	
鹽		四五〇	布巾並洗足用
金	鹽	四八〇	宿直用
手	桶	二一〇	飲用水汲及雜巾洗用
水	汲 桶又ハ	一、〇〇〇	飲料水溜用
柄	杓	〇五〇	飲料水及手洗用
非	常 籠	三〇〇	
同	竿	〇五〇	
爐	緣	二〇〇	
建	水	一五〇	
水	漉	三〇〇	飲料水用
雪	播	二五〇	

鉞		四一〇	草取及下水浚用
鋪		一一五	草取用
木	葉 浚	〇七五	外廻掃除用
塵	取	四〇〇	内外同上
泥	キ	八三〇	
傘	臺	一、五〇〇	
帽	掛	二、〇〇〇	郡長席高等官應接所用
輕便	消 火 器	五、〇〇〇	非常用
百	葉 箱	八、八〇〇	氣象報告用
雨	量 計	四、六〇〇	同
同	櫛	八〇〇	同
積	雪 計	五、〇〇〇	同
普通	水 銀 寒 暖 計	一、五〇〇	同
最高	寒 暖 計	二、五〇〇	同

最低寒暖計	二、五〇〇	同
風信器	三、五〇〇	同

第二類

品目	定價	摘要
書箱	一、四八〇	書類及書籍入 (杉製高サ二尺四寸巾一尺八寸深サ一尺二寸但圖書入ハ此限ニアラス)
戸棚	三、五〇〇	用度品入 (高サ二尺九寸巾五尺八寸)
長持	二、四七〇	書類等入
記簿	枚數ノ多寡ニヨリ適宜	會計帳簿等
鍵箱	四四〇	
印箱	五二〇	
圖書	定價以內	現行法規及字典管内及郡内圖書 現行小學校教科書
塗札	大小ニヨリ適宜	受付時間及吏員姓名期限調モノ記載等用
雜印	一五〇	封印ノ如キ各種ノ印
版木	六七二	系紙其他版木

ラノア	四九〇	夜業用
ホヤ	〇六〇	同
長椅子	一、〇〇〇	
投票刺	二〇〇	
鑑札	〇一〇	
水鉢	三〇〇	便所用
要領水桶	九一五	
釣瓶	五〇〇	
同繩	壹尋ニ付貳錢	
井戸車	一、〇〇〇	
箆等擔棒	一二四	
細引繩	一間ニ付五錢	
硯箱	〇七〇	縣會議員撰舉用
硯	〇六〇	同

水	入	〇二〇	同
靴	拭	七五〇	

●訓令第五十三號 明治二十七年四月二十日

郡役所

明治二十五年三月訓令第二十八號備品定數定限第一類中左ノ通改正ス

追加

品	目	定	數	備	要		
輕便	消	火	器	二	個	非常用	
百	葉	箱	一	個		氣象報告用	
兩	量	計	一	個		同	
同		梯	一	個		同	
積	雪	計	一	個		同	
普通	水	銀	暖	計	一	個	同
最高	寒	暖	計	一	個	同	
最低	寒	暖	計	一	個	同	
風	信	器	一	個		同	

刪除

寒	暖	計	一	個	
長	椅	子	五	脚	出入溜用

改正

「大夜具」トアルヲ「夜着」トス

「時計三個」トアルヲ「一個」トシ其摘要ヲ左ノ如クス

「外ニ豫備一個ヲ備置クコトヲ得」

●訓令第百十八號 明治二十七年十一月二十四日 郡役所 警察署 縣立學校

明治二十四年七月訓令第百二十七號地方特別會計規程第十四條ヲ左ノ通改正シ第十五條中警察署及ノ下へ簡易農學校ノ五字ヲ挿入ス

第十四條 監獄署尋常中學校尋常師範學校富山警察署及農事試驗場ニ徴スル保證金ハ本廳ノ取扱ニ屬シ下新川射水礪波ノ三郡役所所在地ノ警察署及工藝學校農事試驗場支部ニ徴スル保證金ハ該郡役所ノ取扱ニ屬スルモノトス

●訓令第百二十七號 明治二十七年十二月二十一日 縣立學校

爲換方預ケ金ニ對スル抵當公債證書保管ノ義ハ物品會計規則ニ依リ物品出納更ヲシテ保管セシム

ヘシ

●訓第三六號 明治二十七年三月十二日

各郡市長

徵兵費豫算額内ヲ以テ購入スル物品ノ價格別表ノ通相定メ候條其必要ニ應シ此標準額内ニ於テ節約處理致スヘシ

徵兵費諸物品價格標準

備品

品目	稱呼	數	量	代價	備註
大卓	卓脚	一	一	三〇〇〇	高等官用
並卓	卓全	一	一	一五〇〇	判任以下
並小卓	卓全	一	一	〇八〇〇	
卓掛	掛枚	一	一	三五〇〇	高等官用
上椅子	椅子脚	一	一	二〇〇〇	全
並椅子	椅子全	一	一	一五〇〇	判任以下
書箱	箱個	一	一	一四八〇	
卓上並書箱	箱全	一	一	〇四五〇	

身幹	尺全	一	一	一一〇〇	
大火鉢	鉢全	一	一	一二〇〇	
小火鉢	鉢全	一	一	〇四四五	
手洗桶	桶全	一	一	〇二二五	
手桶	桶全	一	一	〇一〇〇	
柄杓	杓全	一	一	〇〇二〇	
全曲物	物全	一	一	〇〇五五	
湯釜	釜全	一	一	五二一七	
藥罐	罐全	一	一	一六五〇	
五徳	徳全	一	一	〇一一〇	
火箸	箸繕	一	一	〇〇三五	
十能	能大個	一	一	〇一二〇〇	
硯箱	箱全	一	一	〇〇七〇	特別ノ場合ニ要ス
硯石	石面	一	一	〇〇六〇	全上

八寸表紙	全	100	0075
並朱肉	匁	100	1000
筆	本	1	0020
墨	挺	1	0060
薪	匁	100	0017
麥	升	1	0038
炭	匁	15000	1000
油	升	1	0100
蠟	丁	1	0008
生	匁	1000	0350
附	木把	1	0003
石	鹼個	1	0050
灰	匁	1000	0050
高	筭本	1	0110

竹	筭全	1	0033
草	筭全	1	0015
雜	巾枚	1	0033

本表ニ記載ナキ物品ノ購入ヲ要スルトキハ前以テ價格ノ認可ヲ受クヘシ

●訓第五一號 明治二十七年四月七日

收 税 署

明治二十五年六月訓第七七號物品出納處務順序第二號表炭ノ欄内へ左記黒書ノ通更正追加ス

右訓合ス

(印ハ朱書)

月 別	毎 一 ヲ 月 又 ハ				各部署人ニ對スル標額
	收 税 部	富 山 收 税 署	魚 津 收 税 署	高 岡 收 税 署	
五月 六月	000,000	000,000	000,000	000,000	050,000
○八月九月七月	000,000	000,000	000,000	000,000	050,000
○一月二月十二月					015,000
○十一月三月					011,000
四月 十月					000,000

●俸給

●訓令第百號 明治二十七年八月三十一日

縣立學校

其校職員中休職ヲ命シタル者又ハ當然休職ト爲リタル者ニシテ別ニ俸給ニ關スル辭令書ヲ交付セサル者ハ俸給ヲ給セス但其當月分ハ從來ノ俸給全額ヲ支給ス

前項俸給ヲ給セサル者ニ關シテハ明治二十三年五月訓令第九十四號第一條但書及第五條第十一條ヲ適用ス

●旅費

●縣令第五號 明治二十七年一月二十六日

常置委員選舉并月手當及常置委員旅費支給規則中第六條以下ヲ縣會ノ決議ヲ經左ノ通改正シ明治二十七年一月ヨリ施行ス

第六條 議長副議長及議員ノ會期中滞在日當ハ一日毎ニ金壹圓ヲ給シ議長副議長及常置委員議員ノ往復旅費ハ左表ニヨリ之ヲ給ス

但富山市及一里已内ノ町村ヨリ出ル議員ノ旅費日當ハ一切支給セス會期中出席一日毎ニ辨當料金六拾錢ヲ給ス

瀛車賃	每哩	瀛船賃	每海里	車馬賃	每里	日當	每
-----	----	-----	-----	-----	----	----	---

四	錢	五	錢	拾	錢	壹	圓
---	---	---	---	---	---	---	---

第七條 旅費支給ノ方法ハ明治十九年閣令第十四號内國旅費規則ニ準據スヘシ
已下削除

●告示第七十七號 明治二十七年七月七日

明治二十七年七月 海軍省令第八號海軍臨時召集旅費支出規程第二條ニ依リ旅費支給ノ地ヲ左ノ通相定ム

郡市名	旅費支給所地名
上新川郡	富山市内
富山市中	
下新川郡	下新川郡魚津町
射水郡	高岡市内
高岡市	
礪波郡	礪波郡出町

●訓令第二十五號 明治二十七年二月十六日 警察署 警察分署

明治二十六年十二月 本縣訓令第三百三十八號警部旅費請求及精算順序附屬第四號書式左ノ通改正ス
(第四號) (一)巡回毎ニ別紙ニ區分調製スヘシ

甲	車馬賃一里毎ニ	日當一日毎ニ
	金六錢	金四拾錢
乙	種別	車馬賃一里毎ニ
	管內	日當一日毎ニ
號	傳遞護送	金參拾五錢
		金參拾錢

●訓令第五十六號 明治二十七年五月一日

郡役所 縣立學校

地方稅支辨ニ屬スル旅費支給規則左ノ通改正シ本日ヨリ施行ス

但巡查旅費ニ付テハ尙ホ從前ノ令違テ適用ス

旅費支給規則

- 第一條 地方稅支辨ニ屬スル旅費中車馬賃及日當ハ左表ニ依リ之ヲ給シ其他ハ一般ノ規定ニ從ヒ之ヲ支給ス但土木事業ニ關スル月額旅費ハ別ニ定ムル所ニ依ル
- 第二條 衛生會員物業諮問會員ノ旅費ハ各其豫算ニ依リ之ヲ支給ス
- 第三條 旅費支給ノ方法ハ內國旅費規則ニ準據ス

旅費支給表

縣立學校職員中奏任及奏任文官ト 同一ノ待遇ヲ受クル者	拾	貳	錢	壹圓參拾錢
郡書記及縣立學校職員中判任文官 ト同一ノ待遇ヲ受クル者	九		錢	六拾拾錢
雇及縣立學校職員中待遇ナキ者	七		錢	四拾五錢

管内旅費支給表

管内車馬賃一里毎ニ	管内日當一日毎ニ
拾	壹圓
七	五拾錢
六	四拾錢
六	參拾五錢

●訓令第五十七號 明治二十七年五月一日

郡役所

土木事業ニ關シ其郡内ヲ旅行スル郡書記及雇員ノ月額旅費左ノ通改正シ本日ヨリ施行ス

- 一 郡書記月俸金拾貳圓以上ノ者ハ月額金拾貳圓同拾貳圓未滿ノ者ハ月額金拾圓五拾錢雇員ハ月額金九圓ヲ支給ス

但一箇月未滿ノ端日數ハ現日數ニ依リ郡書記月俸金拾貳圓以上ノ者ハ一日金四拾錢同拾貳圓未滿ノ者ハ一日金三拾五錢雇員ハ一日金三拾錢宛支給スルモノトス

●諸給與

●訓令第十九號 明治二十七年二月九日

警察署

明治二十四年九訓令第五百五十五號二十六年度限り廢止ス

▲訓令第十九號參照

訓令第五百五十五號ハ巡查看守押丁ノ使用スル被服品給與手續ノ件ナリ

●訓令第一四號 明治二十七年二月五日

尋常師範學校

其校女生徒ニ支給スヘキ食物費ノ額ハ一人一日金七錢五厘トシ來ル二十七年度ヨリ實施ス

●訓令第一四二號 明治二十七年十二月五日

富山警察署

自今警部夜警ノ節ハ賄料一夜二度ヲ給ス其支給額一度金三錢五厘トス

右訓令ス

●第十類

●衛生

●縣令第三十一號 明治二十七年五月七日

定期掃除規則左ノ通相定ム

定期掃除規則

第一條 此規則ニ依リ掃除スヘキ場所ハ家屋倉庫納屋其他ノ建物並ニ宅地(村落ニシテ建物アヲ除ク)物アル地所地先下水路共同悪水路等トス

第二條 定期掃除ハ毎年四月五月ノ間及十月十一月ノ間各一回トス但施行ノ期日ハ其都府郡市長ヨリ告示スヘシ

第三條 傳染病豫防上ノ必要アルトキハ一般若クハ一部分ニ臨時掃除ヲ命シ又ハ第二條ノ期限ヲ變更スルコトアルヘシ

第四條 凡ソ掃除ノ方法ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

- 一 家屋倉庫納屋其他ノ建物ハ悉ク窓戶ヲ開放シ大氣ヲ通シ煤塵ヲ除去スル事
- 二 井戸洗シ場及便所畜舎肥料置場ノ周邊ハ清潔ニ掃除シ其汚穢シタル土砂ハ乾燥シタル土砂ト交換スル事但交換シ能ハサルモノハ乾燥シタル土砂ヲ敷クモ効ケナシ

三 宅地内及ヒ建物アル地内ハ塵芥汚物ヲ除去シ汚穢シタル地ニハ乾燥シタル土砂ヲ敷ク事

四 排水路地先下水路並ニ共同悪水路ハ之ヲ浚渫シ汚水ヲ淹滞セシメサル事

第五條 掃除及ヒ浚渫ニ依リ取除キタル塵芥汚物等ニシテ肥料ニ供スルモノハ其場所ニ其他ハ塵芥投棄場ニ運搬スヘシ

第六條 前回掃除施行ノ後傳染病者アリタル家屋ハ特ニ掃除ヲ周密ニスヘシ

第七條 此規則ニ依リ掃除ノ責務ヲ負擔スヘキ者左ノ如シ

一 家屋倉庫納屋其他ノ建物並ニ宅地建物アル地所ニ就テハ現ニ使用スル者其現ニ使用スル者ナキトキハ所有者又ハ共有ニ係ルモノニシテ現ニ使用スル者ナキトキハ管理者

二 地先下水路ニ就テハ之レニ沿フタル地所ナ現ニ使用スル者其現ニ使用スル者ナキトキハ所有者其地所共有ニ係リ現ニ使用スル者ナキトキハ管理者

三 共同悪水路ニ就テハ管理者

第八條 此規則ニ規定シタル掃除ヲ怠リ警察官吏郡市町村吏員ノ督促ヲ受ケ尙ホ之レヲ行ハサル者ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

●縣令第三十三號 明治二十七年五月七日

水害後掃除規則左ノ通相定ム

水害後掃除規則

第一條 水害ニ依リ浸水シタル場所ハ此規則ニ依リ退水後直ニ掃除スヘシ

第二條 凡ソ掃除ノ方法ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

一 家屋ノ浸水シタル部分ハ清水ヲ以テ洗滌シ床板ヲ取外シ汚水汚物ヲ除去シ其地上生石灰(生石灰ヲ得サル場合ハ石灰)ヲ撒布シ且晴天ノ日ニ在テハ窓戶ヲ開放シテ大氣ヲ通シ雨天ノ日ニ在テハ火力ヲ用ヒテ室内ヲ乾燥スル事

二 前項室内ノ殊ニ不潔ノ場所ハ先ツ石灰乳ヲ撒布シ然ル後洗滌スル事

三 倉庫納屋其他建物ノ浸水シタル部分ハ清水ヲ以テ之ヲ洗滌シ窓戶ヲ開放シテ大氣ヲ通スル事

四 戸障子簾筒戸棚ノ類ニシテ浸水シタルモノハ清水ヲ以テ洗滌スル事

五 浸水シタル便所ハ汚水ヲ汲取リ掃除スル事

六 浸水シタル井戸ハ濁水ヲ汲取リ之ヲ浚渫シ其水ノ透明無色ニシテ且不快ノ臭味ナキニ至リテ後飲料ニ供スル事

七 家宅内外ニ流レ寄リタル塵芥淤泥其他ノ不潔物ハ悉ク之ヲ除去スル事

八 地面又ハ溝渠等ニ滲溜セル汚水ハ速ニ疏通スル事

九 簾筒戸棚等ハ壁ノ乾燥スルニ至ルマテ壁ニ接近シテ之ヲ覆カサル事

第三條 掃除ニ依リ取除キタル塵芥汚物等ニシテ肥料ニ供スルモノハ其場所ニ其他ハ速ニ塵芥投棄場ニ運搬スヘシ

第四條 此規則ニ依リ掃除ノ責務ヲ負擔ス可キモノ左ノ如シ

- 一 家屋倉庫納屋其他ノ建物並ニ宅地建物アル地所ニ就テハ現ニ使用スル者其現ニ使用スル者ナキトキハ所有者又ハ共有ニ係ルモノニシテ現ニ使用スル者ナキトキハ管理者
- 二 地先下水路ニ就テハ之レニ沿フタル地所ヲ現ニ使用スル者其現ニ使用スル者ナキトキハ所有者其地所共有ニ係リ現ニ使用スル者ナキトキハ管理者
- 三 共同悪水路ニ就テハ管理者
- 四 街路ニ就テハ兩側ノ地所ヲ現ニ使用スル者分擔シ其現ニ使用スル者ナキトキハ所有者其地所共有ニ係リ現ニ使用スル者ナキトキハ管理者
- 五 片側市街ナルトキハ一方ノ宅地ヲ現ニ使用スル者全路ヲ負擔シ其現ニ使用スル者ナキトキハ所有者其地所共有ニ係リ現ニ使用スル者ナキトキハ管理者

第五條 此規則ニ規定シタル掃除ヲ怠リ警察官吏郡市町村吏員ノ督促ヲ受ケ尙ホ之ヲ行ハサル者ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

告示第六十一號 明治二十七年五月三十日

目下清國廣東及香港ニ於テ傳染病(ペスト)ナルモノ流行シ其症候ハ最初ニ不快ヲ感シ若クハ寒慄スル等ノ前徵ナクシテ卒然百五度若クハ之ヨリ以上ノ熱ヲ發シ頭痛甚シク精神錯亂シテ人事不省ト爲リ十二時間乃至二十四時間ニ頭部、腕下若クハ鼠蹊ニ腺腫ヲ生シ急テ脹起シテ雞卵大トナル其質極メテ強韌ナリ熱ヲ減シ若クハ減セスシテ患者ハ漸々昏睡態ニ陥リ通例四十八時間若クハ之ヨリ以前ニ死スト雖モ若シ六日ヲ經過スレハ快癒ノ望アリト云フ腺腫ハ少シモ化膿ノ徵候ヲ示サス或ハ熱ヲ増シ若クハ咯血ス罕ニハ小紫疹ヲ發スレトモ刻期ノ發疹ナシ該病初期ノ症候ハ畧ホ此ノ如シ就テハ各自ニ於テ此際豫防攝生ニ充分注意シ若シ該病ニ罹リ又ハ其徵候アル時ハ速ニ醫師ノ診斷ヲ請フヘシ

● 告諭第二號 明治二十七年八月二十一日

赤痢病は古來各地に發生せしむ其著きは明治十三年四國九州の地方に流行し爾來年一年と其蔓延の勢を加へ二十二年に至る十年間患者の總數十六万七千五百十四人死亡三万六千六百八十八人なり夫れより漸々京都大阪滋賀岐阜愛知の諸府縣に傳播し昨年に及ては全國處として赤痢病者の地にあらざるなきに至り其一年間の患者の總數は實に十六万七千二百二十七人死亡四万四千四百四十六人の多きに至り長足の蔓延も亦甚しく其害毒慘憺豈憂心せざるへけんや本縣は昨年中高岡市射水彌波二郡の幾部に發し其患者四百六十一人死亡百三十四人にして滅盡の期を見たれとも今年は各郡市に發生し僅々兩三月さらざるに早く已に患者五百五十三人死亡百四十三人の多きに至り且

發病の期は前年に比すれば頗る早く而して時下衛生に便ならざる季節に際し此状況を以てせば將來底止する何れに在るを知らざるなり夫れ流行の速なる如斯所以のもの種々の原因あるならむ然れども今其一を擧ぐれば民間の多きは平素衛生を慎まざる赤痢病を他の虎列刺病の如く畏怖せず視て常病の如く看護し輒く其汚物を取扱ひ其糞便は常の廁又は田圃に棄て汚物を河川に洗ひ又汚水を下水道に流下し患者に接せし手を以て家事は勿論食事を調理する等の如き隔離消毒の何事たるを解せざるもの多く不潔此間病毒は地中に滲入し飲料水に傳はり或は乾ひて塵埃と共に飛散し或は蚊蠅の媒介より自然飲食物に遷り人の体中に入り遂に病者となるものなり故に今日豫防上の最要義は第一衛生を重んじ病室隔離消毒を嚴勵に行ふにあり若し否らされは其病毒は全管内に浸淫し年々斷へず病者を發すること宛も風土病の如くなりとせば其前途の幸禍を勿け國力の發達を害する幾許そや今年本縣訓令第八十一號を以て赤痢病豫防事務概則を定め縣廳郡市役所警察署及分署に赤痢病豫防掛を置き平時豫防の方法を講究せしめ一旦病勢蔓延の兆候ある地方は豫防事務所を郡市役所に其派出所を各所に置き専ら豫防の事に従はしめ尋て訓令第九十二號を以て豫防派出所事務取扱手續を定め豫防の普及を規畫せり以上官署の規畫と各人衛生の方法と併行するにあらざるよりは固より其効果を収むべからざるに依り茲に平素衛生心得以下二章を定め以て其概を示す各自戒慎注意し該病の慘害に罹るなきを勉むべし

赤痢病に就き發生心得

- 第一 身体は成るべく日々湯浴等をなすべし
- 第二 不潔腹部を冷さざる様フネル又は木綿類を以て巻き温保すべし
- 第三 小兒の游泳等おぼしむべからず
- 第四 腹具合の悪き小兒は必ず外出せしむべからず
- 第五 輕症にても下利の氣味あるときは速に醫師の診察を請ふか又は届出べし(郡市役所警察署分署駐在所町村役場又は巡行巡查)
- 第六 身体及精神の過勞なき様にすべし
- 第七 衣服は垢付きたるものを着るべからず殊に肌にくるものは度々洗濯したる物を用ふべし
- 第八 夜具は折々日光にて乾燥すべし
- 第九 川上に赤痢病者あるときは食物衣類器具等は勿論身体をも洗ふべからず
- 第十 飲食器は時々戸棚又は適當の場所に收め蚊蠅の集らぬ様注意すべし
- 第十一 順禮乞食は門内に入らしむべからず
- 第十二 成るべく赤痢病流行地に入るべからず若し其地に入り歸宅せしときは充分消毒すべし
- 第十三 總て食事は消化し易きものにして常に食し馴れたるものを用ふべし

- 第十四 食物は成るべく熱煮したるものを用ふべし
- 第十五 総て不潔の菓物は食すべからず
- 第十六 揚物類及油濃き魚類は成るべく食すべからず
- 第十七 干肴及 醬肴等は成るべく食せざる様注意すべし
- 第十八 酒類は飲過すべからず
- 第十九 飲ものは湯茶麥湯の類を用ゐる水は必ず一度煮沸したるものゝ外飲むべからず
- 第二十 河水は飲食用に供すべからず但止むを得ざる場所に於ては煮沸して用ふべし
- 第二十一 病家の井水は他家に於て共用すべからず但止むを得ざる場合は煮沸して用ふべし
- 第二十二 飲食物には厳重消毒をなし蚊蠅の集らぬ様注意すべし
- 第二十三 蠅は病毒の媒介をするものなるが故に室内に蠅取器等を用ゐ驅除すべし
- 第二十四 食器は其都度熱湯を以て洗淨して之れを用ふべし
- 第二十五 家宅邸地殊に井戸の周辺は清潔にし患者の室は空気の流通を能くすべし
- 第二十六 病家より流るゝ下水は滲潤を防ぎ且下水溝の破損は速に修繕すべし
- 第二十七 夜中寝るときは戸障子を閉鎖すべし
- 第二十八 小兒の糞便は遊戯の際途上又は庭園中に放下せしむべからず

- 第二十九 下水芥油等殊に雪隠は時々掃除をなし消毒薬を注ぐべし
- 第三十 親類其他近付きたりども赤痢患者ある家へは狹りに行くべからず
患者及看護人心得
- 第三十一 自家に赤痢患者發生したるときは居室の内一室を隔離し看護人の外他人の出入を嚴禁すべし但隔離すること能はざる家にありては他に避病室を設くべし
- 第三十二 患者は成るべく身体を清潔にし且腹部を温保すべし
- 第三十三 患者の飲食物は流動体に限る(例之牛乳鶏卵肉汁米湯葛湯カタクリ湯等の如し)
- 第三十四 看病人は一名或は二名既定の外成るべく交代せざる様すべし
- 第三十五 看病人は一切の家事就中食器を取扱ふべからず且外人と交通すべからず然れども家族
少なく或は他人を雇入ること能はずして日々の飲食物を調理し又他人と接せざるを得ざる場
合は自己の消毒を一層嚴重にすべし
- 第三十六 看病人は患者に日々一定の便器を用ゐ其都度充分消毒し決して廁間に登らしむべから
ず
- 第三十七 看病人は自己の身体を消毒するは勿論指の爪を剪り爪間に汚物の止らざる様にする

第三十八 患者體縷(シメシ)を要する場合には其都度焼却すべし

第三十九 患者一日中の糞便は消毒の上既定の場所に於て焼却すべし

第四十 家族は決して患者に接近せず其他一切患者用の器具衣類等に觸るべからず若し止むを得ず觸るゝ等のごとあるときは看病人と同様消毒すべし

第四十一 看病人は手近かに消毒薬を置き且患者の汚物を取扱ふ毎に消毒すべし

第四十二 患者の便器は別室に置き常に覆蓋をなし蚊蠅杯の染らぬ様注意すべし

第四十三 患者の用ゐたる衣服夜具蚊帳等は一切消毒をなし之れを藁の類に包み置き後其筋の指揮を受け大消毒を行ふべし

第四十四 死者の葬送了りたるときは速に其全家を煖蒸するか又は石炭酸水を以て悉く拭ひ淨むべし

消毒藥製法
一千倍昇汞水 昇汞 一分 攪酸 五分 水九百九十四分

使用方
第一 衣服類 家屋柱板間其他木具類

第二 身体手足 使用後は水にて洗滌すべし

入れ物 陶器又は木桶の類にて金屬製の器を禁すべし

昇汞水は毒藥なるが故に百分に付き一分の硫酸銅(丹毒)を以て着色し他の藥品と區別する様注意すべし

二十倍石炭酸水 石炭酸水一分 水十九分

使用方
衣類等は十二時間以上浸漬すべし其他の物は或は拭淨或は撤布等適宜行ふべし

使用後は水にて洗ふべし
一十倍生石灰水 生石灰一分 水九分

使用方
吐瀉物下水芥溜に注ぎ攪き混すべし
生石灰 兩便所等に適宜撤布すべし

一二十倍コロール石灰水 コロール石灰一分 水十九分
使用方は生石灰に同じ但其用ゐる時に臨み製造すべし

一燻蒸藥 硫黃

使用方
一室を密閉し其室の大小を見計らひ適宜燻蒸すべし其時間は四時以上とす

●告諭第四號 明治二十七年九月十八日

赤痢病豫防消毒方に就ては茲に告諭第二號を以て概要論示する所ありと雖も消毒薬は其性質如何に依りて効果上大に關係を有するは勿論其他取扱上に於ても細心注意を要すへきものなるを以て今般更に消毒薬取扱心得を示す宜しく其方法を誤らざらんことを要す

消毒薬取扱心得

生石灰

一 生石灰は塊状にして少量の水を濺ぎて劇熱を發し崩壊するものを採用すべし
本品は空氣中に放置するときは氣中の炭酸を取りて消毒の効なき炭酸石灰に變する力著しきものなり故に之を貯ふるには石炭油の空罐を横にニツ切りとなしたる武力箱に入れ武力板を以て覆蓋をなし其接合部は鐵附をなし置くを最も良しとす若し一時貯ふるものによりては箱又は櫛の類に入れて密閉し置くも妨げなし此容器を開きて使用したる際は必ず適當の蓋をなし居室又は火焚場の近傍を避け乾燥したる場所に置くべし

石灰乳(十倍)

一 石灰乳を製するには桶又は櫛の類に生石灰百目を取り水三百目(六合)を濺ぎ自ら崩壊して後ち粥状となりたるものに更に水六百目(二升六合)を加へて能く攪拌すれば十倍の石灰乳と爲る

本品は空氣中の炭酸を取り消毒力を減するものあれば日々使用量を見計らひ調製し決して調製後數日を経過したるものを使用すべからず(以上混和の割合を例示したるものなれば實際使用の量に應じ此比例に準じて調製するを要す)

粉末状石灰(水酸化石灰)

一 粉末状石灰を製するには生石灰百目に付五十目の水(一合)を散布するときは劇熱を發し崩壊して粉末となる

本品も氣中の炭酸を取り消毒力なき炭酸石灰に變すること石灰乳に同じしを以て日々使用すべし又調製すべし

石炭酸水(二十倍)

一 石炭酸水を製するには結晶石炭酸の入りたる壺を微温湯中に入れ置くか又は其壺に水十二匁を加へ(石炭酸一匁百二十目に付水十二匁即ち十分一)の比例にして之れより多くの水を加ふるときは潤滑して透明とならず(三時間計り時々振盪して放置するときは透明なる流動体となる其一台をフラスコ又は徳利に取り水一合(微温湯を用ふれば最も良し)を加へて栓をなし暫くの間強く振盪すれば白濁の液となる之れに又水一合計りを加へて初めの如く振盪し又水二三合計りを加へて能く振盪したる後適宜の容器に移し攪拌しつゝ水を加へて全量二升四合となすべし

石炭酸水を製するに當り石炭酸に一時に多量の水を加ふるか又は多量の水の中に石炭酸を投入するときは何程攪拌するとも全く溶解せざるが故能く注意すべし

昇永水 (千倍)

一昇永水を製するには昇永一匁を温湯一合計りに溶解し後攪拌しつゝ水を加へて全量二升となり鹽酸五匁を加へて能く攪拌すべし

本品は毒藥にして無色無臭透明常水と區別し難し故に該液百分に付硫酸銅(丹禁)一分を加へて青色を附し危險を防ぐべし尙本品を貯ふるには硝子又は陶器若しくは木器を用ひて金屬製の器物を用ふべからず又日光の射入せざる様注意すべし

コロール石灰水

一コロール石灰水を製するには適宜の器に水二升を盛り之れにコロール石灰五十目を加へて能く攪拌すべし

本品は成るべく用ひて貯るは硝子又は陶器を用ひて金屬製器物を用ふべからず尙本品は漂白力強きが故有色の衣類等の消毒に用ふべからず

昇永水、石炭酸水、コロール石灰、生石灰は藥店に就き購求すべし

但生石灰は製造元若しくは消毒用生石灰販賣所に就き購求するも妨げなし

消毒方

一赤痢病患者の糞便は消毒に便なる爲め必ず便器に受け患者をして廁固に上らしむべからず其便器は第一圖及び第二圖のもの最も良しとす又簡便なる便器を作るには石油の空罐を縦に二ツ切りどなし之に相當の覆蓋を設けたるもの(又普通木製便器を用ふるも可なり)何れにても一患者毎に二個を用意し患者便通の都度石灰乳若しくは粉末石灰(水酸化石灰)を混じ能く攪拌し蚊蠅の集まらざる様注意し置き(石灰を混じ攪拌したる後石灰酸又は石炭酸を撒布すれば蚊蠅の集まることを防ぐに最も良し)一日二回以上一定の場所に於て焼却すべし若し水分多くして容易に焼却し難きものには第三圖の武力箱に入れ充分に石灰乳を混じ其沸騰後三十分時間其儘持續するときは病毒全く死滅す如斯美洲したるものは之を衛生上無害の地に埋却すべし

一患者重症にて身体衰弱し便器に上るを得ざるものにして落紙又は布片の類を以て下痢物を拭ひ取る場合に於ては必ず其都度之を便器に投入し充分に石灰乳を注ぎ汚染物を壓下して表面に現はれざる様注意し置き糞便も同く焼却若しくは煮沸すべし

一患者の居室を掃除するには塵芥の飛散せざる様注意し柱、板間、建具の類は石炭酸水又は昇永水若しくは石灰乳を以て拭ひ更に常水にて清淨し煙の上は消毒藥を撒布するを良しとす雖も濕潤

するの嫌あるを以て塵芥を徐々に掃き集め其塵芥は拭ひ汁と共に糞便に同く煮沸したる後ち埋却すべし

一患者の臥具及び衣服其他病毒に汚染の恐ある衣類等は總て熱湯消毒を行ふべし其方法は二十三年十二月訓令第五百五十八號傳染病豫防心得書中消毒方の第二項に據るべし

附

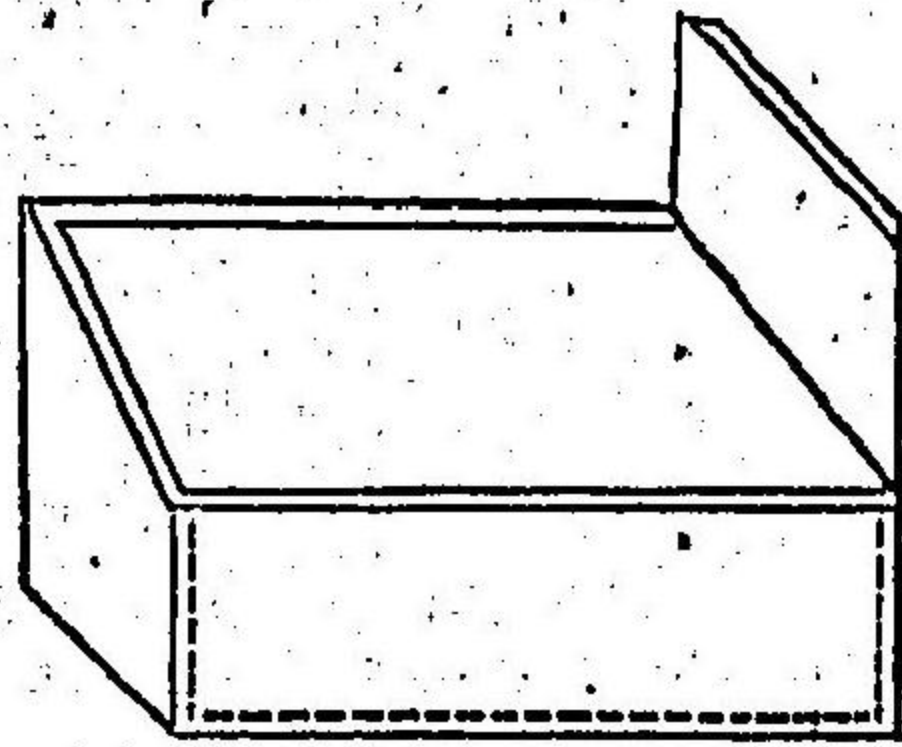
石灰は左の項に依り使用す

兩便所、床下、土間等の消毒には粉末石灰(水酸化石灰)又は石灰乳を用ゐ 就中乾燥の場所に

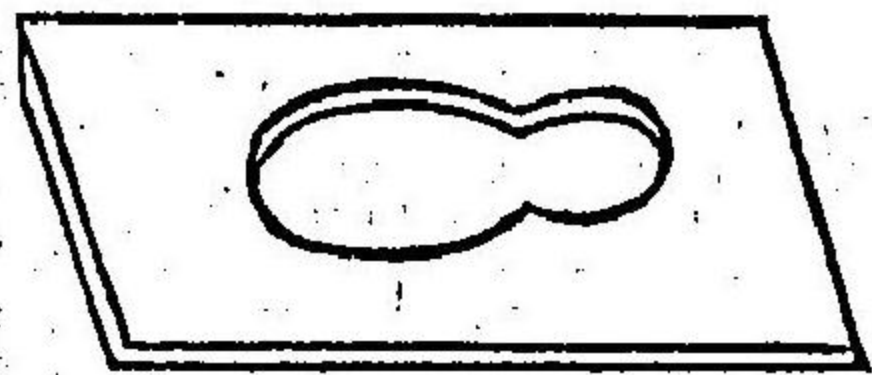
は石灰乳を用ふべし

下水溜及び溝渠等にして水分多き場所には生石灰を用ふべし

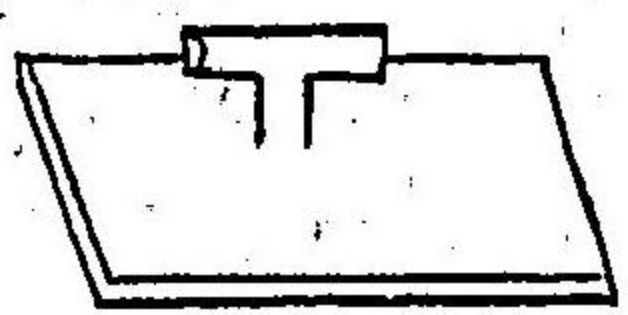
第一圖 甲



第二圖 乙

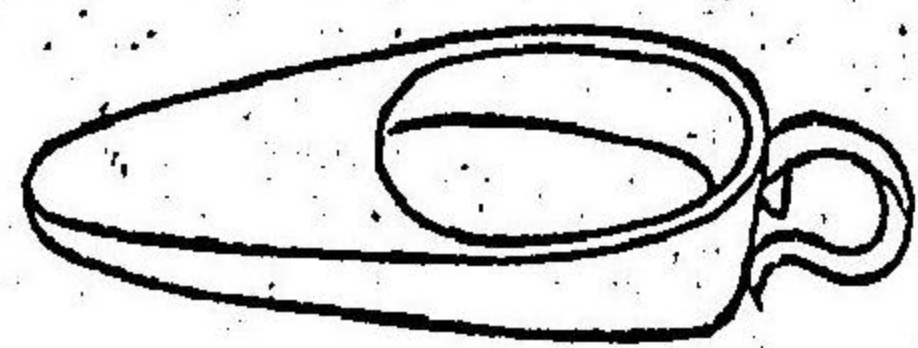


第三圖 丙



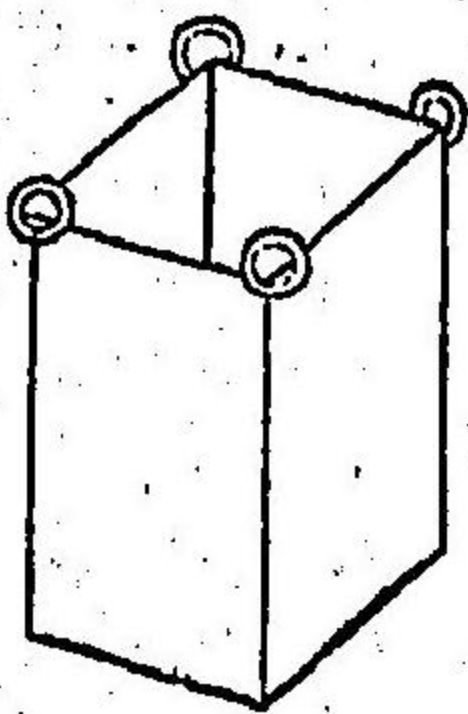
第一圖の甲は木製の箱にして内に武力製の箱を入れたるもの乙は中央に孔を穿ちたる蓋にして患者便通の際は此上に腰を置くに便なるもの丙は乙にある孔を閉づる蓋にして患者便通の後ち蚊蠅の集まるを防ぐに設けたるものあり

第二圖

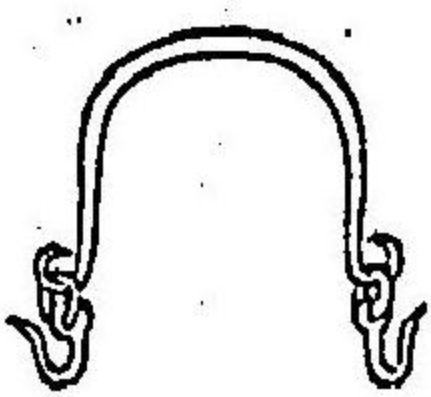


第二圖は武力製の薄き便器にして患者の臥床せる儘尻の下に敷き便を取るに最も便なり
第三圖の甲は石油の空罐の上面を切り取り其四隅に針金を以て環を附したるもの乙は把手にして武力箱の環に掛け持運に便ならしむ其把手は作附にするは不便あり必ず別に丈夫に作るべし丙は竹若しくは木の三又架を立て武力箱を釣るを下より火を焚きて糞便を煮沸する圖なり

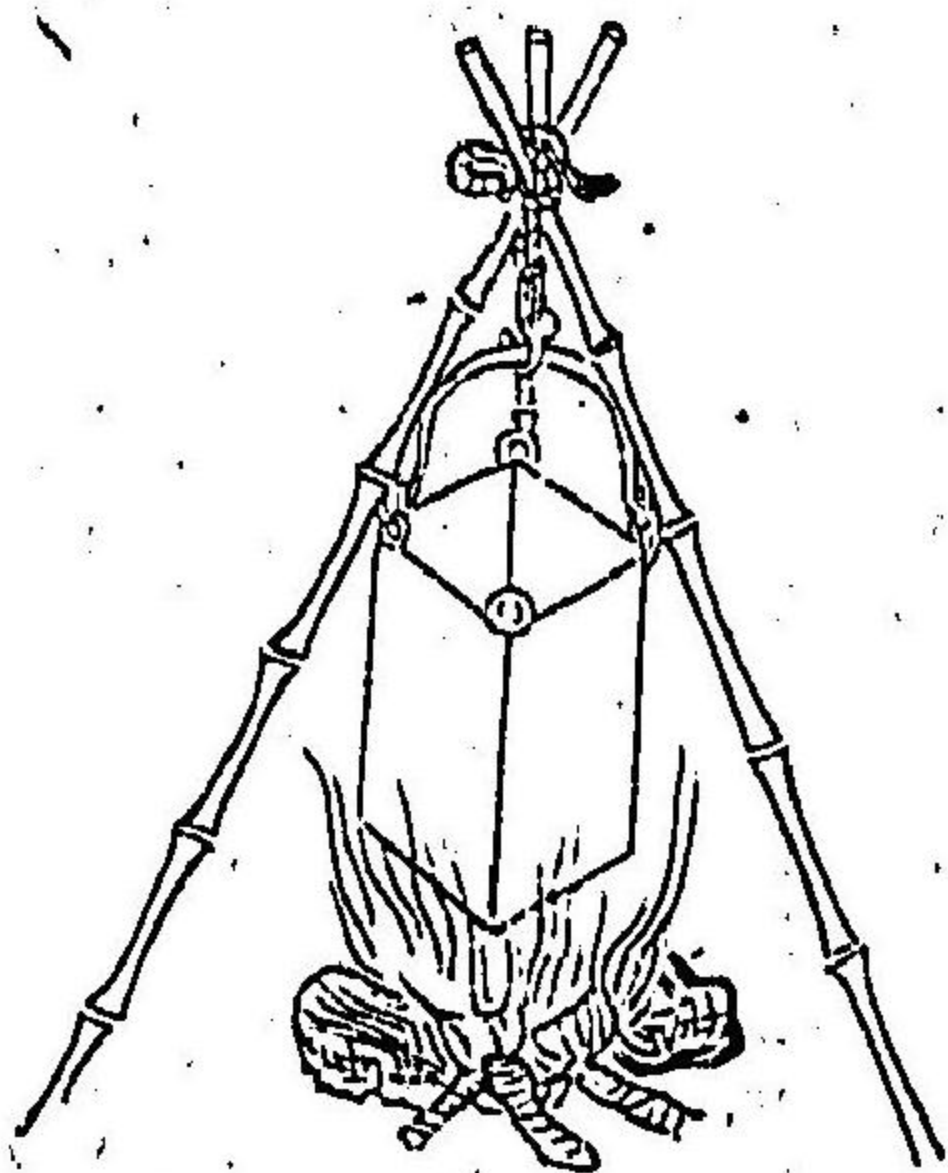
第三圖 甲



第三圖 乙



第三圖 丙



●訓令第六十號 明治二十七年五月七日 郡市役所 警察署 警察分署 町村役場
定期掃除規則施行手續ノ通相定ム

定期掃除規則施行手續

第一條 定期掃除規則第二條掃除施行ノ期日ハ郡市長警察署長協議ノ上之ヲ定メ十日(臨時掃除ノ場合ハ此限)郡市長ヨリ其郡市内ニ告示スヘシ

第二條 郡市長ハ定期掃除規則第三條ニ依リ其郡市内ニ臨時掃除ヲ施行シ又ハ期限ノ變更ヲ必要ナリト認ムルトキハ其事情ヲ具シ上申スヘシ

第三條 掃除施行ノ際ハ警察官吏郡市町村吏員之ヲ監督スヘシ

市町村長ハ衛生組長ヲシテ其組内ノ掃除ヲ臨檢セシムヘシ

第四條 監督吏員並衛生組長ハ周密臨檢シ若シ定期掃除規則第四條掃除ノ方法ニ依ラサル者アルトキハ督促シテ直ニ之ヲ行ハシムヘシ

第五條 定期掃除規則第六條ノ場合ニアツテハ成ルヘク室内ニハ亞硫酸瓦斯蒸法ヲ行ヒ且便所ノ周邊其他汚穢シタル場所ニハ生石灰ヲ撒布シ其塵芥汚物ハ直ニ燒却セシムヘシ

第六條 郡市長ハ其郡市内ノ掃除終了シタルトキハ十日以内ニ其實況ヲ報告スヘシ
●訓令第六十一號 明治二十七年五月七日 郡市役所 警察署 警察分署 町村役場
水害後掃除規則施行手續左ノ通相定ム

水害後掃除規則施行手續

第一條 水害後掃除施行ノ際ハ警察官吏郡市町村吏員之ヲ監督スヘシ
市町村長ハ衛生組長ヲシテ其組内ノ掃除ヲ臨檢セシムヘシ

第二條 監督吏員並衛生組長ハ周密臨檢シ若シ水害後掃除規則第二條掃除ノ方法ニ依ラサル者アルトキハ督促シテ直ニ之ヲ行ハシムヘシ

第三條 浸水地ニ於テ善良ノ飲料水ヲ得ルコト能ハサルトキハ市役所又ハ町村役場ニ於テ之ヲ供給スヘシ

第四條 郡市長ハ其郡市内ノ掃除終了シタルトキハ五日以内ニ其實況ヲ報告スヘシ

●訓令第六十七號 明治二十七年五月三十日 郡市役所

目下清國廣東及香港ニ於テ傳染病(ペスト)流行ニ付若シ管下ニ於テ該病發生シ開業醫師之ヲ診察シタル時ハ明治十九年六月甲第六十六號布達傳染病報告細則ニ依リ報告候様開業醫師へ相達スヘシ

●訓令第六十八號 明治二十七年五月三十日 郡市役所 警察署 警察分署 町村役場

管下ニ於テ傳染病(ペスト)發生シタルトキ醫師ヨリ之レカ報告ヲ爲シタル場合ニ於テハ明治二十三年三月十二日 訓令第五十八號傳染病豫防心得中發疹室扶私及虎刺列病ノ項ヲ折衷シ殊ニ隔離ヲ嚴重施行スヘシ

●訓令第七十四號 明治二十七年六月二十二日 郡市役所 警察署

警察分署 町村役場

清國廣東及香港ニ流行スル傳染病「ペスト」豫防法施行ノ儀客月三十日第六十八號ヲ以テ訓令及ヒ
 置候處元來「ペスト」ハ其病勢最モ劇烈隨テ其豫防法ハ一層嚴密ヲ要スヘキハ勿論ナルコト既ニ長崎
 入港ノ米船航海中ニ於テ一名ノ該病死者アリタルニ就テハ何時侵入スルヤモ難計ニ付左項ニ依リ
 豫メ設備ヲ爲シ豫防法ヲ嚴密ニ施行スヘシ

一 清國及ヒ香港ト交通アル土地ノ市町村ニハ豫メ相當ノ醫師ヲ定メ置キ患者ノ診察治療其他豫防
 施行ノ事ニ與カラシムルヲ必要トス

一 「ペスト」患者若クハ疑似ノ患者發生シタルトキハ其家屋ノ交通ヲ遮斷スヘシ而シテ其患者ヲ避
 シ病院ニ移スカ又ハ全治スルカ又ハ死者ヲ埋火葬シタル時ヨリ起算シ尙ホ九日間之ヲ繼續スル
 モノトス但掛官吏ノ見込ニ由リ其家ニ在リタル者ハ他ニ隔離シテ交通ヲ絶ツコトヲ得

一 「ペスト」患者若クハ疑似ノ患者發生シ一家遮斷ヲ以テ防遏シ能ハサルモノト認ムルトキハ其部
 落ヲ番シ嚴ニ交通遮斷ヲ施行シ該病毒ヲ一小局部ニ撲滅シ之ヲ區域外ニ傳播セシメサル機防遏
 スヘシ其區域内及ヒ其近傍ノ各戸ハ日々巡視ヲ爲サシメ勉メテ該病ノ隱蔽ヲ防クヘシ但此場合
 ニ於テハ郡市長ハ速ニ報告スヘシ

一 前項ノ患者ヲ避病院ニ移スカ又ハ死者ヲ埋火葬シタル後九日間新患者ヲ出サハルトキハ交通遮
 斷ヲ解クヘシ

一 船舶中ニ「ペスト」患者死者アリタルトキハ之ヲ他ニ移シタル時ヨリ起算シ其船舶ヲ九日間留置
 スヘシ但場合ニ依リ船客乗組人ヲ掛官吏ノ指定シタル場所ニ隔離シテ他トノ交通ヲ絶ツコトヲ
 得(本年勅令第五十六號ニ依リ檢疫ヲ實施スル船舶ハ此項ニ依リ處分スル限ニアラス)

一 常ニ船客乗組人アテサルモノニシテ檢疫官ノ充分ナル消毒ヲ施行シタル船舶ハ前項留置ノ限ニ
 アラス

一 患者ハ出來得ル限り避病院ニ入ラシムヘシ但疑似症ト眞症トヲ區別シ置クヘシ

一 死屍ハ萬止ムヲ得サルモノ、外火葬セシムヘシ

一 患者ニ使用シタル衣類臥具瀝壘其他患者ニ觸接シ病毒汚染ノ虞アルト認ムルモノニシテ熱汽消
 毒ヲ爲サ、ルモノハ燒却セシムルヲ要ス

● 訓令第七十五號 明治二十七年六月二十二日 郡市役所
 傳染病「ペスト」疑似症ト雖モ醫師ニテ診斷シタル時ハ明治十九年六月甲第六十六號傳染病報告細
 則ニ依リ報告候様開業醫師ヘ相達スヘシ

● 訓令第八十一號 明治二十七年七月十日 郡市役所 警察署 警察分署
 赤痢病ノ四國九州ニ流行スルヤ久シ然レトモ一年ノ患者十萬ヲ踰ユルハ未タ嘗テ聞カサル所ナリ
 近年ニ追ヒテ其流行區域漸ク廣ク明治二十五年大阪兵庫愛知ノ一府二縣ニ入り明治二十六年又滋

賀岐阜三重神奈川ノ諸縣ヲ侵セリ其患者數ノ如キモ往年順ニ拾六萬七千餘ノ多キヲ算スルニ至レリ本縣ハ幸ニシテ甚シキ流行ヲ見スト雖モ昨年ノ如キハ既ニ五百餘ノ患者ヲ出セリ夫レ該病ヲ豫防スルノ方法ハ傳染病豫防心得書ニ之ヲ明示シアルヲ以テ各地方敢テ之ヲ忽ニスルニアラサルハキモ獨リ奈何セン流行ノ勢進ムコトアリテ退クコトナキハ前記ノ通りニシテ漸次全國ニ蔓延スルノ勢アルヲ以テ觀ルトキハ亦本縣ニ在テモ益々心スヘキモノニシテ即チ今日ニ於テ之レカ豫防ノ方法ヲ講スルハ尤モ急務ナリトス今般該豫防上ニ就キ特ニ內務大臣ヨリ訓令ノ次第モ有之候コト付該病豫防ニ關スル事務概則左ノ通相定メ候條此際一層注意ヲ加ヘ充分ナル設備ヲ爲シ其流行ノ始メニ當リ速ニ之ヲ遏絶センコトヲ謀ルヘシ

赤痢病豫防事務概則

第一條 赤痢病豫防ノ爲メ縣廳郡市役所警察署警察分署ニ赤痢病豫防掛ヲ置ク其定員左ノ如シ

一縣廳

若干名

警部又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

一郡市役所

若干名

郡市書記ヲ以テ之ニ充ツ

一警察署警察分署

若干名

警部及巡查部長又ハ巡查ヲ以テ之ニ充ツ

第二條 赤痢病豫防掛ハ上長ノ命ヲ承ケ赤痢病豫防消毒ノ事務ニ従事ス

第三條 赤痢病豫防掛ハ赤痢病豫防消毒ニ關スル方法ノ普及ヲ圖リ該患者ノ届出ヲ迅速ナラシムルニ注意スヘシ

第四條 赤痢病豫防掛ハ消毒藥消毒器具ノ準備ニ注意シ赤痢病流行ニ際シ豫防消毒上支障ナキヲ期スヘシ

第五條 赤痢病豫防掛ハ各種ノ醫會等ト氣脈ヲ通シ赤痢病ニ關スル諸般ノ利害原因等ヲ調査スヘシ

第六條 郡市役所ニ於ケル豫防掛ハ郡市長警察署警察分署ニ於ケル豫防掛ハ署長之ヲ命免ス

第七條 第六條ノ豫防掛ヲ命免シタルトキハ警察署長分署長ハ警部長ニ郡市長ハ知事ニ其人名ヲ報告スヘシ

第八條 赤痢病豫防掛ハ須要ニ從ヒ適宜其人員ヲ定ム可シ

第九條 赤痢病豫防掛ハ成ルヘク公衆衛生ノ事ニ通曉シ特ニ豫防消毒法ノ施行ニ經驗アル者ヲ以テ之ニ命スヘシ

第十條 郡長ハ其部内ニ赤痢病流行ノ兆候アルトキハ町村ヲシテ消毒藥消毒器具便器等ヲ備ヘ置

カシムヘシ

市ハ前項ノ場合ニハ之ヲ備ヘ置クヘシ

第十一條 郡長ハ其部内ニ赤痢病流行ノ兆候アルトキハ町村ヲシテ成ル可ク避病院若クハ隔離室
ヲ設置セシムヘシ

市ハ前項ノ場合ニハ之ヲ設置スヘシ

第十二條 避病院及隔離室ニハ少クモ患者三十人ニ對シテ醫師一人看護人三人ノ割合ヲ以テ醫師
及看護人ヲ雇入レ置クヘシ

●訓令第九十二號 明治二十七年八月十四日

郡市役所 警察署
同分署 町村役場

赤痢病豫防派出所事務取扱手續左ノ通相定ム

赤痢病豫防派出所事務取扱手續

第一條 赤痢病豫防派出所ニ左ノ職員ヲ派出ス其人員ハ郡市長警察署長又ハ分署長協議ノ上適宜
之ヲ定ムヘシ

但職員ノ定員ハ認可ヲ受クヘシ

郡市書記

若干名

明治二十七年
八月三十一日
訓令第九十一號
加スニ但書ヲ第一
條ヲ以テ第九
條ニ付ス

巡 査

若干名

町村吏員

若干名

醫 員

若干名

第二條 豫防派出所ノ受持區域ハ郡市長警察署長又ハ分署長協議ノ上之ヲ定ムヘシ

第三條 派出員ハ各其上官ノ命ヲ受ケ豫防消毒ニ醫員ハ豫防掛ノ指揮ヲ受ケ検査ニ従事スヘシ

第四條 豫防派出所ニハ左ノ帳簿ヲ備ヘ置クヘシ

一 勤 怠 簿

日々派出員ノ勤怠ヲ記スヘシ

一 備 品 簿

備品ノ購入及借上品ヲ詳記スヘシ

一 消 耗 品 簿

消耗品ノ購入及使用高ヲ詳記スヘシ

一 患 者 名 簿

患者ノ住所氏名職業年齢發病月日重症症ノ別及其轉歸ヲ詳記スヘシ

一 日 誌

日々施行シタル事務ノ成績并病勢ノ實況其他巡視官吏ノ官氏名等ヲ詳記スヘシ

第五條 豫防派出所ニ於ケル豫防掛及醫員ハ左ノ各項ヲ施行スヘシ

- 一 避病室離隔室又ハ患者アル家ヲ日ニ數回巡視スル事
- 一 開業醫ニ就キ疑似患者ノ有無ヲ調査スル事
- 一 受持区域内ナ巡回シ各戸ニ就キ患者ノ有無ヲ調査スル事
- 一 患者ハ其醫ノ治療ヲ受ケシムル様勸誘スル事
- 一 受持区域内飲料水ノ良否ヲ調査シ其不良ノモノハ一切飲用ヲ禁スル事
- 一 必要ニ應シ衣類食器等洗滌ノ場所ヲ限定スル事
- 一 配湯又ハ排泄物取纏メ及焼却ノ際立會監視スル事
- 一 病毒ニ汚染シタル衣類等ヲ熨蒸スル事
- 一 受持区域内清潔法ノ施行ヲ監督スル事
- 一 豫防消毒方法ヲ民間ニ周知セシムルノ外尙消毒藥ノ取扱方ヲ指示スル事

前項ノ外豫防消毒上必要ナル事項

第六條 豫防派出所設置ノ地方ニ於テハ町村長ヲシテ左ノ各項ヲ施行セシムヘシ
市ハ前項ノ場合ニハ之ニ準シテ施行スヘシ

一 患者ノ多少病勢ノ緩急ニヨリ避病室若クハ離隔室ヲ設置スル事

一 豫防ニ關シ大字又ハ部落ニ適宜規約ヲ設ケル事

一 排泄物等運搬焼却ノ爲メ須要ノ人夫ヲ雇置ク事

一 病勢ノ緩急ヲ察シ配湯掛ヲ置キ日々度數ヲ定メ各戸ニ白湯ヲ配與シ一切冷水ノ飲用ヲ禁スル事

一 豫防派出所ニハ衛生組長ヲ日勤セシムル事

前項ノ外豫防消毒上必要ナル件ニシテ町村ニ於テ施設スヘキ事項

訓令第九十三號 明治二十七年八月十四日

郡市役所 警察署 同分署
町村役場

生石灰ハ石灰石ヲ燒キ炭酸ヲ驅逐シタル塊ニシテ密閉器中ニ貯フルトキハ變化ナシト雖モ其貯藏ノ宜キヲ得サルトキハ自然ニ風化シテ粉末狀トナリ炭酸石灰ニ變シ著シク消毒ノ力ヲ減スル者ナレハ可成塊狀ノモノヲ撰用スルヲ佳トス之ヲ使用スルニハ粉碎ノ勞ヲ省ク爲メ塊狀ノモノニ少量ノ水ヲ澀クトキハ忽チ粉末(水化石灰)トナリ別ニ粉碎ノ勞ヲ要セサル筈ナリ若又水ヲ加ヘテ自ラ粉碎セサル者ハ不充分ノ品質ニシテ消毒ノ効ナキモノナレハ使用ノ際能ク注意スヘシ

訓令第九十六號 明治二十七年八月二十四日

郡市役所 警察署 警察分署
町村役場

赤痢病豫防ノ爲メ今般本縣告諭第二號ヲ以テ發生心得等及告諭候ニ付此際郡市長町村長ハ警察署長分署長ト其實施ノ方法ヲ協議シ一般人民ヲシテ其旨趣ヲ熟知シ衛生ノ思想ヲ喚起シ且一町村又ハ大字若クハ部落ニ豫防ニ關スル規約ヲ設ケシムル等ノ注意ヲ爲シ本告諭ノ實効ヲ計ルヘシ

●訓令第百一號 明治二十七年九月二日 郡市役所 警察署 警察分署

六種傳染病檢疫ノ爲メ一時醫師ノ雇入ヲ要スルトキハ左ノ各項ニ依リ取扱フヘシ

但檢疫醫ヲ命シタルモノハ此限ニアラス

一 雇給一日金壹圓半日ナルトキハ其半額ヲ給ス但止ムヲ得サルトキハ一日金壹圓五拾錢迄ヲ給スルコトヲ得

一 旅費ハ日當一日金參拾五錢車馬賃一里毎ニ金六錢ヲ給ス其支給方法ハ旅費定則ニ依ル

一 雇給並旅費ノ請求ハ明治二十四年四月訓令第六十號ニ依リ雇給ハ第三號書式旅費ハ第二十五號書式ニ準シ調製シ警察部ヘ差出スヘシ

●訓令第百五號 明治二十七年九月八日 警察署 警察分署

赤痢病豫防監督規程左ノ通相定ム

赤痢病豫防規程

第一條 赤痢病患者アル地ノ所轄警察署長分署長並警部巡查部長ハ定例巡視ノ程度ニ拘ラス交互

間斷ナク常ニ患者アル地ヲ周密巡視スヘシ

但警察署長ハ直轄内病勢ノ緩急ヲ計リ所屬分署所轄内ノ患者アル地ヲ一个月一回以上監督巡視スヘシ若シ直轄内ノ病勢ニ依リ該程度ニ依リ難キトキハ認可ヲ經テ之ヲ減スルコトヲ得

第二條 巡視ノ際ハ赤痢病豫防派出所事務取扱手續第五條第六條ニ掲ケタル各項ノ行否及左記ノ事項ヲ視察スヘシ

- 一 赤痢病豫防派出所事務ノ整否
 - 二 檢疫醫執務ノ狀況及其實蹟
 - 三 患者届出ノ遲速
 - 四 消毒藥消毒器具及便器ノ準備并其保存ノ當否
 - 五 避病室若クハ隔離室ノ情況
 - 六 患家ニ於ケル消毒ノ行否及消毒藥保存ノ當否
 - 七 流行ノ狀勢
- 前各項ノ外必要ノ事項

第三條 巡視ノ際豫防消毒上不完全ノ處アルヲ發見シタルトキハ適當ノ方法ヲ舉テ嚴重之ヲ執行セシムヘシ

第四條 警察署長分署長ハ所轄内ニ於ケル病勢ノ消長其他必要ノ事項ハ時々警部長ニ申報スヘシ

●訓令第百六號 明治二十七年九月九日 郡市役所 警察署 警察分署

町村役場

本年八月訓令第九十八號ヲ以テ赤痢病流行ノ勢激シキニ至レハ直ニ避病室ヲ設置ス可キコトヲ示シ其設置ニ關スル要項概テ示シ置候處尙ホ左ニ避病室設置及整理ノ事項相示シ候條之ニ準據シ該病流行ノ地方ニ於テハ速ニ設置ノ計劃ヲ爲シ豫防ノ周到ヲ計ルヘシ

避病室施設及整理ノ事項

一 避病室ハ人家ヲ距ル遠隔ノ地ハ諸事不便ナルヲ以テ障害ナキ限りハ其近傍便宜ノ地ヲ選ムヘシ但河川飲料ニ供スヘキ水路學校諸製造所墓地火葬場及交通多キ道路等ニ離隔スルヲ要ス

一新ニ避病室ヲ築造スルトキハ其構造左ノ各項ニ依ルヘシ

一 用材ハ清潔乾燥ナルモノヲ選ヒ病室ハ南ニ面シ窓戶ヲ濶大ニシ空氣ノ流通ヲ便ナラシムル

二 病室ハ重症輕症ヲ區別シ其面積ハ通路ニ充ツヘキ部分ヲ除キ患者一人ニ付一坪以上ノ割合

トナシ其他別ニ一室ヲ準備スル事

三 病室ノ外醫局兼事務室看護人扣室浴室及消毒室ヲ設クル事

一 他ノ建物ヲ以テ避病室ニ充用スル場合ニ於テモ成ルヘク前項ニ準シテ設備スヘシ

一 避病室ニハ左ノ消毒藥及器具ヲ備置クヘシ

一 石炭酸 一 生石灰 一 昇汞

一 便器 一 撒布器 一 蒸氣消毒器

其他必要ノ器具

一 避病室ニハ消毒服ヲ備置キ看護人及ヒ病室内ニ入ルモノハ必ス着用セシムヘシ

一 入室患者ニシテ寢具食器ヲ持參シ難キモノニハ之ヲ貸與スルノ準備ヲナシ置クヘシ

一 市長村長ハ時々避病室ヲ巡視シ整理上不都合ナキ様注意スヘシ

一 避病室ニハ町村吏員中ヨリ事務員ヲ置キ室内諸般ノ整理ヲナサシムヘシ但大字ノ設置ニ係ルモノハ相當ノ事務員ヲ置クヘシ

一 避病室ニハ患者名簿及日誌ヲ備置キ患者名簿ニハ患者ノ住所氏名年齢出入及轉歸ノ月日等日誌

ニハ日々施行シタル事項ヲ記載スヘシ

一 醫師ハ凡ソ患者三十人ニ付一人ノ割合ヲ以テ雇入ルヘシ

一 避病室ニハ相當看護人一名又ハ數名ヲ置キ一般入室患者ノ看護ヲナサシムルノ外兼テ患者附添

看護人ノ取締ヲナサシムヘシ

一 避病室ニハ小使ヲ極クヘシ

一 患者ノ親屬又ハ故舊ニ於テ附添看護ヲナサントスルモノアルトキハ其心得方ヲ諭示シテ許可スヘシト雖モ多人數ニ亘リ又ハ屢々交代スルヲ禁スヘシ

一 看護人止ムヲ得サル事故アリテ他出セントスルトキハ充分消毒法ヲ行フヘシ

一 患者ノ親屬又ハ故舊ニ於テ面會ヲ請フモノアルトキハ之ヲ許可スヘシト雖モ病室内ニ於テ飲食ハ勿論喫煙ヲモ嚴禁シ且排泄物ニ觸レサル様注意スヘシ

●訓令第百八號

明治二十七年十月三日

町村役場

郡市役所

警察署

警察分署

縣下赤痢病漸次衰退ニ赴クト雖モ其潜伏セル病毒ヲ滅盡スルコトヲサレハ翌年ニ至リ再ヒ慘毒ヲ逞スルニ至ルヤモ計リ難シ依テ本年五月縣令第三十一號定期掃除規則ニ依リ今般掃除施行ノ際赤痢病患者アリタル家屋ハ勿論其他流行シタル市町村ニ於テハ尙ホ左ノ方法ニ據リ消毒的掃除ヲ施行スヘシ

一 赤痢病患者ノ居室及隣房其他病毒汚染ノ虞アル箇所ハ天井板間建具ノ類ハ石炭酸水(二十)又ハ昇汞水(倍)若クハ石灰乳ヲ以テ之ヲ拭ヒ壁紙ノ類ハ石炭酸水(二十)ヲ撒布スルカ或ハ亞硫酸瓦斯又ハ石炭酸ヲ以テ室内ヲ蒸蒸スヘシ

一 床板ハ其消毒スヘキ部分ヲ仮リニ撤去シ地上ノ塵芥ヲ掃除シ然ル後充分ニ粉末石灰(水酸化石灰)ヲ撒布シ尙隙込板ヲ外シテ五日間以上大氣ヲ通セシムヘシ

一 兩便溜壺ノ周邊ニハ充分ニ粉末石灰又ハ石灰乳ヲ撒布スヘシ

一 井戸及流場ノ周邊汚水ノ停滯スル箇所ハ清潔ナル粘土又ハ乾燥セル土ヲ以テ充填シ汚水ノ滲入セサル様修繕ヲ加ヘ且井水ハ浚渫スヘシ

一 排水路及地先下水路等ハ充分ニ生石灰ヲ投入シ能ク之ヲ攪拌シ其汚物ヲ取除クヘシ

一 掃除ニ依リ取除キタル塵芥ハ總テ燒却シ汚泥ハ更ニ生石灰ヲ以テ消毒シ衛生上無害ノ地ニ埋却スヘシ

一 室内ヲ蒸蒸スルハ左ノ方法ニ依ルヘシ

一 鉄鍋ニ乾キタル砂ヲ敷キ之ヲ炭火上ニ置キ此中へ硫黃又ハ石炭酸ヲ入レタル皿ヲ半ハ埋メ熱シテ瓦斯ノ發生スルニ至ラハ家屋ノ外部ニアル窓戸ヲ閉鎖シ四時間計蒸蒸シタル後開放スヘシ但硫黃八十坪ニ付十匁石炭酸ハ三十匁ノ比例コテ用フヘシ

注意
一 亞硫酸瓦斯ハ金屬ニ觸ルトキハ之ヲ侵シ又衣服類ノ色素ヲ脱却スルノ性ヲ有スルカ故如斯物品ハ一時適宜ノ場所ニ移スヘシ

訓令第百十七號

明治二十七年十一月九日

郡市役所 警察署 警察分署
町村役場

時季逐々寒冷ニ向ヒ天然痘發生ノ候ニ屬セリ之ヲ既往ニ徵スルニ本病ハ毎年十一月頃ヨリ流行ノ端ヲ發シ越テ翌年二三月ニ至リ尤モ猖獗ヲ極ムルモノナリ且本病ニ感染スル者ヲ觀ルニ比較的壯者年者ニ多クシテ其比例ハ三十年以上ノ者十分一、十五年未滿ノ者十分三、十五年以上三十年迄ノ壯者十分六ヲ占ムルカ如シ今ヤ本邦清國ニ事アリ此三十年前後ノ者ハ國ノ大任ヲ擔ヘリ若シ本病ノ例ニ依リ寒冷ト共ニ此壯者ヲ侵ストセハ事容易ナラサルハ勿論其他一般病毒ノ慘害鮮少ナラサルヲ以テ宜ク之ヲ未然ニ豫防スルヲ最大要義ナリトス種痘ノ事ニ關シテハ從來屢々告諭シ訓令シ以テ實施ノ事ヲ命達セリ然レトモ其贖未タ以テ普及ナルニ至ラス現ニ昨年實施ノ者ニ在テ不善感ノ者十一万五千九百六十五人疾病事故等ニテ欠席ノ者三万八千九百八十四人本年春季ニ在テハ不善感ノ者七千五百一十八人欠席ノ者一万七十五人ノ多キニ至レリ如此多數ナル狀況ニシテ一旦流行ノ徵アルニ際シ却テ感染ヲ促スノ媒トナリ其病勢ヲシテ愈々益々劇甚ナラシメントスル虞アルニ付此際各市町村ニ在テハ第一種痘臺帳ヲ速ニ整理シ以テ其實施ノ結果ヲ明瞭ニシ最嚴重ニ實行ニ着手シ警察官吏ニ在テハ其故意ニ忌避スル者又ハ等閑ニ付スル者ハ假籍ナク嚴ニ之ヲ處分シ各督勵勉強シテ普及ノ實ヲ舉グヘシ

訓第一三五號

明治二十七年十一月二十二日

市役所 公立病院

刑死者及在監中ノ死者ニシテ親屬故舊其遺骸ノ下付ヲ請フ者ナキ死體ヲ公立病院ニ於テ實驗ノ爲メ解剖スルトキハ其死者ノ住所姓名年齢及其解剖着手ノ日時ヲ豫メ其地警察署ニ報告シ且剖觀後ハ速カニ整理シ原體ニ復シ不都合ナキ様致スヘシ

右訓令ス

●第十一類

●農工商

●縣令第五十三號 明治二十七年九月二十八日

鮎番殖保護ノ爲メ左ノ箇所ヲ禁漁場ト定メ該場ニ於テ毎年九月二十日ヨリ十月二十日マテ鮎捕獲ヲ禁ス犯ス者ハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

神通川

婦負郡神明村大字嶋島村地内字大廻先禁漁標杭ヨリ下流神通橋ニ至ルノ間

庄川

射水郡大門町雄神橋ノ下流第一禁漁標杭ヨリ第二禁漁標杭ニ至ルノ間

小矢部川

礪波郡國吉村大字佐賀野村佐賀野橋ヨリ上流禁漁標杭ニ至ルノ間

●縣令第五十九號 明治二十七年十月八日

明治十七年十月甲第四百十四號勸業諮問會員處務順序及會則ヲ廢止ス

●縣令第六十號 明治二十七年十月八日

勸業事業ノ發達ヲ圖ル爲メ勸業諮問會ヲ設ケ其規則左ノ通相定ム

勸業諮問會規則

第一條 勸業諮問會員ハ勸業事項ニ關シ知事ノ諮問ニ答フルモノトス

第二條 勸業諮問會員ハ二十名トシ其任期ハ二箇年トス

第三條 勸業諮問會員ノ外關係官吏ヲシテ意見ヲ陳述セシムルコトアルヘシ

第四條 勸業諮問會ハ毎年一回之ヲ開ク其會期ハ十日以内トス

但必要アルトキハ臨時開會スルコトアルヘシ

第五條 勸業諮問會員ハ意見ヲ演フルニ止リ互ニ討論スルコトヲ得ス

第六條 勸業諮問會員ニハ開會中旅費日當ヲ給ス

●縣令第六十五號 明治二十七年十一月九日

農事上ノ弊害ヲ改メ其發達ヲ圖ルヲ目的トシ農事改良組合準則ヲ定ムル左ノ如シ

農事改良組合準則

第一條 農事改良組合ヲ設置セントスルトキハ一町村若クハ數町村連合シ適宜規約ヲ設ケ縣廳ノ認可ヲ受クヘシ

第二條 組合ハ組合内ニアル同業者ヲ以テ組織スルモノトス

第三條 組合規約ニ掲グヘキ要領ハ左ノ如シ

- 一 組合ノ區域
 - 二 管理ノ方法
 - 三 組合ニ於テ施行スヘキ事項
 - 四 組合ニ要スル費用並其負擔方法
- 前項ノ外組合ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第四條 農事改良組合ノ實施スヘキ事項概ネ左ノ如シ
- 一 模範農場又ハ試驗場ヲ設クル事
 - 二 米質改良ノ事
 - 三 耕作物ノ種類ヲ選定シ耕作ヲ改良スル事
 - 四 農用牛馬ヲ増畜スル事
 - 五 堆肥ヲ製造スル事
 - 六 撰種肥培收穫物貯藏方法ヲ改良スル事
 - 七 共同苗代ノ事
 - 八 干田排水ノ事
 - 九 田區改良ノ事

- 十 蔭樹伐採ノ事
 - 十一 稗ヲ交除スル事
 - 十二 害虫豫防及驅除法ヲ立ル事
 - 十三 米麥蕎麥其他共同販賣ノ事
 - 十四 蠶種肥料其他共同購求ノ事
 - 十五 稚蠶飼育ノ事
 - 十六 農産物品評會ノ事
- 前項ノ外必要ト認ムル事項
- 第五條 組合ハ其組合ノ事務ヲ擔當スヘキ者ヲ定メ縣廳ヘ届出ツヘキモノトス
- 縣令第六十六號 明治二十七年十一月十五日
- 鮎番殖保護ノ爲メ左ノ箇所ヲ禁漁場ト定メ該場ニ於テ毎年十月十日ヨリ十二月三十一日マテ該魚ノ捕獲ヲ禁ス犯ス者ハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス
- 神通川
- 上新川郡新保村大字新保村字新石堤蛇籠前禁漁標杭ヨリ下流全村大字秋ヶ島村字中ノ島用水
- 尻禁漁標杭ニ至ルノ間

井田川

婦負郡宮川村大字余川村橋禁漁標杭ヨリ下流全郡熊野村大字下井澤村砂場石堤尻禁漁標杭ニ至ルノ間

黒部川

下新川郡飯野村大字板屋村字下丁場二番堤前第一禁漁標杭ヨリ下流第二禁漁標杭ニ至ルノ間

庄川

射水郡淺井村大字土合新村地先清水川上流第一禁漁標杭ヨリ下流第二禁漁標杭ニ至ルノ間

礪波郡北殿若村大字住吉村地先第一禁漁標杭ヨリ下流全村大字春日吉江村中田橋下流第二禁漁標杭ニ至ルノ間

千保川

射水郡二塚村大字二塚村字菅袋傳平橋禁漁標杭ヨリ下流全村大字東藤平藏村字大林島橋禁漁標杭ニ至ルノ間

岸渡川

礪波郡福岡町大字三日市村國道橋禁漁標杭ヨリ下流全字大川橋禁漁標杭ニ至ルノ間

荒川

礪波郡福岡町大字福岡町字稗島第一禁漁標杭ヨリ第二禁漁標杭ニ至ルノ間

小矢部川

礪波郡津澤町津澤橋禁漁標杭ヨリ上流高木堰禁漁標杭ニ至ルノ間

全郡石動町大字今石動町字島分橋ヨリ下流全町大字福町國道橋ニ至ルノ間

宮川

礪波郡松澤村大字小神村第一禁漁標杭ヨリ下流小矢部川落合第二禁漁標杭ニ至ルノ間

●告示第十六號 明治二十七年二月十六日

遠洋漁業傳習方法左ノ通り相定ム

遠洋漁業傳習方法

第一條 遠洋漁業傳習用漁船ハ將來最モ該業發達ノ見込アル町村ニ限リ期限ヲ定メ一艘ニ教師四名ヲ乗込マセ附屬漁具ヲ添ヘ之ヲ貸與ス

第二條 前條漁船ノ貸與ヲ受ケントスル町村ハ五名以上ノ世話人ヲ設ケ該世話人ヨリ傳習ヲ受クヘキ者ノ氏名及其各自漁業上ノ經歷ヲ記シ毎年二月二十日迄ニ所轄郡役所ヲ經テ本廳ヘ出願スヘシ

傳習ヲ受クヘキ者ハ前項願書ニ連署スヘシ

第三條 世話人ハ其所轄町村長ニ於テ漁業篤志者中ヨリ選定スルモノトス

第四條 世話人ハ傳習者ヲ助ケ其町村遠洋漁業ノ發達ヲ計リ盡力スヘキモノトス

但自ラ傳習ヲ受ケルヲ妨ケス

第五條 漁船貸與中該船及其附屬漁具ノ破損ハ天災地變ニ係ルモノヲ除クノ外傳習者ニ於テ之ヲ修繕スヘシ

傳習者前項ノ責ヲ盡サルトキハ世話人其責ニ任ス可シ

第六條 傳習上ニ要スル器具ハ世話人ニ於テ教師ノ指揮ニヨリ設備スルモノトス

第七條 傳習中捕獲シタル魚類ハ遠洋漁業發達上必要ノ費用ニ充ツルカ爲メニ附與ス

第八條 傳習者ハ左ノ各項ヲ具備スル者ニ限ル

一年齡十八年以上ノモノ

一 身體強壯ニシテ從來漁業ニ從事セシモノ

第九條 傳習者ハ漁船一艘ニ四名乗込傳習ヲ受ケルモノトス其期間ハ一期二ヶ月トス

世話人ハ前項滿期毎ニ傳習者ヲ交替シ其氏名ヲ本廳ヘ届出ツ可シ

第十條 傳習ヲ受ケタル者ハ自ラ遠洋業ニ從事シ且他ノ漁業者ヨリ其傳習ヲ求メラレタルトキハ之ニ應スヘキ義務アルモノトス

第十一條 教師ハ漁業日誌ヲ調製シ置キ毎日ノ晴雨風向及捕魚ノ名稱數量大小(大小ハ尺寸)并ニ

其捕獲セシケ所ヲ明細ニ記入シ漁船貸與滿期后第十二條ノ届ニ添付スヘシ

第十二條 世話人ハ漁船貸與滿期后三日以内ニ左ノ事項ヲ本廳ヘ届出ツヘシ

一 傳習中捕獲シタル魚類ノ名稱數量及其代價

一 漁業ヲ爲シタル海面ノ名稱及其經過セシ里程

一 傳習ヲ受ケタル者ノ氏名

第十三條 此方法ニ關スル届ニハ教師連署スヘシ

第十四條 告示第十八號 明治二十七年二月十六日

本縣農事試驗場本支部ニ於テ農事故良上必須ノ業務ヲ修得セシムル爲メ左記資格アル者見習生トシテ入場差許候條志願者ハ本廳ヘ出願スヘシ

見習生資格

一年齡十八歲以上ニシテ農事ニ熱心ナル者

一品行方正身體強壯ナル者

見習生心得

一 見習期限ハ毎年三月下旬ニ始メ十一月下旬ニ終ル

- 一 見習中ハ試験場ノ實地業務ニ従事スル事
- 一 入場中ハ能ク同場ノ規則ヲ守リ教師ノ命令ニ服従スルモノトス
- 一 本支部場員ヲシテ事業ノ繁緩ヲ見計ヒ見習生ノ爲メ農事講話ヲナサシムヘシ
- 一 食料衣服農具等ハ總テ自辨タルヘキ事
- 一 見習中ハ試験場近傍ニ下宿スヘシ
- 但近傍ニ住居ヲ通學ヲ願出ツル者ハ許可スル事アルヘシ

● 告示第四十五號 明治二十七年五月十一日

傳習所設置心得左ノ通相定ム

傳習所設置心得

- 第一條 明治二十七年年度ニ於テ織物業物(絹木綿織ノ類ヲ主トス)酒造(伊丹造酒法ヲ主トス)製茶(輸出向製茶ノ法ヲ主トス)ノ巡迴教師ヲ派出シ其事業ヲ傳習セシムルヲ以テ志望ノ者ハ數名共同シ左ノ事項ヲ掲ケ所轄都市役所ヲ經テ傳習所ノ設置ヲ願出ツヘシ
- 但同一事業ニシテ多數ノ出願者アルトキハ其緩急ヲ見計リ之ヲ取捨スルモノトス
 - 一 傳習ヲ受ケヘキ業目
 - 一 傳習所ニ充ツヘキ場所坪數及ヒ其見取繪圖

● 告示第七十號 明治二十七年六月十五日

農業試験場彌波郡第一支部ニ種牝牛一頭ヲ備置キ一ヶ年三十頭ヲ限リ交尾セシメ候條志望ノ者ハ左ノ出願人心得ニ依リ所轄市役所又ハ町村役場ヲ經テ同支部ヘ願出ツヘシ

出願人心得

- 一 交尾ハ隔日ニ施行スルモノトス
- 一 丈ケ四尺以下及ヒ遺傳病又ハ惡癖アル牝牛ニハ交尾ヲ許サス
- 一 交尾上ニ付テハ凡テ掛員ノ指揮ヲ守ルヘシ
- 一 交尾後受胎又ハ出産トモ其都度必ス同支部ヘ届出ツヘシ

● 告示第八十六號 明治二十七年七月二十二日

富山市大字富山山王町ニ富山縣物産陳列場ヲ設ケ來ル八月五日ヨリ開場毎日午前九時ヨリ午後四時迄諸人ノ縦覽ヲ許ス

但シ臨時休場並ニ時間ノ伸縮ハ其時々揭示スヘシ

● 告示第八十七號 明治二十七年七月二十二日

富山縣物産陳列場ニ有志者ノ出品ヲ許シ出品人心得左ノ通相定ム

富山縣物産陳列場出品人心得

第一條 標本及ヒ参考用トシテ物品ヲ出品セントスル者ハ書式第一號ニ依リ本場ニ差出スヘシ

第二條 標本及ヒ参考用トシテ物品ヲ本場ニ寄附セントスル者ハ書式第二號ニ依リ縣廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第三條 本場陳列品ノ種類ハ概子左ノ如シ

一 輸出品標本ハ現ニ本邦ヨリ海外へ輸出スル物品及ヒ將來輸出スヘキ見込アルモノ并ニ外國品ト同一ノ物品ニシテ本邦ニテ製造輸出シ得ヘキ見込アルモノ、標本及ヒ其原質雛形

二 輸入品標本ハ海外諸國ヨリ本邦へ輸入スル各種物品ノ標本及ヒ其原質雛形

三 本縣下ノ生産物ニシテ現ニ他府縣へ販出シアルモノ及ヒ將來販出ノ見込アルモノ、標本及ヒ其原質雛形

四 各府縣生産物ニシテ本縣下へ輸入シ來ルモノ及ヒ將來輸入スヘキ見込アルモノ、標本及ヒ其原質雛形

五 各府縣ニ生産スル物品ニシテ未タ本縣へ輸入セサルモ其地方ニ於テ商品トシテ又ハ特技アルモノトシテ取扱フ物品ノ標本及ヒ雛形

六 試作改良若クハ發明ニ係ルモノ又ハ工匠及ヒ技藝ノ特妙ナル物品ノ標本及ヒ雛形

七 技藝、美術、學理及ヒ歷史上參考トナルヘキ天産物及ヒ古物若クハ其模造品

八 荷造標本ハ各種物品ノ裝飾法并ニ海外及ヒ内地運搬用荷造ノ標本又ハ雛形圖面并ニ其用品

九 圖書ハ農工商、美術、冶金、鑛業、園藝、山林、河海、堤防等ニ關シ鑑定若クハ考證ニ必要ナルモノ并ニ意匠登録品ノ雛形商標又ハ交通運輸其他經濟上ニ關スル内外古今各種ノ圖書統計報告書及ヒ農工商ニ關スル新聞雜誌ノ類

十 器械及ヒ特許品ハ農工商業ニ要スル内外各種ノ器械并ニ專賣特許品及ヒ其類似ノ器械器具ノ標本又ハ雛形

第四條 總テ出品物ニ對シテハ本場ヨリ預リ證ヲ交附スヘシ

第五條 出品物ノ性質本場ノ主意ニ反リ若クハ有害ト認ムルトキハ陳列ヲ拒絕シ又ハ出品ヲ中止セシムルコトアルヘシ

第六條 出品物ハ本人ノ望ニ依リ場内ニ於テ之ヲ販賣スルコトヲ得

第七條 出品物ノ代價ニ異動ヲ生シタルトキハ其都度本場ニ届出ツヘシ

第八條 出品物ハ出品人隨意ニ陳列シ又ハ運轉スルコトヲ得ス

第九條 本場ノ出品物ニ對シテハ相當ノ保護ヲ爲スヘシ

但避クヘカテサル災害又ハ自然ニ生シタル損害ハ本場其實ニ任セス

第十條 出品物ノ陳列ハ本場ノ飾箱ヲ用ユルト雖モ出品者ノ望ニ依リ調製スルモノハ其費用ハ出

品者ノ負擔トス

第十一條 總テ出品物ト同一ナル物品ノ販路ヲ擴張スル爲メ構内ニ廣告ノ揭示ヲ願出ツル者アルトキハ期日ヲ限り之ヲ許スヘシ

但廣告ニ要スル費用ハ出願者ノ負擔トス

第十二條 出品物運賃荷造等ノ費用ハ往復共總テ出品者ノ自辨トス

(第一號書式)

出品目録

番 號	物 名	物 質	數 量	市 價 (原價)	
				新製 品ノ 標	本又 ハ古 物
計					

右富山縣物産陳列場出品人心得等承諾ノ上標本(參考品)トシテ解説書ヲ添へ出品仕候也

住所番地

年 月 日

出品人 職業 姓 名 印

富山縣物産陳列場御中

第一 解説書 試作物古物及ヒ天産物等ノ分

(第三條六) 項七項

一 産地 (發見地)

一 製作ノ年代及ヒ發見試作ノ年月日

一 製作人名(發見者試作者發明者、住所姓名)

一 品位品質

一 用途及ヒ所長

一 製法

一 價額(評價)

一 右ノ外考證トナルヘキ必要ノ記事

第二 解説書 普通標本ノ分 荷造ノ分

(第三條一項乃至五) 項八項乃至十項

一 製作者住所姓名

一 物品專賣取扱者ノ姓名

一 産出及ヒ製造ノ年月日

一 産地

第五條 物品ヲ携帶退場セントスル者ハ掛員ニ通行券ヲ受ケ門衛ニ示スヘシ

第六條 縦覧人ハ陳列品ニ手ヲ觸ル、コトヲ得ス

第七條 縦覧中本場ノ物品ヲ汚染又ハ毀傷スルトキハ相當辨償セシムヘシ

第八條 縦覧中場内指定ノ場所ヲ除ク外喫煙又ハ飲食スルコトヲ得ス

●告示第百二十二號 明治二十七年九月三十日

富山縣工藝品陳列場本年九月三十日限り廢止ス

●告示第百四十號 明治二十七年十一月九日

苗代冬蒔土園或ハ寒水浸其他農事ニ付農事試驗場本支部主任ノ出張傳習ヲ受ケ又ハ講話等ヲ聽カント欲スルモノニシテ該出張ニ要スル實費ヲ負擔スルトキハ事務ニ差支ヘサル限りハ其求ニ要セシムルヲ以テ豫メ期日ヲ定メ直ニ本支部ヘ申請スヘシ

●告示第百四十五號 明治二十七年十一月二十四日

射水郡伏木町大字伏木湊町天氣像報信號旗ニ綠色球燈ヲ増シ降雨ノ夜標トシテ本月二十五日ヨリ之ヲ掲ク

●告諭第一號 明治二十七年七月二十七日

田水灌溉ハ平常田面地表ヲ浸シ居レハ足り徒ニ多量ノ水ヲ溢キ一寸以上ノ深水ト爲スヘカラス且

ツ植付ケ後ハ專ラカヲ除草ニ盡シ一番ヨリ三番四番五番ト成ルヘク其度ヲ多クシ最終ノ除草ヲ花草ト唱ヘ花ノ咲揃ヒタルトキヲ以テ最良トス而シテ花草後田水ヲ落スノ遲速ハ收穫上大關係ヲ及ホスモノナレハ其時宜最モ鄭重ニ心ヲ用ヒサルヘカラス然ルニ從來稻穂ノ成長及ヒ熟否ノ如何ニ拘ハラス漫ニ舊曆ニ依リ土用三番又ハ二百十日ヲ定期トシ田水ヲ落スノ舊慣法ヲ襲用スル者比々之アリ是レ大ニ收穫ヲ減スルノミナラス陸稻ノ如ク粗惡ノ米質ヲラシメ其損失言フヘカラルモノアリ故ニ平常ノ水加減ハ勿論殊ニ花草後ノ排水ニ就テハ其季節ヲ誤ラサルヲ肝要トス而シテ其期節ハ地質氣候ニ依テ一概ニ定メ難シト雖モ普通ノ干田ニ在テハ穂先ノ黄ニ始メタルトキ水口ヲ塞キ田水ヲ自然ニ吸收セシムルヲ良法トス以上ハ學說ニ參シ老農ニ質シ以テ農家ノ參考ニ資ス當業者深ク注意スヘシ

●告諭第三號 明治二十七年九月七日

米穀ハ本縣第一ノ物産ニシテ其品位ノ高低價格ノ昇降ハ實ニ當業者ノ利害ニ關スルノミナラス縣下經濟ノ消長ニ影響ヲ及ホスコト頗ル大ナリ故ニ其業ニ當ルモノハ其品位ヲ高メ價格ヲ降サハル様注意セサルヘカラス然ルニ本年富山市設博覽會及第五回關西聯合府縣共進會ノ成績ニ徴スレハ我越中米ハ他府縣ノモノニ比シ其品位劣等ニシテ賞與ヲ得タルモノ少ナク殊ニ第五回關西聯合府縣共進會ニ於テハ其出品多ハ腐敗ヲ帶ヒ出シ甚シキハ其容器全ク虫ヲ以テ滿タサレ米ノ形狀

ヲ失ヒタルモノアリ又去冬以來越中米ノ東京市場へ廻送シタル者ノ中ニハ腐敗多キヲ以テ今春來同市場ヨリ其廻送ヲ謝シ來ルモノ少ナカラスト云ヘリ現今東京廻米問屋市場ニ於テハ越中米ノ價格ハ伊勢米等ニ比シ一石ノ上ニ於テ貳圓ノ差ヲ見ルニ至レリ之ヲ縣下平年ノ輸出額五十万石ニ乘スレハ百萬圓ノ巨額ニシテ縣下ノ地租總額八拾萬圓ニ超ユルコト貳拾萬圓ナリ況ンヤ今年ノ如キハ豐作ナルヲ以テ其輸出額六十万石以上ニ昇ラン果シテ然ラハ其失フ所百貳拾萬圓以上ノ巨額ニアラスヤ願フニ明治十九年輸出米規則ヲ發布シ米製ノ改良ヲ促セシ當時東京廻米問屋市場ニ於テ一時越中米ノ聲價ヲ高メ伊勢米等ニ比シ其價格ノ差一石ニ對シ五六拾錢位ニ近ツキ且其格付モ同市場相場表ニ現ハル、ニ至リシコトアリ故ニ其品質ノ劣惡ナルハ固ヨリ天然ノ性質ニアラスシテ全ク人爲ノ注意ニ缺ケル所アルニ因ルヤ明ナリ今少シク其乾燥調製ニ注意ヲ加フルニ於テハ今日ニ比シ一石ノ上ニ於テ壹圓ノ價格ヲ昇スコト敢テ難事ニアラサルヘシ今ヤ收穫ノ候ニ向ヒ乾燥ノ季ニ迫マレリ其業ニ當ルモノ此ニ願フ專ラ乾燥ニ力ヲ盡シ調製ニ意ヲ用ヒ越中米ノ品位ヲ高メ價格ヲ上昇セシムル様深ク注意ス可シ

●訓令第二十四號

明治二十七年二月十六日

郡役所(彌波郡役所ヲ除ク)

●訓令第六十二號

明治二十七年五月十一日

郡市役所 町村役場

一該方法第一條ノ見込アル町村トハ例セハ鱈鱈漁ノ如キ遠海ニ出テ、營ム漁業者ノ所在地町村ヲ

謂フ

一該方法第七條ノ捕獲魚類ハ世話人及傳習者協議ノ上分配シ又ハ傳習者若クハ世話人ノ一方ニ之ヲ受クルコトヲ得

一該方法第二條ノ願書ヲ郡役所ニ受付タルトキハ第一條第四條第八條ノ事項ニ適當スルヤ否ヲ調査シ意見ヲ添ヘ受付ノ日ヨリ十日以内ニ本廳へ進達スヘシ

●訓令第六十二號

明治二十七年五月十一日

郡市役所 町村役場

今回農商務省水産調査所ニ於テ海流觀測ノ爲メ長崎那覇及臺灣間並北海道環海ニ於テ左ノ方法ニ依リ浮標投入相成候條該浮標ヲ發見シタル者アルトキハ拾取ノ上心得書ノ各項ニ從ヒ直チニ農商務省水産調査所へ報告セシムヘシ

但報告書ノ上其旨届出ヘシ

海水ノ寒暖ニ隨ヒテ魚類ノ相異ナルコトハ世人ノ皆ナ知ル所ナリ我カ沿岸ニハ黒潮ト稱スル暖流アリ又親潮ト名クル寒流アリテ此二流ニ住メル魚類ニ大差アリ故ニ黒潮親潮ノ廣狹方角或ハ運速ヲ知ルハ新漁場ヲ發見シ又ハ之ヲ擴張スルニ最モ肝要ナルハ勿論航路又ハ氣候ヲ取調フルニモ極メテ貴重ノ材料ヲ得ルモノナリ是ニ於テ本所ハ黒潮親潮ノ廣狹方角運速等ヲ調査センコトヲ企テ長崎臺灣間及北海道環海ニ於テ硝子瓶ヲ途々投入セシム由テ此瓶ヲ沖合又ハ港灣其他何ノ處ニテ

モ發見シタル者ハ左ノ心得書ニ準シテ別紙端書ノ要件ヲ記入シ本所ニ發送アラシムコトヲ望ム
明治二十七年四月
農商務省水産調査所

心得書

- 一 浮瓶ヲ發見採取シタルトキハ其栓ヲ抜キ瓶内ノ郵便端書ヲ取出タシ次ノ事項ヲ記入シ東京農商務省水産調査所ニ向ケ發送スヘシ
- 一 浮瓶ヲ採取シタル場所ハ可成明細ニ記入スルヲ要ス假令ハ海上ニ於テ浮瓶ヲ發見シタルトキハ何時何村沖合凡ソ何里又港灣ナレハ其地名ヲ記シ若シ沿岸ニ打上ケアリタル時ハ其由ヲ詳記スルヲ要ス
- 一 浮瓶採取ノ年月日ハ最モ大切ノモノナレハ月日等ノ相違ナキ様注意アリタシ尤舊曆ナレハ舊ノ一字ヲ書入レラルヽコトヲ望ム採取ノ時刻ハ大略ニテ宜シケレハ午前又ハ午後何時頃ト記スルモ可ナリ
- 一 採取人ノ姓名宿所ハ可成詳細ニ記シ若シ數人同時ニ之ヲ認メタルカ又ハ數人協力シテ之ヲ採取シタル時ハ其内一名ノ姓名ヲ記シ外何人代トナスヘシ
- 一 空瓶ハ採取人ノ所有トス
- 一 採取人ハ報酬トシテ浮瓶一本ニ付金拾錢ヲ受ケヘシ

但シ郵便切手ヲ代用スルコトアルヘシ

端書表面

農商務省
水産調査所
御中

端書裏面

第二回 浮瓶採取報告 第 號
海流調査 浮瓶採取ノ場所
Locality
同上年月日時刻
Date
同上採取人姓名
Name
同上採取人宿所
Address

訓令第七十七號 明治二十七年七月三日

郡市役所 警察署
警察分署 町村役場

蠶種ノ良否ハ蠶業上ニ影響ヲ及ホスコト甚タ大ナルヲ以テ其製造ニ關シテハ特ニ蠶絲業取締規則第三條ニ規定有之候處若シ之ニ違背シ粗製濫造ヲ爲ス者アルトキハ前途該業ノ信用ヲ損スルノミナラス縣下該業改良ノ進路ヲ遮絶スヘキコト付蠶種製造期中ハ實地監督シ右等心得違ノ者無之様取締方嚴密注意スヘシ

訓令第二百十號 明治二十七年十一月二十四日 郡役所 町村役場
本年十一月 縣令第六十五號農事改良組合準則ニ依リ組合ヲ組織セントスルモノハ形式上ニ拘泥セス

左ノ要旨ニ注意シ速ニ組合ヲ團結スルコトヲ勉ムヘシ

一 本縣農事ノ改良スヘキモノ多端而シテ從來試驗ノ成績最モ確實ニシテ其利益ノ宏大ナルモノハ完全兩作ノ如キ牛馬耕ノ如キ堆肥ノ如キ排水ノ如キ田區改正ノ如キ養蠶ノ如キ養産ノ如キ菓樹ノ如キ蔬菜ノ如キ若々之ヲ改良シ其他ニ及ヘハ農家ノ利益ヲ倍徒スル實ニ難キニ非ルヲ知リ縣下ノ輿論ハ既ニ其途ニ歸向シタレトモ各自區々ノ行爲ニ放任セハ速ニ其發達ヲ期スヘカヲサレハ各團體ヲ組織シ協力一致之ニ從事スル改良機關ノ必要ヲ認メ農事改良組合準則ヲ發布シタルナリ

一 一町村若クハ數町村聯合シ適宜組合ヲ設クルヲ要スト雖情態同シカラサル大町村ハ數組ニ分ツモ妨ケナク又町村數ヲ制限セサルカ故ニ動モスレハ組合ノ區域廣キニ過キ却テ一致協力ノ實効ク品評會共進會等出品確實ナラサル弊アルヘク又一町村ヲ限ルトキハ摸範農場ヲ設ケ教師ヲ招ク等費用ノ負擔ニ困難ヲ生スルノ虞アルヲ以テ廣狹見計リ凡廣キモノ二三町村ヲ適度トス尤モ從來慣行アル小作米品評會農産物品評會等ノ如ク單ニ其事業ノ爲メニ聯合スルモノハ必組合ノ區域ニ依ルニ及ハス

一 組合ハ規約書等ニ關シ形式上ノ完全ヲ求ムルヨリハ寧ロ事業改良ノ實ヲ舉グルヲ目的トシ且總テ實業ヲ貴ヒ經費ヲ節シ事務擔當者ノ如キハ可成名譽職トシ而シテ集會ノ如キハ農隙

ニ於テ之ヲ開キ參考トナルヘキ物産ヲ携ヘ其品評又ハ講話等有益ナル事ヲ務メ農家ノ生計ヲ妨ケサルコトニ注意スベシ

訓第三五號 明治二十七年三月十日

各 郡 長

近來旅籠屋營業者ニ於テ宿引ナルモノヲ各所ニ差出シ北海道移住若クハ出稼人ニ對シ誘引止宿ヲ豫約シ且財產贖賣等仲買人ノ所業ヲナシ加之移住人等該地方ノ情況ニ通曉セサルヲ奇貨トシ前途目的ノ確定セサルモノニ向ヒ時機ヲ誤ラハ開墾地手ニ入ラサルナト煽動シ頻リニ渡航ヲ勸メ乘船手數料其他贖賣手數等相食リ不正ノ所業ヲナスモノ處々徘徊セル趣相聞候條警察署ニ於テ取締候等ニ候得共尙其郡内取締方充分相立候様取計ハルヘシ

訓第五二號 明治二十七年四月十日

各 郡 市長

北海道團結移住民ノ儀ニ關シテハ是迄數回其取扱方示達置候處近來移民日ニ加ハルノ機運ヲ奇貨トシ奸黠リ徒各地方ヲ徘徊シ小民ヲ甘誘シテ徒手匆卒渡航ノ途ニ上ホテシメ渡航ノ後ハ前後ヲ辨セサル客土ニ放棄シ着業ノ案内ヲ爲サス移民ヲシテ空シク彷徨セシメ以テ窮ニ不正ノ射利ヲ其間ニ企ツルアリテ既ニ其甘誘ニ罹リ困難ヲ窮ムル者不尠趣相聞候右ハ渡航者ノ不幸ハ勿論延テ該道拓殖ノ進路ヲモ妨害スヘキ儀ニ付右等ノ奸徒徘徊候ハ、夫々嚴重取締ルヘシ

右内訓ス

訓第七八號 明治二十七年七月四日

農事試驗場本部
農事試驗場支部

農事試驗場章程左ノ通相定ム

右訓令ス

農事試驗場章程

第一章 綱領

第一條 農事試驗場ハ縣下農事ノ利弊ヲ攻究シ其改良ヲ圖ル所トス

第二章 職務章程

第二條 農事試驗場ハ本部ヲ上新川郡ニ置キ支部ヲ各郡ニ置ク

第三條 農事試驗場ニ左ノ職員ヲ置ク

本部

場長 一人

雇員 二人

書記 一人

支部

主任 一人

第四條 場長ハ本支部一切ノ事務ヲ管理統督シ其責ニ任ス

第五條 場長ハ本支部職員ノ能否勤惰ヲ監督シ其進退ヲ知事ニ具狀ス

第六條 雇員ハ場長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第七條 書記ハ場長ノ指揮ヲ受ケ文書ノ收發日誌其他簿冊編纂及ヒ會計ノ事ヲ掌理ス

第八條 支部主任ハ所屬郡内農事ノ利弊ヲ攻究シ其改良上ニ關シ場長ニ協議シ支部一切ノ事務ヲ

擔任ス

第九條 本支部ニ見習生ヲ置キ場内ニ於テ農事改良ノ方法ヲ講習セシム

第十條 見習生ハ定員ナシ縣下有志志願者ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 見習生入場中ノ費用ハ總テ自辨トス

第十二條 本支部ニ講習科ヲ置キ講習生ヲ通學セシム

第十三條 講習科ハ冬季ニ於テ之ヲ開キ講習生ハ本支部所屬郡内ノ有志志願者ヲ以テ之ニ充ツ

第三章 處務規程

第十四條 左ノ事項ハ場長ニ於テ知事ノ許可ヲ得テ處分スヘシ

- 一 本支部ニ施行スル事業ノ種類及ヒ方法ヲ定ムル事
 - 一 事務整理ノ爲メ處務細則ヲ設クル事
 - 一 出張並ニ巡視ニ關スル事
 - 一 臨時休業ノ事
 - 一 本支部職員歸省願ノ事
 - 一 經費支出流用ノ事
 - 一 經費豫算外ニ生スル事
 - 一 生産物拂下ノ事
 - 一 農事講習ヲ開閉スル事
 - 一 農事講習生並見習生ニ修了證書ヲ與フル事
 - 一 支部職員地方巡回出張ノ事
 - 一 器具物品購求ノ事
 - 一 前各項ノ外第十五條ニ明文ナキ事
- 第十五條 左ノ事項ハ場長ニ於テ專決スルヲ得但第一第三ハ處分ノ後知事ニ報告スヘシ

- 一 米麥其他種子等一名三合以内下付ノ事
 - 一 本支部職員出勤簿ハ每翌月五日迄ニ進達ノ事
 - 一 見習生歸郷下宿ニ關スル事
 - 一 農事ニ關シ本縣下人民ノ質問ニ應答スル事
- 第十六條 左ノ事項ハ支部主任ニ於テ場長ヲ經テ知事ノ許可ヲ得テ處分スヘシ
- 一 出張並ニ巡視ニ關スル事
 - 一 生産物拂下ノ事
 - 一 農事講習ヲ開閉スル事
 - 一 農事講習生並見習生ニ修了證書ヲ與フル事
 - 一 器具物品購求ノ事
 - 一 前各項ノ外第十七條ニ明文ナキ事

第十七條 左ノ事項ハ支部主任ニ於テ專行スルコトヲ得

但第一第三ハ處分ノ後場長ヲ經テ知事ニ報告スヘシ

- 一 米麥其他種子等一名三合以内下付ノ事
- 一 職員出勤簿ハ每翌月一日本部へ送付ノ事

一 見習生歸郷下宿ニ關スル事
 第十八條 凡ソ本支部ニ於テ施行スル事業ハ其都度詳細ヲ具シ之ヲ知事ニ報告スヘシ但支部主任ハ場長ヲ經由スヘシ

●訓第九六號 明治二十七年八月十三日

富山縣物産陳列場

富山縣物産陳列場職務規程及宿直心得左ノ通相定ム
 右訓令ス

物産陳列場職務手續

- 第一條 本場ニ左ノ職員ヲ置ク
- 一 場長
 - 一 幹事
 - 一 書記
 - 一 監守及門衛
- 第二條 場長ハ内務部第三課長之ヲ兼ネ本場一切ノ事件ヲ管督ス
- 第三條 幹事ハ場長ノ指揮ニ隨ヒ書記以下ノ職員ヲ監督シ場内一切ノ事務ヲ處理ス
- 第四條 職員ノ進退ニ關スル事項ハ都テ場長ニ於テ知事ノ裁決ヲ經テ施行ス

第五條 本場職員ハ開扉時刻三十分前ニ出頭シ受持ノ事務ニ從事シ閉場時刻後縱覽人ノ全ク退出ノヲ認メ幹事ノ指揮ヲ受ケ退場スヘシ

第六條 職員病氣等ノ事故ヲ以テ出勤シ難キトキハ出頭時間前迄ニ届書ヲ場長ニ差出スヘシ

第七條 物品購入及修繕等經費收支ニ關シ何上中及代金請求書ノ取扱ハ幹事ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第八條 書記ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ簿書會計及出品ニ關スル取扱其他庶務ニ從事ス

第九條 監守ハ幹事ノ指揮ニ從ヒ開扉時間ニ至ラハ其受持區ヲ監守シ陳列箱及飾臺等ノ掃除ヲナシ列品ノ看護ヲ爲シ又ハ庶務ニ從事スヘシ

第十條 監守ハ縱覽人ヲシテ濫リニ列品ニ手ヲ觸レシメサル様注意シ飾箱及列品ノ損傷紛失等アルトキハ物品取扱主任ト共ニ辨償ノ義務ヲ負ヘ縱覽者ノ過失ニヨルトキハ其者ニ辨償セシム但天災其他避クヘカラサル事故ニヨリ生シタル損害ハ此限リニアラス

第十一條 監守門衛ハ勤務中ハ諸事懇切ニシ有職及貴紳ノ人ト認ムルトキハ敬禮シ粗暴不敬ノ所爲アルヘカラス

第十二條 門衛ハ各門ノ取締ヲ怠ラス時々構内ヲ監視シ不潔ナラサル様注意シ又ハ入場券ノ受渡ニ從事ス

第十三條 門衛ハ物品ヲ携帶出門スルモノアルトキ嚴重ニ取調物品携帶ノ證アルコトヲサレハ之

ヲ許サス

第十四條 門衛ハ毎日閉場後縱覽人ノ員數ヲ取調事務所ニ差出スヘシ

第十五條 縱覽人心得ニ觸ル、モノハ入場ヲ拒絕スヘシ

第十六條 館内外ノ掃除ヲ怠ラス不潔ナラサル様注意スヘシ

第十七條 規程外ノ事項ハ幹事ハ場長書記以下ハ幹事ノ指揮ニ從フヘシ

宿直心得

第一條 宿直ハ書記監守ニテ一人門衛一人小使一人輪番勤務ス

但宿直ニ當リ事故アルトキハ代勤セシムルコトヲ得

第二條 宿直中起リタル事件及到達シタル物品文書ノ類ハ日誌ニ記載シ翌日主管者へ引繼クヘシ

但急件ハ直ニ幹事及場長へ送付シ其指揮ヲ受クヘシ

第三條 毎日閉場後館内ノ諸鍵ハ宿直員ニ於テ管守シ翌日主管者へ引繼クヘシ

但門鍵ハ門衛ニ於テ主管ス

第四條 毎日開場前閉場後ハ小使ヲシテ館内外ノ洒掃ヲナシ巨掃等嚴重ニ注意スヘシ

第五條 夜中ハ時々館内外ヲ巡視シ火ノ元ハ勿論一切ノ取締ニ注意シ暴風雨等ノ場合ハ一層注意シ破損ノ箇所アルトキハ一時ノ手當等便宜ノ配置ヲナスヲ得

第六條 出火等非常ノ事變アルトキハ直ニ場長及幹事へ急報スヘシ

但本條ノ場合ハ非番ノモノト雖モ直ニ駆付警衛スヘシ

第七條 近火等ノ際ハ表門ニ高張ヲ掲ケ濫リニ門内へ他人ヲ入ル、ヘカラス

但館扉門扉ハ幹事ノ指揮アルコトアラサレハ開放スヘカラス

●訓第一〇八號 明治二十七年九月二十八日 上新川、婦負、射水、礪波、各郡長

富山市長、富山、高岡、石劔、新湊

各警察署長小杉、福野各警察分署長

今般縣令第五十三號點禁漁場設定候ニ付逃犯者無之様取締方注意スヘシ

右訓令ス

●訓第一三〇號 明治二十七年十一月十五日

各郡長富山市長富山、八尾、魚津、高岡、石劔、各警察署長入善、小杉、福岡、中

田各分署長

從來漁業組合ヲシテ鮭川ヲ設定シ其蕃殖ヲ計ラシメ候得共種々ノ弊害有之從テ其成績無之ニ付今般縣令第六十六號ヲ以テ右禁漁場設定候條逃犯者無之様嚴重取締方注意スヘシ

右訓令ス

富山縣知事宛

凡 例

一品目ノ區畫ハ商品ハ其種類ノ異ナル毎ニ有價證券ハ各會社銀行ノ區別國債及地方債證券ハ其種類及利子ノ異ナル毎ニ分別掲記スヘシ

一賣渡高、買受高、轉賣人ヨリ買受高、買戻人へ賣渡高及計ノ欄内ニハ米穀ハ石數有價證券ハ株數國債及地方債證券ハ額面金高其他ノ商品ハ其物品數量ヲ掲記スヘシ
一員數ハ日本數字ヲ以テ掲記スヘシ

●告示第三十八號 明治二十七年四月十三日

明治二十四年七月本縣告示第五十三號中組合規約ノ下へ左ノ割註ヲ挿入ス

明治十八年本縣甲第三十一號布達

同業組合規則ニ依ルモノヲ除ク

●訓令第七十二號 明治二十七年六月二十二日

郡市役所 町村役場

自今銀行事業ヲ營ム會社ヨリ差出ス資本増減ノ認可申請書ニハ資本増減ノ理由及其拂込拂戻ノ期日方法等總會ノ決議案ヲ具シタル參考書ヲ添付セシムヘシ
但各人ハ申請書ニ増減ノ理由ヲ記載セシムヘシ

●訓令第八十二號 明治二十七年七月十三日

郡市役所 町村役場

銀行事業ヲ營ム會社ニシテ登記ヲ受ケタルトキハ其事項及ヒ其年月日ヲ大藏大臣へ届出サシムヘシ

但既ニ登記ヲ受ケタルモノハ此際其登記事項及ヒ年月日ヲ届出サシムヘシ

●訓令第八十三號 明治二十七年七月十三日

郡市役所 町村役場

私立銀行營業報告書ノ儀ハ銀行條例施行細則附屬雛形ニ準據スヘキハ勿論ニ候處是迄進達ノ該報告書ハ其調製方粗漏誤謬ノ虞甚ナカラス之カ爲メ非常ノ手數ヲ要スルノミナラス法律上公告ヲ要スル貸借對照表財産目錄等ハ大ニ銀行ノ信用ニ關スルモノニ有之萬一違法ノ嫌等有之ニ於テハ不都合ニ候條次回ノ決算期モ差迫リ候ニ付此際營業者ノ注意ヲ促カシ前題ノ不都合無之横諭達スヘシ

●訓令第八七號 明治二十七年八月二日

射水郡長 富山高岡兩市長

取引所ニ於テ其秩序ヲ保持スルカ爲メ定款ノ規定ニ依リ賣買ヲ停止スルハ取引所ニ在リテ必要ノ處分ニ有之然ルニ賣又ハ買ノ一方ノミヲ停止スルコトハ偏頗ノ所爲ニシテ其弊害少カラサルニ依リ主務省ニ於テモ從來理事長理事ニ此ノ如キ權能ヲ與フルコトヲ定款中ニ規定セシメサル儀ニシテ右ハ固ヨリ當然ノ儀ニ候得共猶此旨至急取引所へ示達致ス可シ

但取引所ニ於テ異常ノ事變生セシトキハ稍重大ニ渉ル事項ハ直ニ電信ヲ以テ急報スヘシ(富山市長ノ分ハ「電信ヲ以テ」ノ五字ヲ除ク)

右訓令ス

●訓第一一八號 明治二十七年十月二十五日

各郡市長

客年六月二十二日訓第八四號株式會社登記認可申請調査事項ニ關スル内訓ニ左ノ一項ヲ追加ス
八 資本金額ノ僅少ナル爲メ企業ノ目的ヲ達シ及法律命令ヲ導行シ得サルノ虞アル事
右訓令ス

●訓第一二九號 明治二十七年十一月十三日

各郡市長

自今左ニ記載スル事業ヲ營ム株式会社並ニ該會社ヨリ商法及其附屬ノ法律命令ニ據リ主務省ニ提出スル諸文書ハ農商務遞信兩大臣宛ニシテ差出サシムヘシ

一 船舶海員ニ關スル事業

一 水陸運輸事業

一 電氣事業

右訓令ス

●第十一類

●戸籍

●訓令第二十二號 明治二十七年二月十六日

郡市役所 町村役場

市町村長ニ於テ其部内本籍人ノ刑罰輕罪以上ノ刑及賭ヲ受ケ及身代限ノ處分又ハ家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケタル者ノ取調簿 刑罰ニ付テハ其罪名、刑名及裁判年月日身代限、家資分散、破産タルモノハ其年月日トモ記載スルヲ要スヲ作り豫テ其役場ニ備置キ送籍ヲ要スル届出アルトキハ右帳簿ニ記載アル者ハ該帳本記載ナキ者ハ右事項ニ當ル行爲アリシコト無キ旨ノ通知書ヲ送籍狀ニ添ヘ送付スヘシ

●社寺

●訓令第二十號 明治二十七年二月十三日

郡市役所 町村役場

神職神官

衆議院議員ノ選舉ニ際シ神官神職ハ自己享有ノ選舉權ヲ行フノ外直接ト間接トヲ論セス總テ政論ニ容喙シ册黨ニ加盟シ選舉ノ競争ニ關與スヘカラス専心一意本務ニ從事スヘシ

●訓令第六十四號 明治二十七年五月十八日

郡市役所 町村役場

各神社

官幣社及國幣社並府縣社以下神社ノ大祭及公式ノ祭祀

其筋ニ於テ左ノ通定メラル

第一條 官幣社及國幣社ノ大祭ハ左ノ通

一 祈年祭 二 新嘗祭 三 例祭 四 臨時奉幣式 五 本殿遷座

第二條 官幣社及國幣社ノ公式ノ祭祀ハ左ノ通

一 元始祭 二 紀元節 三 大祓 四 遙拜式 五 假殿遷座

六 神社ニ特別ノ由緒アル祭祀

第三條 府社縣社以下ノ神社ノ大祭及公式ノ祭祀ハ官幣社及國幣社ニ準スヘシ

訓令第二百二十四號 明治二十七年十二月七日

郡市役所 町村役場

官民有社寺境内地區域變更ノ儀出願ノ節ハ其願書ニ實地見取畧圖移轉ニ係ルモノハ移轉先境内地及其四周ノ狀況ヲ見ルコト足ルヘキ圖添付差出サシムヘシ

訓令第七六號 明治二十七年六月十九日

射水神社社務所

其社保存金ハ從來年額下渡金ヲ四期ニ分割交付ノ處右保存金ノ内永遠資本金ニ限リ自今年度ノ始ニ於テ一期ニ交付スヘシ

但本年度分ハ第二期ニ於テ三期四期分ヲ併セ請求スヘシ

右訓令ス

第十三類

兵事

訓令第四十四號 明治二十七年四月六日

郡市役所 警察署 警察分署

明治二十三年以後ノ徵兵及陸軍豫備兵後備兵ニシテ失踪逃亡ノ者ハ此際郡市役所ニ於テ人名簿ヲ調製シ所轄警察署又ハ分署ニ送付シ爾後失踪逃亡ノ者アルトキハ其都度該警察署又ハ分署ニ通報スヘシ

警察署警察分署ニ於テ前項ノ通牒ヲ受ケタルトキハ隨時嚴密ニ捜査シ其所在發見シタルトキハ直ニ郡市役所ヘ通報スヘシ

訓令第四十五號 明治二十七年四月六日

郡市役所 警察署 警察分署 町村役場

陸軍召集條例第二十八條第一項ニ據リ執行上ノ便利ヲ圖ル爲メ警察署警察分署巡査交番所巡査駐在所ニハ各其所轄内兵員ノ名簿ヲ適宜調製シ置キ異動アル毎ニ加除ヲ爲シ常ニ明瞭ナラシムヘシ但市役所町村役場ニ於テハ兵員異動アル毎ニ所轄警察署又ハ分署ニ其旨報告スヘシ

訓令第四十六號 明治二十七年四月十三日

郡市役所 町村役場

徵兵事務條例ニ依リ終決處分ヲ受ケサル者ニシテ志願ニ依リ現役軍人ト爲リ服役二個年未滿ノ者

若クハ常備兵籍ニ編入ノ諸生徒學生傷痍疾病其他ノ事故ニ依リ現役若クハ生徒學生ヲ免シ兵役上ニ關スル爾後ノ處分ヲ受ケサル者ハ更ニ徵兵検査ヲ爲シ其徵否ヲ定ムヘシ

但明治二十一年八月訓令第四百四十四號ヲ廢ス

●訓令第七十一號 明治二十七年六月二十二日

郡市役所 町村役場

朝鮮國へ派遣軍隊ノ爲メ下ノ關ヲ集積場トナシ兵站兼砲廠泊場司令部野戰首砲廠集積倉庫貨物廠ヲ設置シ本月十五日ヨリ開應シタル旨其筋ヨリ達セラル

●訓令第八十九號 明治二十七年八月十日

郡市役所

今般陸軍士官適任證書附規則ヲ定メラレ同則第五條士官適任證書ヲ所持スル者ニシテ豫備將校ト爲ルヘキ品位ヲ傷フ者ト認ムルトキ又ハ家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケ若クハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル事項ニ關シ陸軍官憲ヨリ調査ノ要求アルトキハ其求メニ應スヘシ

●訓 第九四號 明治二十七年八月十日

各郡市長

今般陸海軍非事召集ニ際シ本縣管内各軍人ハ皆奮テ之ニ應シ其發途ノ迅速ナル寔ニ軍人タルノ氣象ニ負カス是レ平生義勇奉公ノ覺悟ニ因ルト雖モ抑亦所在父兄ノ鼓舞獎勵ト當局者處務ノ敏活ナルモノ亦與テ力ナシトモ然ルニ多數軍人ノ中ニ於テハ其應募ノ爲メ忽チ一家ノ生活ニ窮シ饑餓ニ陷ル者ナキヲ保スヘカラス此等貧困家族救濟ノ方ヲ講シ軍人ヲシテ能ク内顧ノ憂ヲ絶チ一意以

テ其本分ヲ全フセシムヘキハ即チ市町村在留者護國ノ大義ヲ分任スルモノニシテ實ニ國下ノ一大急務ナリトス宜シク當局者ニ於テ市町村在留者ヲ誘導シ便宜其方ヲ設ケ速ニ相助ケ相扶持スルノ誼ヲ施行セシムヘシ但公費ヲ以テ救濟スルカ如キハ其公氏權ヲ害スルノ虞アリ軍人ヲ優待スルノ道ニアラス深ク注意スルヲ要ス

右内訓ス

●訓 第一一〇號 明治二十七年九月二十九日 上新川 婦 負 下新川

射水各郡長

日清交戦以來我陸海軍數回ノ大勝ヲ得候ニ付將來ノ戰況ヲ豫察スルニ后来我海岸ニ敵ノ來襲ヲ受クヘキ公算大ニ減少セリ然レトモ彼我其想外ニ出テ奇功ヲ奏セントスルハ戰略上ノ常套ナルヲ以テ若シ本縣下海岸要港等へ敵艦侵入上陸スルノ微アルヲ目撃セシ者ハ速ニ留守第三師團司令部并ニ金澤衛戍へ通報スヘキ様致度旨其筋ヨリ内牒ノ趣モ有之候ニ付テハ忠勇ナル人民素ヨリ此義務ヲ盡スハ毫モ疑ナ容レスト雖モ何分僻陬ノ住民ニ在テハ戰機ヲ知ルモノニ無之候間右之要旨其郡内沿岸人民へ普ク諭示セラルヘシ但司令部等へ通報ト同時ニ常應ヘモ通報セシムヘシ

右内訓ス

●訓 第一二一號 明治二十七年十月二十六日

各郡市長

豫備徴員ハ徴兵令第二十三條ニ依リ戰時若シハ事變ニ際シ兵員ヲ要スルトキ又ハ其年徴集ノ兵員
 缺ケルトキ徴集セラルモノニ付戰時ニ使用スル人夫等ニ備ハル、義ハ不相成ト雖モ是等ハ別段禁
 令無キヲ以テ今回日清事件ニ際シ人夫ノ召集ニ應シ渡航スルモノナキヲ保シ難シ若シ如此モノ有
 之候テハ臨時補充ヲ要シ徴集セラル、ニ方リ不都合ヲ生ヘク又豫備徴員ハ旅行寄留其他事故届出
 候モノ新兵ニ比シ比較上僅少ノ趣相聞ヘ候或ハ其手續ヲ爲サザル様ノ者ハ無之哉右等取締方豫テ
 注意セラルヘシ
 右内訓ス

●召集

●訓令 第四十三號 明治二十七年四月六日 郡市役所 警察署 警察分署

町村役場

明治二十一年十一月十一日 訓令第百八十二號陸軍召集條例細務規定第二條第三項全文及第四項中兵員ノ二
 字ヲ削除シ第十條第一項中(後備將校同相當官及下士)(後備軍兵員)トアルヲ單ニ(後備軍)ト改正
 ス

●訓令 第七十九號 明治二十七年七月七日 郡市役所 警察署 警察分署

富山 高岡 收稅署 町村役場

海軍豫備役後備役下士卒臨時召集令細務規程左ノ通相定ム

海軍豫備役後備役下士卒臨時召集令細務規程

縣 廳 處 務

第一條 召集令 海軍豫備役後備役下士卒臨時召集令ヲ云フ以下同シ 第十四條ニ依リ郡市長及警察署長警察分署長ニ達スル
 ニハ左ノ文案ヲ以テス

海軍豫備役(後備役)下士卒臨時召集發令アリ

召集令第二條ニ依リ所要ノ人員ノミヲ召集スル場合ニ在テハ左ノ文案ヲ以テス

明治何年何月何日以後ニ現役ヲ離レタル海軍豫備役(後備役)下士卒臨時召集發令アリ

第二條 縣廳ハ特ニ係官ヲ派出シ郡市役所召集事務ノ整否ヲ監査セシムルコトアルヘシ

郡市役所處務

第三條 郡市役所ニ於テハ臨時召集ノ令ヲ町村役場ニ達スル爲メ又海軍豫備役(後備役)下士卒ニ
 召集令狀ヲ配達スル爲メ豫テ所要ノ脚夫ヲ定メ置クヘシ

第四條 郡市長ハ召集令第十四條ノ達ヲ受領シタルトキハ其時刻ヲ記シタル返信(第一書式)ヲ爲
 スヘシ

但市長ハ同時ニ其市ノ收稅署長ヘ通報スヘシ

第五條 召集令第十六條ニ依リ郡長ヨリ町村長へ達文案ハ左ノ如ク平時豫メ調製シ置クヘシ
海軍豫備役(後備役)下士卒臨時召集發令ノ旨達セラレ

明治何年何月何日以後ニ現役ヲ離レタル海軍豫備役(後備役)下士卒臨時召集發令ノ旨達セラ
ル(所要ノ人員ノミヲ召
集スル場合ニ限ル)

同條ニ依リ郡市長ヨリ豫備役(後備役)下士卒ニ召集令狀等送達文案(第二書式)ハ平時豫メ調
製シ置クヘシ

第六條 召集令第十六條ノ手續ヲ執行スルニハ郡市長ハ豫定ノ脚夫ヲ使用スルノミニ止マラス郡
市書記又ハ雇吏等ヲ發シ急行ヲ以テ町村長ニ達シ及ヒ兵員ニ令狀ヲ配付スル等事ニ臨ミ遅緩ナ
キ様適宜處理スヘシ

第七條 前條ノ達及令狀配達ノトキハ其配達人郡市役所發着ノ時刻ヲ取調置クヘシ

第八條 召集令第十六條ニ依リ市長ニ於テ召集令狀ニ記入スヘキ旅費支給ヲ始ムル時日ハ速ニ收
税署長ニ協議シ之カ爲メニ令狀ノ配達ヲ遅緩セサル様適宜取計フヘシ

但旅費支給場所ハ收税署長ト協議ノ上平時豫メ定メ置クヘシ

第九條 旅費支給所ニハ海軍旅費支給所ト記シタル標札ヲ揭示スヘシ
但夜中ニ係ルトキハ別ニ提燈ヲ掲クヘシ

第十條 郡市長ハ海軍豫備役後備役下士卒身上ニ異動アル毎ニ其所轄警察署若クハ警察分署ニ通
報スヘシ

第十一條 郡市長ハ臨時召集事務取扱ヲ終リタルトキハ召集人員表(第三書式)ヲ添へ其景况詳細
三日以内ニ申報スヘシ

警察署警察分署處務

第十二條 警察署長警察分署長ハ召集令第十四條ノ達ヲ受領シタルトキハ其時刻ヲ記シタル返信
(第一書式)ヲ爲スヘシ

第十三條 前條ノ達ヲ受ケタルトキハ警察署長警察分署長ハ直チニ部下ヲシテ召集令第十五條各
項ノ件々ヲ執行セシメ又同時ニ部内巡查交番所巡查駐在所ニ達シ其執行ヲ爲サシムヘシ
但本條ノ執行ニ付其分擔并人員等ハ適宜豫定シ置クヘシ

第十四條 巡查交番所巡查駐在所へ達文案ハ第五條ノ例ニ倣ヒ平時豫メ之ヲ調製シ置クヘシ

第十五條 警察署長警察分署長ニ於テハ臨時召集ノ令ヲ巡查交番所巡查駐在所ニ達スル爲メ豫テ
所要ノ脚夫ヲ定メ置クヘシ

第十六條 警察署長警察分署長ハ指定ノ軍用旅舎ニ就キ豫テ宿泊料一泊十五錢一
食五錢以内ニテ豫約シ置クヘ
シ

軍用旅舎ニ揭示スヘキ標札(第四書式)ハ平時豫メ調製セシムヘシ但夜中ニ在テハ別ニ提燈ヲ掲ケシムヘシ

第十七條 警察署警察分署巡查交番所巡查駐在所ニ於テハ召集令執行上ノ便利ヲ圖ル爲メ各其所轄内海軍豫備役後備役下士卒ノ名簿ヲ適宜調製シ異動アル毎ニ訂正ヲ爲シ常ニ明瞭ナラシムヘシ

第十八條 警察署長警察分署長ハ臨時召集事務取扱ヲ終リタルトキハ實地ノ景況ヲ三日以内ニ申報スヘシ

町村役場處務

第十九條 召集令第十六條ノ達ヲ受領シタルトキハ其時刻ヲ記シタル受領證(第一書式)ヲ其脚夫ニ交付スヘシ

第二十條 町村長ハ部内海軍豫備役後備役下士卒ノ名簿ヲ調製シ異動アル毎ニ訂正ヲ爲シ常ニ明瞭ナラシムヘシ

雜則

第二十一條 市町村長ハ海軍豫備役後備役下士卒ノ門戸ニハ常ニ官職姓名ヲ記シタル標札(第五書式)ヲ掲ケシムヘシ

第二十二條 郡市役所警察署警察分署市ノ收稅署及町村役場ニ於テハ豫メ左ノ項々手續ヲ定メ置クヘシ

一 退廳後及休暇日ニ召集ノ令達アリタルトキハ宿直員若クハ當直員ヨリ郡市長署長町村長及其他係員ヘ通報ノ事

一 豫定ノ脚夫召集ノ事

一 其他執行上必要ノ事項

第二十三條 郡役所ヨリ令狀ヲ配達スル脚夫ニハ第六書式ノ證票ヲ携帯セシムヘシ

(第一書式) (電信ノ便アル所ハ電信ヲ以テスヘシ)

海軍臨時召集令達本日午前何時何十分受領ス

年月日

官職 姓 名印

(知事 宛)
(郡長)

(第二書式)

海軍臨時召集發令ニ付令狀及送達候也

但別紙領收證ニ到達時間ヲ記シ署名捺印ノ上直ニ返戻スヘシ

年月日

官職 姓 名印

(第三書式)

下士卒
姓名宛
召集人員表

應 召 人 員	事 故 週 參 人 員	事 故 不 應 人 員
---------	-------------	-------------

右之通相違無之候也

年 月 日

知 事 宛

官 職 姓 名 印

(第四書式)

□ 海軍軍用旅舎

(第五書式)

曲尺六寸五分
豫(後)備役
海軍何官職 姓 名

曲尺四寸
召集令狀配達 脚夫 証
何郡市役所

訓令 第八十號 明治二十七年七月七日

郡市役所 町村役場

陸軍海軍臨時召集ノ令アリタルトキハ市町村長ハ其取扱事務ヲ終リタル後直ニ召集ニ應スヘキ各兵員ノ家ニ到リ遲滯ナク發足セシヤ否ヤヲ調査シ若シ故ナク猶豫スル者アルトキハ速ニ所轄警察官吏ニ通報スヘシ

訓 第四九號 明治二十七年四月五日

各郡市長

陸軍召集條例ニ關スル事務ハ出陣準備中ノ最大要件ニシテ其整否ハ國家安危ノ係ル處ナルヲ以テ其行務敏捷且精確ナラサル可ラス故ニ之カ實地ノ取扱ヲ講究スル爲メ隨時各郡市ニ於テ假設充員召集演習ノ施行ヲ要シ候條別紙演習手續ニ準據シ實施セラルヘシ

右訓令ス

(別紙)

假設充員召集演習手續

- 一 召集ノ區分ハ其年ノ出師年度調査ニ依ル
- 一 擬令狀ハ市町村役場ニ於テ豫メ別紙雛形ニ依リ準備シ置クモノトス
- 一 但郡ニ在テハ擬令狀用紙ヲ郡役所ヨリ町村役場ニ配付スルモノトス
- 一 充員ノ要員ニ充テラレタル豫備徴員ニ下付スヘキ召集通達書寫ハ市町村役場ニ於テ準備シ置クモノトス
- 一 召集ノ令達達ハ縣廳ヨリ電報豫定ノ符號ヲ以テ達文ニ擬ス若クハ豫定ノ脚夫ヲ以テ郡市役所及警察署ニ達ス
- 一 郡市役所及警察署ニアツテハ領收證ニ受領ノ時間ヲ記入シ脚夫ニ交付シ若クハ電信ヲ以テ返信スルモノトス
- 一 郡長ハ前項ノ達ニ從ヒ直ニ豫定ノ脚夫ヲ以テ町村役場ニ達ス町村役場ニアツテハ領收證ニ受領ノ時間ヲ記入シ脚夫ニ交付スヘキモノトス
- 一 警察署長ハ縣廳ノ達ニ從ヒ細務規定第二十四條ノ手續ヲ執行スルモノトス
- 一 但軍用旅舎ニ在テハ標旗標燈ヲ掲ケシムルニ及ハス只調製シアルヤ否ヤヲ調査スルモノトス

一 市長ハ縣廳町村長ハ郡役所ノ達ニ從ヒ條例第三十一條ノ手續ヲ爲シ兵員ヲシテ豫定ノ集合所ニ參着セシムルモノトス

但旅費出納官吏ハ兵員集合所ニ出張シ旅費金額ヲ記シタル紙片ヲ作り金額ニ換フ受渡ノ手續ヲ爲スモノトス

一 郡市ノ狀況ニ依リ兵員ヲシテ應召セシメサルトキハ擬令狀各自ニ配付シ領收證ニ捺印セシメ同時ニ下付シタル令狀ヲ引揚ケ各召集毎ニ袋ニ納メ表書ニ何々召集某役場ト記シ直ニ(晝夜ヲ分ク)

郡役所市長ハ脚夫一時間一里ニテ提出スヘキモノトス

一 召集不應事故書ハ總テ兵員或ハ親戚ヨリ差出サシムルモノトス

一 前項不應者ノ事故書並令狀ハ町村長集會ノ節遺失ナク持參シ相當ノ手續ヲ爲スモノトス

一 警報ハ召集ノ令達ヲ受ケタル領收證ト同時ニ當該官衙へ差出シタルヲ以テ揭示ヲ爲シタルモノト見做ス

一 監視區長ヨリ送付スヘキ下士以上ノ擬令狀ハ郡市役所ヨリ本人ニ發送スルヲ止メ只其手續ヲ爲シ留置クモノトス

一 事務滯留時間ハ一召集ヲ三十分トス同時ニ二召集以上アリタルトキハ二時間ヲ過シルヲ得ス

一 郡役所ニ於テ使用スル脚夫ハ最寄五六役場ヲ合セ數方面ニ分チ發送シ其順序ハ最遠ノ役場ヲ先トシ順次近接ノ役場ニ及フモノトス

一前各項ノ手續ヲ終ルヤ郡長ハ日ヲ期シ各町村長ヲ召集シ大隊區司令官監視區長縣官警察官更及各郡主任書記一名立會ノ上事務取扱ノ巧拙ヲ審査シ且數個ノ問題ヲ與ヘ即時ニ答按ヲ出サシメ其優劣ヲ批判スルモノトス

但同時ニ充員召集名簿ヲ點檢スルモノトス

一前各項ノ外實施上必要ノ細目ハ各郡市ニ於テ一定スルヲ要ス

擬令狀樣式 用紙厚紙 堅曲尺六寸 橫全 四寸

召集令狀

豫備役(後備軍)

何兵何等卒姓 名

召集ヲ令ス

明治年月日

第三師團司令部

裏面ハ總テ本令狀ノ例ニ全シ

近衛兵ノ分ハ表面輪廓ヲ赤色トス

第十四類

學校

●縣令第九號 明治二十七年二月二日

明治二十六年三月縣令第二十五號尋常師範學校生徒心得第二十三條及同年三月縣令第二十六號尋常師範學校生徒間則第二條左ノ通改正シ並同則第五條中「禁足」ノ下ニ「停學」ノ二字ヲ加フ

尋常師範學校生徒心得

第二十三條 事故ノ何タルヲ問ハス三名以上合同シテ意見ヲ申立テ又ハ校長教員ニ對シ強テ面陳若クハ答辨ヲ求ムルコトヲ得ス

尋常師範學校生徒間則

第二條 罰科ヲ分テ罷責禁足停學放校ノ四種トス

但禁足ハ二日間以上三週間以内停學ハ一週間以上一學年間以内トス

●縣令第十號 明治二十七年二月二日

明治二十二年八月縣令第八十五號尋常中學校規則第七十六條第二款第三項左ノ通り改正シ並同則第八十二條中「二週日以上」ノ下「三週」ヲ「二學年」トシ且第八十四條中「命シ」ヲ「命ス」トシ以下削除ス第七十六條第二款

第三項 事故ノ何タルヲ問ハス三名以上合同シテ意見ヲ中立テ又ハ校長教員ニ對シ強テ面陳若クハ答辨ヲ求ムルコトヲ得ス又何等ノ目的ヲ問ハス校長ノ許可ナクシテ校內ニ於テ會同スヘカラス

●縣令第十九號 明治二十七年三月二日

明治二十三年十月勅令第二百十五號小學校令第六十條ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ受ケ明治二十五年四月縣令第二十五號市町村立小學校教員ノ給料額及旅費額ノ標準第一條左ノ通改正シ本年四月一日ヨリ實施ス

第一條 市町村立小學校教員ノ給料額ハ左表ニ依ル但給料ノ最上額ハ本科正教員ハ五拾圓以下專科正教員及本科准教員ハ參拾圓以下專科准教員ハ貳拾圓以下トス

給料額表

學校種類	月俸		額	
	本科正教員	專科正教員	本科准教員	專科准教員
高等小學校	上席以下 拾參圓以上	四圓以上	五圓以上	三圓以上
四學級以上尋常小學校	上席以下 拾參圓以上	全上	三圓以上	全上
三學級尋常小學校	上席以下 拾圓以上	全上	全上	全上
二學級尋常小學校	上席以下 七圓以上	全上	全上	全上
尋常小學校	次席以下 七圓以上	全上	全上	全上
尋常小學校	次席以下 七圓以上	全上	全上	全上

單級尋常小學校 八圓以上 全上 全上 全上

高等小學校ト尋常小學校ヲ併置シタル小學校ニ於テハ上席教員ノ給料額ハ拾參圓以上次席以下ハ高等科生徒ヲ擔當スル者ハ男子ハ拾圓以上女子ハ八圓以上尋常科生徒ヲ擔當スル者ハ七圓以上トス

●縣令第二十號 明治二十七年三月二日

明治二十三年十月勅令第二百十五號小學校令第六十條ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ受ケ明治二十五年四月縣令第二十六號市町村立小學校教員給料旅費其他諸給與支給方法第一條乃至第三條左ノ通改正シ且第四條中「級」ノ字ヲ「額」ニ改メ本年四月一日ヨリ實施ス

第一條 市町村立小學校初任ノ正教員ニ支給スル給料額ハ高等師範學校ヲ卒業シタル者ハ貳拾圓以上參拾圓以下女子高等師範學校ヲ卒業シタル者ハ拾五圓以上貳拾五圓以下其他高等小學校本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル男子ハ八圓以上貳拾圓以下女子ハ七圓以上拾五圓以下同專科正教員タルヘキ資格ヲ有スル者ハ四圓以上貳拾圓以下尋常小學校本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル者ハ七圓以上拾圓以下トス

第二條 市町村立小學校初任ノ准教員ニ支給スル給料額ハ高等師範學校ヲ卒業シタル者ハ拾五圓以上貳拾五圓以下女子高等師範學校ヲ卒業シタル者ハ拾貳圓以上貳拾圓以下尋常師範學校ヲ卒業

業シタル男子ハ八圓以上拾五圓以下女子ハ七圓以上拾貳圓以下其他高等小學校本科准教員同專科准教員及尋常小學校本科准教員タルヘキ資格ヲ有スル者ハ三四以上七圓以下トス

第三條 市町村立小學校准教員ヨリ新ニ正教員ニ任スル者第一條規程ノ俸額ト從來受ケルトコロノ給料額ト相比シ新任ノ俸額少ナキトキハ元給料額ニ相當スル給料額ヲ以テ支給スルモノトス

●縣令第四十六號 明治二十七年八月二十四日

明治二十二年八月縣令第八十五號本縣尋常中學校規則左ノ通改正シ來ル九月一日ヨリ施行ス

富山縣尋常中學校規則

第一章 總則

第一條 本校ハ明治十九年四月勅令第十五號中學校令第一條ニ基キ實業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ學校ニ入ラント欲スル者ニ須要ナル教育ヲ施ス所トス

第二條 本校ノ學科ハ明治二十七年三月文部省令第七號尋常中學校學科及其程度并ニ明治二十七年六月文部省令第十三號尋常中學校實科規程ニ依ル

第三條 本校ノ修業年限ハ五箇年トス

第二章 學科課程

第四條 尋常中學校ノ課程ヲ五級ニ分チ一學年ヲ以テ一學級ヲ終ルモノトス

第五條 尋常中學校課程中ニ農業實科ヲ設ク

第六條 農業實科ハ尋常中學校課程第三年迄ヲ修了シ卒業後直チニ實業ニ就カント欲スルモノニ之ヲ課ス

第七條 尋常中學校課程并ニ農業實科課程ヲ定ムル左表ノ如シ

尋常中學校課程 第五級 第一年

學科	尋常中學校課程		
	第一 期	第二 期	第三 期
倫理	一 人倫道德要旨	一 全	一 全
國語及漢文	七 講讀 書取 作文	七 全	七 全
英語	七 讀方 譯解 書取 會話 習字	七 全	七 全
歷史	二 日本歷史	二 全	二 全
地理	一 日本地理	一 全	一 全
算學	五 算術 幾何	五 全	五 全
博物	一 博物大意	一 全	一 全
習字	大小楷行草	一 全	一 全
圖畫	自在畫	二 全	二 全

計	體操	三	三	三	第 四 級										計	體操	三	三	三									
	學科	每週時間	第一	第二	第三	倫理	國語及漢文	英語	歷史	地理	數學	理化	習字	圖畫	體操	每週時間	第一	第二	第三									
	一	一	一	一	一	一	七	七	一	二	五	一	一	二	三	一	一	一	一	一								
	人倫道德要旨	講讀 作文	講讀 作文	講讀 作文	會話 文法	日本歷史	日本地理	算術 代數 幾何	理化大意	大小楷行草	自在畫	兵式體操	兵式體操	兵式體操	兵式體操	人倫道德要旨	講讀 作文	講讀 作文	會話 文法	日本歷史	日本地理	算術 代數 幾何	理化大意	大小楷行草	自在畫	兵式體操	兵式體操	兵式體操

第 三 級 第 三 年

計	體操	三	三	三	第 三 級										計	體操	三	三	三											
	學科	每週時間	第一	第二	第三	倫理	國語及漢文	英語	歷史	地理	數學	博物	理化	習字	圖畫	體操	每週時間	第一	第二	第三										
	一	一	一	一	一	一	七	七	二	一	五	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	人倫道德要旨	講讀 作文	講讀 作文	講讀 作文	會話 文法	支那歷史	外國地理	代數 幾何	生理	化學	大小細字楷行草	用器畫 自在畫	兵式體操	兵式體操	兵式體操	兵式體操	人倫道德要旨	講讀 作文	講讀 作文	會話 文法	支那歷史	外國地理	代數 幾何	生理	化學	大小細字楷行草	用器畫 自在畫	兵式體操	兵式體操	兵式體操

計	第二級										三〇	
	學科	第一	第二	第三	學科	第一	第二	第三	學科	第一	第二	第三
倫理	一	一	一	倫理	一	一	一	倫理	一	一	一	一
國語及漢文	七	七	七	國語及漢文	七	七	七	國語及漢文	七	七	七	七
外國語	七	七	七	外國語	七	七	七	外國語	七	七	七	七
歷史	二	二	二	歷史	二	二	二	歷史	二	二	二	二
地理	一	一	一	地理	一	一	一	地理	一	一	一	一
數學	四	四	四	數學	四	四	四	數學	四	四	四	四
博物	二	二	二	博物	二	二	二	博物	二	二	二	二
理化	二	二	二	理化	二	二	二	理化	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	圖畫	一	一	一	圖畫	一	一	一	一
體操	三	三	三	體操	三	三	三	體操	三	三	三	三
計	三〇	三〇	三〇	計	三〇	三〇	三〇	計	三〇	三〇	三〇	三〇

計	第一級										三〇	
	學科	第一	第二	第三	學科	第一	第二	第三	學科	第一	第二	第三
倫理	一	一	一	倫理	一	一	一	倫理	一	一	一	一
國語及漢文	七	七	七	國語及漢文	七	七	七	國語及漢文	七	七	七	七
外國語	七	七	七	外國語	七	七	七	外國語	七	七	七	七
歷史	三	三	三	歷史	三	三	三	歷史	三	三	三	三
地理	二	一	一	地理	二	一	一	地理	二	一	一	一
數學	四	四	四	數學	四	四	四	數學	四	四	四	四
博物	二	二	二	博物	二	二	二	博物	二	二	二	二
理化	二	二	二	理化	二	二	二	理化	二	二	二	二
體操	三	三	三	體操	三	三	三	體操	三	三	三	三
計	三〇	三〇	三〇	計	三〇	三〇	三〇	計	三〇	三〇	三〇	三〇

倫	國語及漢文	農業要項	歷史	地理	數學	博物	物理	體操	合計	第一級 第五年																	
										第一時期	第二時期	第三時期															
一	七	八	二	一	四	二	二	三	三〇	人倫道德要旨	講讀 作文	農學總論 經濟大意	米麥茶蠶現在法 并改良講義	八	七	一	七	一	三〇	米麥茶蠶現在法 并改良講義	八	七	一	七	一	三〇	農產物製造大意 肥料農具現在法及改良 講義土壤及水利大意
一	七	八	二	一	四	二	二	三	三〇	人倫道德要旨	講讀 作文	農學總論 經濟大意	米麥茶蠶現在法 并改良講義	八	七	一	七	一	三〇	米麥茶蠶現在法 并改良講義	八	七	一	七	一	三〇	農產物製造大意 肥料農具現在法及改良 講義土壤及水利大意

倫	國語及漢文	農業要項	歷史	地理	數學	博物	物理	體操	合計	第一級 第五年																	
										第一時期	第二時期	第三時期															
一	七	八	二	一	四	二	二	三	三〇	人倫道德要旨	講讀 作文	農學總論 經濟大意	米麥茶蠶現在法 并改良講義	八	七	一	七	一	三〇	米麥茶蠶現在法 并改良講義	八	七	一	七	一	三〇	農產物製造大意 肥料農具現在法及改良 講義土壤及水利大意
一	七	八	二	一	四	二	二	三	三〇	人倫道德要旨	講讀 作文	農學總論 經濟大意	米麥茶蠶現在法 并改良講義	八	七	一	七	一	三〇	米麥茶蠶現在法 并改良講義	八	七	一	七	一	三〇	農產物製造大意 肥料農具現在法及改良 講義土壤及水利大意

第三章

學年學期授業時間及休業規程

第八條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條 學年ヲ分チテ三學期トス第一學期ハ四月一日ニ始リ七月十五日ニ終リ第二學期ハ九月一日ニ始リ十二月二十四日ニ終リ第三學期ハ一月八日ニ始リ三月三十一日ニ終ル

第十條 授業時間ハ一週二十八時乃至三十時トス

但授業始終ノ時限ハ日ノ長短ニ依リ之ヲ定ム

第十一條 年中休業日ハ左ノ如シ

- 一 日曜日
- 一 孝明天皇祭 一月三十日
- 一 紀元節 二月十一日
- 一 春季皇靈祭 春分ノ日
- 一 神武天皇祭 四月三日
- 一 夏期休業 自七月十六日至八月三十一日
- 一 秋季皇靈祭 秋分ノ日
- 一 神嘗祭 十月十七日
- 一 天長節 十一月三日
- 一 新嘗祭 十一月二十三日
- 一 冬期休業 自十二月二十五日至一月七日

第四章 入學在學退學規程

第十二條 入學期限ハ每學年ノ始メ即チ四月トス其募集ノ生徒員數及期日ハ其都度廣告スヘシ但事宜ニ依リ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第十三條 本校第一年級ニ入ルコトヲ得ヘキモノハ左ノ項ニ掲クルモノニ限ルヘシ

- 第一項 品行方正身體健康ノ者
- 第二項 年齡滿十二年以上十八年以下ニシテ高等小學校第二學年卒業ノ者及ヒ之ト同等ノ學力ヲ有シ本校入學試験ニ及第ノ者

但高等小學校全科卒業ノ者ニシテ該學校長ノ證明書アルモノハ試験ヲ用ヒス入學スルヲ得

第三項 經痘ノ者

第十四條 第二年級以上ノ級ニ入ルコトヲ得ヘキモノハ前條諸項ニ依リ推シテ相當ノ年齡ニ達シ其入ラント欲スル前級ノ諸科目及現在程度ノ試験ヲ受ケ之ニ合格セルモノタルヘシ但他府縣尋常中學校及ヒ該校相當ノ學校ニ於テ一箇年以上ノ課程ヲ卒リタルモノハ該學校長ノ照會ト保證トニ依リ學力ノ試験ヲ要セス直ニ相當ノ級ニ入學ヲ許スコトアルヘシ

第十五條 入學試驗學科目ハ左ノ如シ

- 一體格
- 一 讀書 漢字交リ國文ノ素讀及ヒ書取
- 一 作文 漢字交リ文及日用書牘文

一 習字

一 算術 四則 分數 小數 比例

公立及代用小學以外ノ學校若シクハ家庭ニ於テ教育ヲ受ケタルモノハ左ノ二科ヲ加フ

一 日本歴史

大 要

一 日本地理

大 要

第十六條 學力試験ノ評點格ハ各學科ノ優劣ヲ判シ常點格以上ノモノヲ及第トス

第十七條 願ニ依リ退學セシモノ若クハ除名セラレタル者ニ再入學ヲ許スコトアルヘシ但之ヲ許

ストキハ本章第十二第十三兩條ニ依ルヘシ

第十八條 入學合格者募集定員ニ超ユルコトアルトキハ其合格者ノ内ニ就キ撰拔スルモノトス

第十九條 入學志願ノ者ハ第一號書式ノ願書ニ第二號書式ノ履歷書ヲ添ヘ差出シヘシ

第二十條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ第三號書式ノ在學證書ヲ認メ保證人連署シテ差出スヘシ

第二十一條 保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ富山市ニ於テ家計ヲ立テ相當ノ職業或ハ財産ヲ有シ生

徒身分ニ關シ一切引受クルニ足ルヘキ者正副二名ヲ要ス但保證人ノ内一人ハ父兄若クハ親族ニ

テモ願ニ依リ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十二條 保證人死去若クハ第二十一條ノ資格ヲ失フカ或ハ旅行三ヶ月以上ニ涉ルトキハ直ニ他

人ヲ以テ之ニ代ヘ又ハ保證人轉居改印等ノ事故アルトキハ其旨届出テ在學證書等ヲ更正スヘシ

第二十三條 生徒疾病事故等ニヨリ退學セント欲スルトキハ其事由ヲ詳記シ保證人連署ノ上願出ヘ

シ

第二十四條 生徒疾病ニ罹リ三ヶ月以上修學スルコト能ハスト思慮スルトキハ其學年間休學ヲ願フ

コトヲ得

但一學級ニ在ル間一回ニ限ルモノトス

第二十五條 休學ノ許可ヲ得タルモノハ次學年ノ始メヨリ其原級ニ入り修業スルヲ得ルモノトス

第二十六條 生徒左ノ一項若クハ數項ニ觸ルハトキハ退學ヲ命ス

一 第一項 三ヶ月以上引續キ缺課スル者及ヒ三ヶ月間出席日數僅ニ數回ニ止マル者

一 第二項 無届ニテ久シク缺課スル者

一 第三項 在學中出席常ナラサルコト甚シキ者

一 第四項 授業料未納ノ者

一 第五項 一學年間停學ノ處分ヲ受クルコト二度以上ニ及フ者

一 第六項 學術進歩遅クシテ到底卒業ノ目途ナキ者

一 第七項 訓誨數度ニ及フモ之ヲ用ヒサル者

第廿七條 生徒ノ入學在學及退學ニ關シ此規程ニ揭ケサル事故ハ臨機ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

第五章 進級及卒業規程

第廿八條 生徒ノ進級ハ平常點格學年試驗點格ニ依テ之ヲ定ム

第廿九條 試驗點格ヲ分ツテ平常試驗點格學年試驗點格トナス

第三十條 平常點格ハ每學期ノ終ニ於テ其學期中履修シタル課業ノ成績ヲ表スルモノトス

第卅一條 平常點格ハ一學期中日々ノ課業ニ評點格ヲ附シ其學期末ニ於テ之ヲ査定スルモノトス

但授業上日々ノ課業ニ評點格ヲ附シ難キ課目ニ於テハ試驗ヲ行ヒ之カ評點格ヲ定ム

第卅二條 學年試驗點格ハ學年ノ終リニ於テ施行シタル試驗ノ成績ニ依リテ之ヲ定ム

但生徒ノ學術非常ニ進歩シテ制規ノ課程ヲ修了スルコトアルトキハ臨時試驗ヲ行フヲ得

第卅三條 學年試驗ニ於テ及落ヲ定ムルニハ左ノ點格表ニ依ル

	優	通	劣
最優	優		劣
			最劣

第卅四條 通常點格以上ヲ及第トス

第卅五條 學年中出席常ナラサルモノハ學年評點ニ拘ハラズ落第トスルコトアルヘシ

第卅六條 規則ニヨリ停學ノ處分ヲ受ケタルモノハ其停學中ノ點格ヲ與ヘサルハ勿論解停ノ後ト

雖モ其試驗ヲ施行セサルモノトス

第卅七條 凡テ生徒ノ操行ハ各教員及職員ノ品行具申書ニ依リ校長之ヲ裁定ス

第卅八條 操行ノ點格劣以下ハ落第トス

第卅九條 病氣等ニテ學年試驗ニ缺席セシモノハ該試驗ノ科目ニ就キ每科三學期ノ平常點格通常

以上ノモノニ限リ願ニ依リ追試驗ヲ施行スルコトアルヘシ但追試驗ハ次學年始業後二週間以内

ニ於テスルモノトス

第四十條 試驗ニ於テ平常點格ヲ定ムル科目ニ於テ其試驗ニ缺席スル者ハ其點格ヲ附與セス

第四十一條 第五學期ノ學年試驗ニ及第シタルモノニハ第四號書式ノ卒業證書并ニ第五號書式ノ

證明狀ヲ授與スヘシ

第四十二條 學年試驗ノ點格ハ生徒ノ保證人へ其都度報告スヘシ

第六章 授業料

第四十三條 授業料ハ一个月金壹圓トシ年中八月ヲ除キ毎月五日之ヲ徴收ス

第四十四條 授業料ハ定日ニ於テ掛主任へ上納スヘシ

第四十五條 本校事務所ニ於テハ前條ノ納附者ニ領收證ヲ交附スヘシ

第四十六條 生徒疾病若シハ事故ニ依リ一个月以上欠席スルモノト雖モ本校ニ於テ名籍ヲ削ラサ
ル間ハ授業料ヲ徴收スルモノトス

第四十七條 休學ノ許可ヲ得タルモノハ其翌月ヨリ該學年問ハ授業料ヲ徴收セス

第七章 圖書及銃器

第四十八條 生徒科業用ノ圖書ハ總テ自辨タル可シ

第四十九條 兵式體操科用銃器及火藥ハ正科用ノ外ハ一切使用スルヲ許サス

第五十條 銃器ハ常ハ倉庫中ニ裝置シ使用了レハ又直ニ倉庫ニ納メ置クモノトス

第五十一條 器械及銃器取扱ニ係ル細則ハ本校別ニ定ムル所ニ依ルヘシ

第八章 生徒部署編成

第五十二條 生徒總員ヲ數部ニ分チ校長ノ見込ミニヨリ各學級ヲ部署シテ之ニ充ツ

第五十三條 部署編成諸則ハ校長之ヲ定ム

第九章 罰則

第五十四條 凡生徒諸則及ヒ命令ニ違背スル者又ハ校內ノ風教ヲ害スルト認ムル者ハ之ヲ罰ス

第五十五條 罰ヲ分テ罷責停學放校ノ三トス

第五十六條 罷責ハ督責ヲ加ヘ將來ヲ戒ムルモノトス

第五十七條 停學ハ昇校ヲ止ムルモノトス

第五十八條 放校ハ學籍ヲ削リ放逐スルモノトス

第五十九條 校有ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ汚染スルモノハ其現品ヲ償還セシメ更ニ相當ノ罰ヲ附加スルコトアル可シ

第六十條 罰ノ輕重ヲ問ハス處罰數度ニ及フモ尙悔悟ノ徵ナキ者又ハ學校ノ風教ヲ害スルコト甚シキト認ル者ハ放校ヲ命ス

(第一號書式)

入學願

誰儀

今般御校へ入學志願ニ付別紙學業履歷書相添此段奉願候也

住所族籍

誰子弟或ハ戶主

年月日

何某印

生年月

校長宛

前書之通願出相違無之候ニ付奥印候也

市町村長(志願者住所)

何 某印

(第二號書式)

履 歷 書

學 業

一何年何月何學校ニ入り何某ニ就キ何學科何年間修業何等級卒業用書何々等

但卒業證書ヲ有スル者ハ其寫ヲ添フヘシ

職 業

一父兄若シハ本人何業ヲ營ミ何職ニ就ク等

賞 罰

一何年何月何所ニ於テ何事ニ就キ賞ヲ受ケ若クハ罰ヲ被ル等

右之通相違無之候也

住所族籍

何 某印

(第三號書式)

證 書

誰 儀

今般入學御許可相成候ニ付テハ御校則及達示ノ旨堅ク遵守可致ハ勿論撰リニ退學轉學等致間敷候
依テ證書如此候也

住所族籍

誰子弟或ハ戶主

何 某印

生 年 月

前書何某在學中ニ係ル事件ハ拙者共一切引受可申依テ保證如此候也

住所族籍

正保證人 何

某印

住所族籍

副保證人 何

某印

向後轉居改印等致候節ハ速ニ御用書可差出候也

校長 宛

右保證人何某ハ丁年以上ニシテ常市内ニ於テ一家計ヲ立ツル者ト認ム

富山縣富山市長 何 某印

割印

番號

(第四號書式)

証

族籍

何 某

生年月

校印

尋常中學全科ヲ卒業ス依テ之ヲ證ス

年 月 日

富山縣尋常中學校長 何 某印

(第五號書式)

富山縣尋常中學校

證明證書

何縣(士族)何某ノ何男ニシテ明治何年何月富山縣尋常中學校ニ入學明治何年何月迄在學シ特ニ明治何年何月以後第五年級ノ生徒タリ

行狀
.....
課業

科目	點格				
	最優	優	通	劣	最劣

批考

年 月 日

校長

正教員

●縣令第六十二號 明治二十七年十月二十六日
 本縣工藝學校規程左ノ通相定ム

富山縣工藝學校規程

第一條 本校ハ本科ト速成科トヲ併置シ本科ハ職工長又ハ教員タル資格ヲ得ヘキ者速成科ハ自立ノ職工ヲ養成ス

第二條 教科ハ木材彫刻金屬彫刻錫銅髹漆ノ實科ト書術用器書應用書學圖案作文數學物理化學工業經濟工業簿記トシ其實科ハ一科目ヲ修メシメ速成科ハ學科ヲ省略シ或ハ斟酌シテ授クルモノトス

第三條 本科速成科ノ外撰科ヲ置キ實科又ハ諸學科ノ内一科若クハ數科ヲ授クルコトアルヘシ

第四條 修業年限ハ本科ハ四ヶ年速成科ハ三ヶ年トス

撰科ハ別ニ修業年限ヲ定メス其志望ノ教科ヲ修了セシナテテ期限トス

第五條 教授日數ハ每學年大約二百七十二日トシ教授時間ハ每週四十二時以內トス

第六條 休業日左ノ如シ

日曜日

祝日大祭日

夏季

七月八月九月ノ三ヶ月間ニ於テ適宜三週間以內

冬季

試業後

自十二月二十八日
 至一月七日
 一週日以內

第七條 學課程度ハ左ノ如シ

本科ノ部

教科目	實科				書術	應用書學	圖案	作文
	木彫刻	金屬彫刻	錫銅	髹漆				
第一學年	土彫刻	土彫刻	土彫刻	髹漆各法下地	模寫寫生	幾何畫 遠近法	電信文 本業ニ關スル 記事文類	
第二學年	高肉 薄肉	仕上 平嵌 片切 毛彫	土彫刻 蠟型 模型	中塗 花塗 紙襪地 製造	寫生 伸縮寫			
第三學年	全上 簡易ナル 全体物	湖肉 嵌高肉 嵌 菱合	全上 簡易ナル 全体物	蠟色 梨子地 平目 鞘塗 應用等	寫生 古圖變更			
第四學年	全上 全体物	全上 色附 高肉彫刻 鍍金	全上 全体物 附 鍍金	キンマ 堆朱 堆 黒 螺銅				
授時間	二〇	二〇	二〇	二〇	八	三	二	
授時間	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	二	二	
授時間	三〇	三〇	三〇	三〇	八	三	二	
授時間	三〇	三〇	三〇	三〇	八	四	二	

數	學	四 算術開方級數 幾何幾何ノ初歩	四 代數 一次方程 幾何全上	四 代數 全上	
物	理	二 物理ノ大意	二 全上		
化	學	二 無機化學 附鍍金大要	三 有機化學 附合金法	三 本業ニ關スル 應用	
工	業	工業簿記			二 工業簿記ノ大 意
工	業	工業簿記			二 工業簿記ノ大 意
合	計	四二	四二	四二	四二

備考 木材彫刻科ハ化學ヲ省キ其時間ヲ畫術ニ移ス

豫添科ハ畫術ノ時間ヲ半減シテ本業ニ關スル化學ノ應用ヲ授ケ且實科ノ時間ヲ増加ス

速成科之部

科	實	學科目														
		程度	授時間	每週教												
樣	木	材	彫	刻	直曲線 簡易物彫刻	二	二〇	第一學年	二	二〇	第二學年	二	二〇	第三學年	二	二〇
	金	屬	彫	刻	毛刻 平嵌 片切	二	二〇	第二學年	二	二〇	第三學年	二	二〇	同上	二	二〇
	錫	銅			土彫刻ノ内 蠟型ノ内	二	二〇	第二學年	二	二〇	第三學年	二	二〇	同上	二	二〇
	漆				下地 中塗 各法 研磨術	二	二〇	第二學年	二	二〇	第三學年	二	二〇	同上	二	二〇

畫	術	一五 描寫紋章	一五 描寫紋章		
作	文	一 電信用文 本業ニ 關スル記事文類	二 全上		
數	學	三 算術比例開方級數 求積	三 全上 幾何ノ初歩		
物	理	化學ノ大意	三 全上		
合	計	四二	四二		

備考 木材彫刻科ハ化學ヲ省キ其時間ヲ畫術ニ移ス

豫添科ハ畫術ノ時間ヲ半減シテ本業ニ關スル化學ノ應用ヲ授ケ且實科ノ時間ヲ増加ス

第八條 入學者ノ學力本科ハ高等小學校四ヶ年ノ課程ヲ卒業シタル者若クハ之ト同等ノ學力ヲ有

スルモノ速成課ハ尋常小學校ヲ卒リ入學試験ニ合格シタルモノトス

但撰科ハ此限リニアラス

第九條 每學年ノ終ニ於テ試業ヲ施行シ生徒學業ノ進否ヲ判シ修業年限ノ終ニ於テハ其卒業ト否トヲ判ス

第十條 生徒ノ定員ハ百名トス

第十一條 授業料ハ之ヲ徴收セス

第十二條 生徒規則命令ニ違背シ又ハ風致ヲ害スルト認ムルトキハ其輕重ニ依リ罷責停學放校ノ

罰ニ處ス罷黜ハ督責ヲ加ヘテ將來ヲ戒シメ停學ハ昇校ヲ停止シ放校ハ學籍ヲ削リ放逐スルモノトス

第十三條 校有ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ汚染シタルモノハ其現品ヲ償還セシメ仍ホ事情ニ依リ更ニ罰ヲ附加スルコトアルヘシ

第十四條 教授上及試業ニ關スル方法并ニ生徒取締ニ係ル細則ハ學校長之ヲ定ム

●縣令第六十四號 明治二十七年十月二十九日

本縣簡易農學校規程左ノ通相定ム

富山縣簡易農學校規程

第一條 本校ハ主トシテ生徒ニ農業技術ヲ教ヘ兼テ學理ノ應用ヲ授ケ施テ縣下ノ農事ヲ改良スルヲ以テ目的トス

第二條 教科ハ實科ト學科トノ二種トシ其實科ハ米麥兩作牛馬耕養蠶製茶果樹蔬菜家畜禽害蟲トシ學科ハ修身地質植物動物物理化學農業經濟農學簿記算術作文トス

修業年限ハ二個年トス

第三條 本科ノ外撰科ヲ置キ一科若クハ數科ヲ授ケルコトアルヘシ

撰科ハ別ニ修業年限ヲ定メス休業日或ハ夜間又ハ便宜ノ季節ニ於テ教授シ其志望ノ教科ヲ修了

セシム

第四條 教授日數ハ每年大約二百九十日トス

第五條 休業日ハ左ノ如シ

日曜日

祝日大祭日

冬季

試業後

自十二月二十八日
至一月七日
一週日以内

第六條 學科程度左ノ如シ

簡易農學校科程度

實		教科目	
實	實	程度	年
米兩作	撰種、播種、插苗、耕耘、造肥、施肥、灌溉、排水、乾燥、製造	第一	年
牛馬耕	飼育、馴練、耕方	第一	年
養蠶	撰種、飼育、性理、病理、解剖、貯藏、桑樹栽培	第一	年
製茶	製造、栽培	第一	年
米兩作	撰種、播種、插苗、耕耘、造肥、施肥	第二	年
牛馬耕	飼育、馴練、耕方	第二	年
養蠶	撰種、飼育、性理、病理、解剖、貯藏	第二	年
製茶	製造、栽培	第二	年

科		學							科			
作	文	算	術	農	業	化	物	地	脩	畜	家	蔬
農業用記事及日用書類	農業簿記	度量衡及時刻ノ計算比例	農業簿記	農業經濟	化學	物理	動物	地質	行儀作法、人道實踐ノ方法	預防、驅除	飼養、殺勢、蕃殖	栽培
全上	全上	比例、開方	全上	全上、農場管理法	全上	全上、氣象	全上、害蟲			全上	全上、病畜治療	全上

備考 實科及學科ノ授業ハ別ニ時間ヲ定メテ實物ニ就キ野外教授ヲ專務トシ又室内教授ハ養蠶製茶等期節アルモノ、外ハ夜間又ハ雨天冬季ニ於テスルヲ本旨トス

第七條 入學スヘキ者ハ年齡滿十四年以上ノ男子ニシテ尋常小學校ヲ卒リタル者トス但撰科生ハ此限リニアラス

第八條 每學年ノ終ニ於テ試業ヲ施行シ生徒修業ノ進否ヲ判シ修業年限ノ終ニ於テハ其卒業ト否トヲ判ス

第九條 生徒ノ定員ハ百二十名トス

第十條 授業料ハ之ヲ徴收セズ

第十一條 生徒規則命令ニ違背シ又ハ風教ヲ害スルト認ムルトキハ其輕重ニ依リ罷責禁止停學及放校ノ罰ニ處ス罷責ハ督責ヲ加ヘテ將來ヲ戒シメ禁止ハ外出ヲ禁シ停學ハ具校ヲ停止シ放校ハ學籍ヲ削リ放逐スルモノトス

第十二條 校有ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ汚染シタルモノハ其現品ヲ償還セシム仍ホ事情ニ依リ更ニ罰ヲ附加スルコトアルヘシ

第十三條 教授及試業ニ關スル方法並ニ生徒取締ニ係ル細則ハ學校長之ヲ定ム

縣令第七十六號 明治二十七年十二月二十八日

明治二十六年三月縣令第二十四號本縣尋常師範學校冬季休業自十二月二十八日 至一月七日

トシ同年全縣令第二十五號同校生徒心得第十一條左ノ通改定ス

第十一條 正課時間後及休業日ハ外出ヲ許ス其期日及時限ハ學校長ノ定ムル處ニ依ル

●告示第四十一號 明治二十七年四月二十七日

明治二十年五月告示第五十八號富山縣尋常師範學校幼兒保育場假規則保育時限休業定日等ノ項第一條中「滿四年以上」ヲ「滿五年以上」ト改メ且幼兒員數「大約三十人」トアルヲ「大約五十人」ト改ム

●告示第三百三十號 明治二十七年十月二十二日

今般工藝ノ學校ヲ設置シ其名稱位置左ノ通相定ム

名	稱	位	置
富山縣	工藝學校		富山縣高岡市舊旅屋門前

●告示第三百三十五號 明治二十七年十月二十九日

今般簡易農學校ヲ設置シ其名稱位置左ノ通相定ム

名	稱	位	置
富山縣	簡易農學校		富山縣礪波郡福野町大字福野村

●訓令第二百二十六號 明治二十七年十二月二十一日

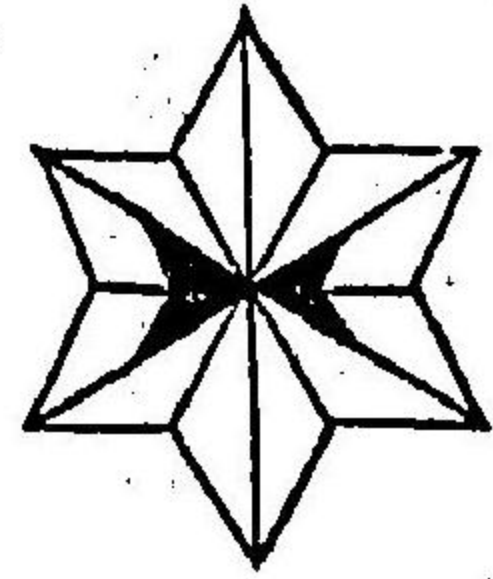
尋常中學校

其校職員生徒服制左ノ通相定ム

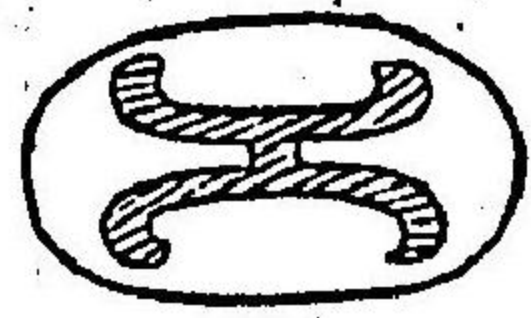
中學校職員服制

- 一帽 佛蘭西略帽形 地質黑羅紗
- 一帽前章 櫻花ニ中ノ字 金色
- 一冬服 背廣立襟 地質紺又ハ黑羅紗
- 袴 全
- 一夏服 背廣立襟 地白羅紗又ハ小倉織
- 袴 全
- 一外套 雨襦付長外套形 地質紺又ハ黑羅紗
- 中學校生徒服制
- 一帽 陸軍正帽形第一圖
- 一帽前章 中ノ字眞鍮打出シ第二圖
- 一帽頂徽章 其字形第三圖
- 一上衣 背廣立襟紺色地質適宜第四圖
- 一袴 幅五分白筋入紺色地質適宜第五圖
- 一外套及頭巾 地質紺羅紗第六圖

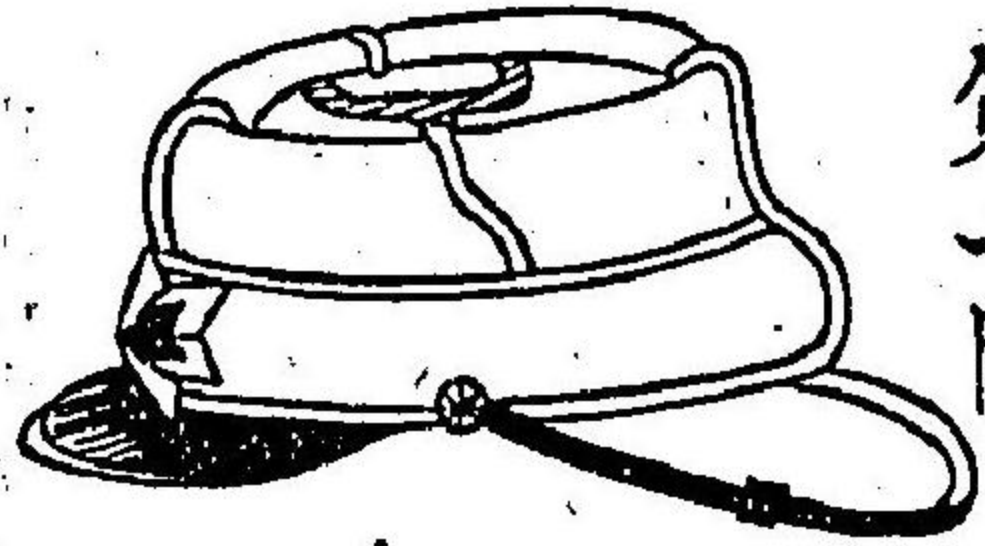
第二圖



第三圖



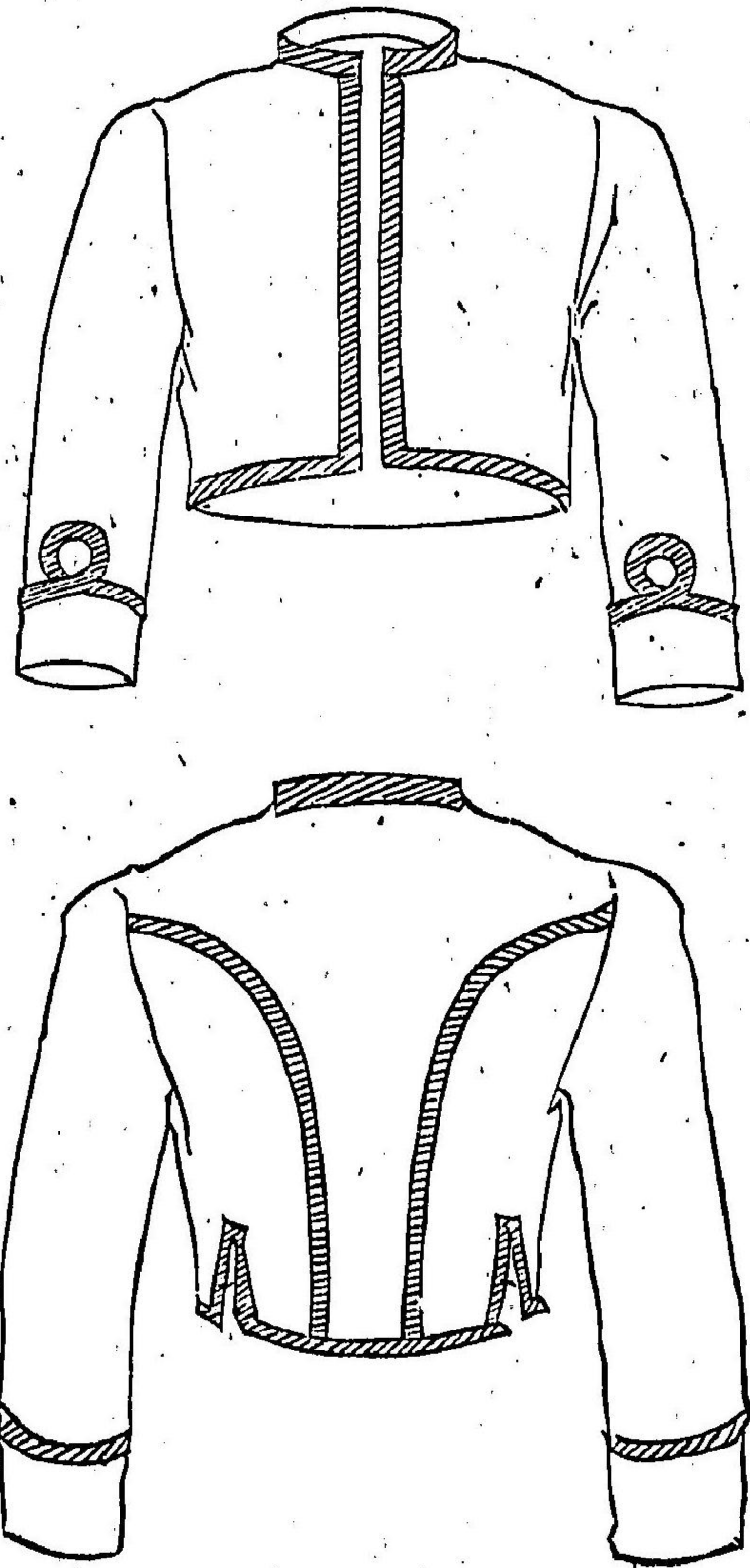
第一圖



第五圖



第四圖



第六圖



●訓 第一〇號 明治二十七年二月三日

縣立學校

其校新營工事及金高五圓以上ノ修繕ハ自今當廳ニ於テ設計施行スヘキニ付其新營工事及修繕ヲ要スル都度其箇所坪數配工月日ヲ具シ金額ヲ擬定シ申出ヘシ但金高五圓未滿ノ修繕ハ從來ノ通專行スヘシ

右訓令ス

尋常師範學校長

●訓 第六〇號 明治二十七年五月三日
 明治二十五年四月訓第四七號其校附屬小學校規程第三條左ノ通改正ス

右訓令ス

第三條 本校ノ教科目及各教科目毎週教授時間ハ左表ノ如シ但修業年限ハ尋常小學校及高等科トモ各四ケ年トス

教科目及各教科目毎週教授時間

教科目	尋常小學校				高等小學校			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	三	三	三	三	二	二	二	二
讀書	八	六	六	六	五	五	五	五

第四條 講習員ノ資格并講習ノ期日及其學科ハ縣知事ニ於テ每期之ヲ定メ告示スルモノトス

第五條 講習員ハ小學校教員中志願ノ者ニ就キテ縣知事ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第六條 講習科ノ程度及其試験法并毎週教授時數毎日授業始終時限其他必要ノ規程ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第七條 每期講習ノ終ニ至レハ各學科ヲ試験シ合格者ニハ左式ノ證書ヲ授與スルモノトス

証 書	
証 號	族 籍
氏 名	生 年 月
右ハ明治何年何月何日ヨリ同年何月何日マテ高等(尋常)小學校正 (准)教員ニ須要ナル何々科ヲ講習シ成規ノ試験ニ合格シタルモノ ナリ依テ茲ニ之ヲ証明ス	
年 月 日	富山縣尋常師範學校長氏名印
番 號	

第八條 小學校教員ニシテ講習ヲ受ケントスル者ハ第四條ノ告示ニ從ヒ履歷書并在勤小學校ノ市町村長ノ承認書ヲ添ヘ當廳(町立小學校教員ハ其郡市役所ヲ經)へ出願スヘシ

第九條 講習員ニ講習中ハ俸給ヲ支給シ旅費ハ支給セサルモノトス但小學校ノ都合ニヨリ手當ヲ支給スルコトヲ得

第十條 講習ヲナシタル小學校教員ハ講習完了後一個年間ハ自己ノ便宜ニ依リ其在勤小學校教員ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

●縣令第二十四號 明治二十七年三月三十日

明治二十三年十月勅令第二百十五號小學校令第二十四條ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ受明治二十五年四月縣令第二十三號學齡兒童ノ就學及家庭教育等ニ關スル規則左ノ通改正シ明治二十七年四月一日ヨリ實施ス

一 第一條ニ左ノ一項ヲ追加ス

學齡兒童就學ノ義務ヲ生スル期限ハ兒童ノ滿六歲ニ達シタル其年又ハ翌年ニ於ケル次回ノ學年ノ始メトス但次回ノ學年ヲ待タズ其學年中ニ於テ入學ヲ許可スルコトヲ得

一 第三條第一項中「毎年二月二十日」ヲ「毎年十二月二十日」ト改メ且同項第一款ヲ左ノ如ク改ム

一 常年五月ヨリ翌年四月マテノ間ニ於テ兒童ノ年齢己ニ學齡ニ達シ未々就學セザル者若クハ學齡ニ達スヘキ者

一 第六條及第十四條ヲ左ノ如ク改ム

第六條市町村立小學校校長若クハ首席教員ハ毎月二回十日二十五日其校在籍兒童ノ出席ヲ調査シ
 正當ノ理由ナク缺席七日以上ニ及ヒ未ダ出席セザル者アルトキハ學齡兒童保護者ニ就キ其出席
 ナ督促シ督促二回ニ及フモ尙出席セザルトキハ第四號書式ニ據リ兒童ヲ區別シ關係市町村長ニ
 通知スヘシ但本文ニ依リ己ニ缺席ノ通知ヲナシタル兒童ニシテ出校シタルトキハ直ニ之ヲ其市
 町村長ニ報告スヘシ

第十四條已ニ就學ノ猶豫又ハ免除ノ許可ヲ受ケタル兒童ニシテ其事故止ミ又ハ兒童學齡ニ達シ
 次回ノ學年ヲ待タズ其年ノ學年中ニ於テ入學ヲ欲スル者若クハ免除ノ兒童ニシテ次學年ヨリ入
 學セントスル者ノ保護者ハ第三條第一項ニ準シ市町村長ニ中立ツヘシ

市町村長ハ前項ノ申立アルトキハ第三號書式ニ準シ名簿ヲ作り之ヲ其入學スヘキ市町村立小學
 校長若クハ首席教員ニ通知シ意見ヲ聞キ其入學ヲ評否スヘシ但前項免除ノ兒童其事故止ミ次學
 年ヨリ就學スヘキ者ニ就キテハ第五條ニ準スヘシ

一第六號學齡簿書式備考第一項ヲ左ノ如ク改ム

一兒童ノ族籍住所職集氏名生年月及學齡ニ達スル年月學齡ヲ終ル年月並兒童保護者ノ族籍住所
 氏名ハ其市町村内ノ兒童學齡ニ達スル月ノ前月末學齡兒童ノ他ヨリ轉居シタル者ニ就キテハ
 其轉居ノ際之ヲ記入シ其他ノ事項ハ事故ノ生セシ都度之ヲ記入スヘシ但毎年十一月末ニ於テ

其市町村ノ兒童ニシテ其年十二月ヨリ翌年四月マテニ學齡ニ達スヘキ者ハ本文ニ準シ之ヲ登
 記シ就學調査ノ便ニ資スヘシ

一同第二項中「第六回ノ生月ノ前月」ヲ「第六回ノ生月」ト改ム

●訓令第七號

明治二十七年一月二十六日

郡市役所 町村役場 市町村立小學校

明治二十五年十二月末ノ調査ニ依ルニ學齡兒童既卒業退學者男一万二千三百六十
 八人女六万六千九百五十六人中就學兒童男三万八千五百七十五人女二万七千三百四十一人ニシテ
 學齡百人中就學者ノ比例ハ男五十九人二分女二十五人八分餘トナルニ過キスシテ不就學ノ兒童甚
 マ多シ殊ニ女兒ハ將來家庭教育ニ重大ノ關係ヲ有スルモノナレハ其教育ハ一層普及セシメサルヘ
 カラス而シテ就學ノ増減ハ其係ルトコロ種々ナリト雖モ主トシテ學齡兒童就學調査ノ整否ニ依リ
 影響ヲ及ス少カラサレハ之カ調査ニ當リテハ最モ之ヲ嚴密ニスヘキハ勿論其就學ヲ猶豫シ又ハ免
 除スヘキ者ノ事故ノ如キハ詳カニ之ヲ查察シテ其適否ヲ定メ以テ就學ノ普及ヲ企圖スヘク又該備
 查期限ニ就テハ規則上已ニ取定リアリト雖モ中ニハ其期ヲ經過シ漸ク之ヲ結了スル向アリ右ハ前
 學年中必ス之ヲ調査シ次學年ニ先チ其就學者ヲ定メザレハ兒童入學ノ期節ヲ誤ルノミナラズ欠席
 兒童督促ノ手續ヲ失スル等就學規則ノ運用ヲ澁滞シ甚ダ不都合ニ付將來右様ノ儀無之極深ク注意
 スヘシ

●訓令第八號 明治二十七年一月二十六日 郡市役所 町村役場 市町村立小學校

一 小學校ノ校舍狹隘ナルカ爲ニ學齡兒童就學ノ便ヲ缺クモ市町村ニ於テ更ニ設備ヲ爲スノ負擔ニ堪ヘサル場合ニ於テハ明治二十四年文部省令第十二號第九條ノ旨趣ヲ適用シ全校又ハ某級ノ兒童ヲ二部ニ區分シテ教授スルノ方法ニ依リ兒童就學上差支ナカラシメシメコトニ注意スヘシ
二 貧窮又ハ其他ノ事情ノ爲ニ小學校令ノ規定ニ依リ就學ノ免除ヲ得タル兒童ニシテ夜間日曜日又ハ便宜ノ日時ニ於テ近易ナル方法ニ依リ相當ノ教育ヲ受ケタル者ニハ其望ニ依リ尋常小學校ニ於テ試験ノ上其課程ニ照シ相當ノ證明書又ハ卒業證書ヲ與フルコトヲ得

●訓令第十三號 明治二十七年二月二日 郡市役所 町村役場 市町村立小學校

明治二十六年十月訓令第六號第一項中「教員俸給」ノ下「豫算」ノ二字ノ「確定」ト改メ並第二項左ノ通改正ス

前項雇員ヲ置カントスルトキハ其事由本人ノ性行給料額ヲ具シ履歷書 明治二十六年縣令第八十號第十三條第二號書式ヲ添ヘ又之ヲ解雇セントシ若クハ給料額ヲ増減セントスルトキハ其事由ヲ具シ郡市長ニ於テ本知事ノ許可ヲ受クヘシ

●訓令第十四號 明治二十七年二月二日 郡市役所 町村役場 縣立學校 市町村立學校

議員選舉ノ事アラントスルニ際シ學校教員心得方ニ關シ今般其筋ヨリ訓令ノ趣有之候ニ付學校教

員ニ於テ左ノ旨趣ヲ體シ不都合無之様特ニ注意スヘシ

- 一 教育ハ政論ノ外ニ特立スヘキ者ニシテ殊ニ政黨ノ爭ハ普通教育ヲ受クル未成年者ノ腦髓ニ感染セシムヘカラス故ニ學校教員ハ政論ニ干預シ政事上ノ競争ヲ補助誘導スルヲ許サズ今度議員選舉ノ事アラントスルニ當リ學校教員ノ職ヲ帶ル者ハ其身固有ノ選舉權ヲ行フノ外何等ノ黨派ニ向テモ直接ニ間接ニ選舉ノ競争ニ關係スヘカラス
- 二 公立學校教員ニシテ議員被選人ヲラントスル者ハ其志望ヲ表白スルト同時ニ教員ノ職ヲ辭スヘシ

●訓令第十五號 明治二十七年二月二日 郡市役所 町村役場 縣立學校 市町村立學校

今般生徒黨陶方等ニ關シ其筋ヨリ訓令ノ趣有之候條各學校ニ於テハ左ノ旨趣ヲ體シテ生徒ヲ教養スヘシ

- 一 師ヲ尊ヒ長テ敬フハ德育ノ一大要義ニシテ此ノ點ニ於テ闕クコトアラハ驕傲不順ノ習ヲ養ヒ學校ノ目的ニ背ク者ナリ校長及教員タル者ハ此ノ意ヲ體シテ生徒ヲ黨陶スルコトニ注意スヘシ
- 二 生徒ハ三名以上合同シテ意見ヲ申立テ又ハ校長教員ニ對シ強テ面陳若クハ管辨ヲ求ムルコトヲ得サルヘシ

三 生徒ニシテ黨ヲ結ヒ教員又ハ校長ニ對シ抵抗又ハ強迫ノ舉動ヲ爲シ或ハ課業ヲ妨害シ又ハ合同閑課シ教員又ハ校長ノ戒諭ニ順ハサル者アルトキハ各學校ハ其情重キ者ヲ一週間以上一學年間以内ノ停學又ハ放校ニ處スヘシ

放校ニ處セラレタル者ハ文部大臣ニ由リ情狀ヲ酌量シテ特免ヲ予フルノ外復校ヲ許サス

●訓令第二十七號 明治二十七年二月二十三日 郡市役所 町村役場

市町村長ハ左ノ要領ニ基キ市町村學務委員國ノ教育事務補助手續ヲ定メ本年四月一日ヨリ之ニ依リ其事務ヲ補助セシムヘシ

市町村學務委員國ノ教育事務補助要領

- 第一條 學務委員國ノ教育事務補助手續中ニハ凡左ノ項々ヲ具スルヲ要ス
 - 一 平常事務補助ノ爲出勤ノ日時但本文ノ日數ハ一ヶ月二週日以上タルヘシ
 - 二 學務委員中各其擔當ノ地區ヲ定メ若クハ其事務ヲ分擔スルモノハ其區分
 - 三 定期集會ノ日時
 - 四 學務委員ヲシテ補助セシムヘキ國ノ教育事務ノ概目
- 第二條 市町村長ハ毎月一回以上學務委員會ヲ開クヘシ
- 第三條 學務委員ヲシテ補助セシムヘキ國ノ教育事務ハ左ノ概目ニ依ルヘシ但土地ノ狀況ニ依リ

之ヲ增加スルコトヲ得

- 一 學齡兒童ノ就學及家庭教育等ニ關スル規則第三條第十二條及第十五條ニ依リ學齡兒童ノ保護者ヨリ指出シタル就學及不就學申立書調査ニ關スル事
- 二 同規則第四條第二項ニ依リ兒童ヲ就學セシメントスルニ當リ學齡兒童保護者説諭ニ關スル事
- 三 同規則第五條及第十五條ニ係ル就學兒童名簿調製及其通知ニ關スル事
- 四 同規則第七條ニ係ル學齡兒童保護者説諭若クハ命令等ニ關スル事
- 五 同規則第十一條ニ係ル學齡兒童ヲシテ家庭又ハ其他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムル者ノ取扱ニ關スル事
- 六 同規則第十三條ニ係ル就學猶豫者クハ免除者通知ニ關スル事
- 七 同規則第十七條ニ係ル學齡簿ノ調製并其加除ニ關スル事
- 八 就學兒童出席停止規則第三條ニ依リ醫師ノ檢査ヲ必要トシテ請求アルトキ及第五條ニ依リ出席ノ停止又ハ其解除ノ稟議アルニ當リ事實調査ニ關スル事
- 九 學齡兒童保護者代人規則ニ依リ届出タル代人ノ適否ニ關スル調査及特別ノ事情アリテ代人ヲ立シコトヲ請フ者ノ調査ニ關スル事
- 十 小學校休業ニ關スル事

十一小學校規則第十條ニ係ル入退學者ヲ處分シ及之ヲ小學校長若クハ首席教員ヘ通知ニ關スル事

十二小學校ノ校地校舍体操場農樂練習場及校具等ノ設備保管又ハ修繕等ニ關スル事

十三小學校補習科就學兒童獎勵等ニ關スル事

第四條 土地ノ狀況ニヨリ第一條第一出勤ノ日數并第三條教育事務ノ概目ヲ減センコトヲ要スルトキハ事由ヲ詳ニシテ市長ハ縣知事町村長ハ郡長ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 町村學校組合ニ設置シタル學務委員國ノ教育事務補助ニ就テモ亦前各條ヲ適用ス

●訓令第二十八號 明治二十七年二月二十三日 郡市役所 町村役場 小學校

明治二十一年四月訓令第六十七號小學校生徒貯金準則第二條及第六條中「逕信省貯金局」ノ下ニ「貯蓄銀行」ノ四字ヲ加フ

小學校生徒貯金勸誘方ニ就テハ己ニ訓示シタル通り生徒ヲシテ勤儉ノ美德ヲ涵養スル儀ニ付自今一屬注意ヲ加ヘ其獎勵ニ怠ラサルハ勿論身ヲ以テ師範トスヘキ教職ニ在ル者ハ常ニ勤儉節儉ノ志操ヲ持シ自ラ貯蓄ヲ企ツル等以テ生徒ヲ誘導スヘシ

●訓令第三十一號 明治二十七年十一月二十三日 郡市役所 町村役場 市町村立小學校
年齢幼弱ノ兒童ニシテ尋常小學校ヲ卒リ直ニ退學スル者ニ在リテハ其應用ノカラニ乏シク殊ニ卒

業後文筆ノ間ニ親炙セサル業務ニ従事スル者ノ如キハ既習ノ學科モ遂ニ怠却シ去ルノ恐レアリ又貧困其他ノ事故ニ依リ就學シ能ハサル者ニシテ已ニ學齡ヲ過キ無學ノ徒トナル者往々有之是等ハ教員普及上ノ欠源ニ係レハ今之ヲ補救セントスルニハ尋常小學校ニ於テ補習科ヲ設置スルニ若クハナシ依テ左ニ補習科設置準則取定條右尋常小學校ニ於テハ可成該則ニ據リ其設置ヲ計畫シ一ハ尋常小學校卒業ノ者ノ學科ヲ補綴シ旁ヲ實業上應用ノ知識ヲ得セシメ一ハ學齡外ニ係ル不就學者ヲシテ近易適切ノ書算并ニ裁縫ヲ授ケ以テ實務上ノ便宜ヲ得セシムヘシ

尋常小學校補習科設置準則

一補習科ハ其土地人民ノ實際ノ業務ニ最モ適切ニシテ實業上應用ノ力ヲ得セシメントトテ務ムルヲ要ス

一補習科ニ就學セシムヘキ兒童ハ尋常小學校ノ教科ヲ卒リタル者若クハ未タ之ヲ卒ラサルモ其年齡己ニ學齡ヲ超ヘ就學上指支ナキ者

一教科目ハ修身、讀書、作文、習字、算術、トシ女兒ノ爲メ裁縫ヲ加フルモノトス

一修身、讀書、作文、習字、算術、ハ男兒ニハ必修科トシテ之ヲ授ケ女兒ニハ修身裁縫ノ外ハ隨意科トシ各自ノ志望ニ任セ其一科若クハ數科ヲ併セ授クルモノトス

一修業年限ハ二ケ年トシ其每週教授時間ハ十二時間以上十八時間以下トス

一補習科ハ之ヲ常設スルヲ本旨トスレトモ土地ノ情况ニ依リ冬季若クハ夏季又ハ其他某時季ヲ限
 リ之ヲ設置スルコトヲ得此場合ニ於テハ其修業年限ハ前項ノ例ヨリ推シテ便宜之ヲ定ムヘシ
 一教授時間ハ實際ノ業務ニ従事スル者ノ便ヲ計リ夜間(男兒ニ限ル)又ハ其他通常教授時間前後等
 ニ於テ之ヲ定ムルヲ本旨トスレモ兒童通學上指支アルトキニ限リ通常ノ教授時間ニ於テ之ヲ教
 授スルモ妨ケナシ但此場合ニ於テハ之ヲ受持教員ニシテ正課ノ教授ニ指支ナキ様注意スヘシ
 一教科程度ハ左ノ表ニ依ルヘシ但庶業若クハ勞力家等ノ子弟ニ就テハ本表ノ例ニヨリ各其實際ノ
 業務ニ適切ナル圖書及事項ヲ撰ヒ之ヲ授クヘシ
 一各教科目每週教授時間ハ各校ノ便宜ニ依リ之ヲ定ムヘシ

補習科各教科程度表

教科目	補習科各教科程度表		
	農家ノ子弟	工業家ノ子弟	商業家ノ子弟
修身	人道實踐ノ方法	全上	全上
讀書	主トシテ農業ノ事項ヲ記載シタル漢字交リ文	主トシテ工業ノ事項ヲ記載シタル漢字交リ文	主トシテ商業ノ事項ヲ記載シタル漢字交リ文
作文	農業必要ノ日用書類及記事文	工業必要ノ日用書類及記事文	商業必要ノ日用書類及記事文
習字	農業必要ノ日用文字 日用書類	工業必要ノ日用文字 日用書類	商業必要ノ日用文字 日用書類

算術	裁縫
四則度量衡貨幣及時刻ノ計算 通常小數近易ナル比例、田地ノ丈量法	通常衣服ノ縫方裁方及繕方等
全上 田地ノ丈量ヲ省キ各種尺度ノ比較法ヲ加フ	全上
全上 各種尺度ノ比較法ヲ省キ簡易ナル日用簿記及速算ヲ加フ	全上

補習科ハ其土地人民ノ實際ノ業務ニ適切ナル學科ヲ授クル目的ナレハ教授ニ當リテハ各教科相
 分離セス務メテ其纏進ニ注意スヘシ

尋常小學校ヲ卒業セサル學齡外ノ子女ニハ本表ノ程度ヲ酌量シ近易ノ書算等ヲ知ラシメ實際ノ
 業務ニ裨益アラシムル様教授スヘシ

訓令第九十七號

明治二十七年八月二十四日

郡市役所 町村役場

師範學校 小學校

赤痢病豫防ノ爲メ本縣告諭第二號ヲ以テ養生心得等及告諭候ニ付各校長及教員ニ於テ課業ノ餘間
 日々各生徒ニ告諭之旨意ヲ説明シ充分ノ記憶ヲ興ヘ衛生ノ思想ヲ發達セシムヘシ

訓令第四百四號

明治二十七年九月八日

郡市役所 尋常師範學校

町村役場 小學校

小學校ニ於ケル體育及衛生ニ關シ今般文部大臣ヨリ左ノ通訓令相成候條學校教員ニ於テ該旨趣ヲ
 體シテ生徒ノ啟蒙ヲカムヘシ

文部省訓令第六號

北海道廳 府 縣

小學校ハ小學校令第一條ノ示ス所ニ依リ兒童ノ體育ニ留意シ教育ノ完成ヲ期セサルヘカラス我國舊來弓馬劍鎗ノ武藝盛ニ行ハレ體育ノ道ニ於テ缺クル所ナカリシモ維新後兵制變革ノ爲或種ノ武藝ハ其ノ必要ヲ失ヒタルト同時ニ體育ノ衰頹ヲ致セル事又教員及生徒カ學問知識ノ進歩ニ急ニシテ助モスレハ體育ノ一方ニ偏重セル事及社會一般ノ衛生ノ必要ヲ感スルコト未タ深切ナラサル事是等數多ノ原因ノ爲ニ各般ノ學校ニ於ケル體育及衛生ノ方法ハ仍不完全ナルヲ免レス殊ニ小學教育ノ時ハ方ニ身體發育ノ期ニ當リ一タヒ傷害ヲ受クルトキハ其ノ患ハ修身ニ及ヒ哀ムヘキノ情況ヲ呈セントス今小學校ニ於ケル體育及衛生ニ關シ訓令スルコト左ノ如シ

- 一 體育ハ及フヲケ活潑ナル運動ヲ課スルヲ要スヘク普通體操ニ於テモ亦兵式體操ト同ク手足及全身筋力ノ運動ヲ活潑ニシ氣血ノ代謝ヲ促スト同時ニ生徒自個ニ於テ意氣快活ヲ覺ユルノ效果アラシムヘシ體操ノ弊ハ或ハ死法ニ流レ態勢ヲ整ヘ並列ヲ正スカ爲ニ許多ノ時間ヲ費シ却テ生徒ヲシテ厭倦ノ氣ヲ生セシムルニ至ル此ノ如キハ却テ體操ノ精神ヲ失フモノナリ
- 二 高等小學校男生徒ニハ兵式體操ヲ課スルノ際軍歌ヲ用キ體操ノ氣勢ヲ壯ニスルコトアルヘシ又隨意科トシテ簡單ナル器械體操ヲ授クヘシ

- 三 小學校生徒ハ活潑ナル運動ニ便スル爲ニ不得已場合ノ外學校内ニ於テハ洋服又ハ和服ヲ間ハス都テ筒袖ヲ用キシムヘシ
- 四 放課時間ニ於テ佇立閑語シテ經過スルニ終ラシムヘカラス男女トナシ成ルヘク活潑ニ大氣中ニ運動スルノ遊戯ヲ誘フヘシ或ハ大聲急走嬉戲ノ能ヲ以テ生徒ノ不長事ト爲シ沈靜ヲ以テ品行點ニ加フルカ如キハ當テ得タルモノニアラス
- 五 生徒ヲシテ筆記及誦讀ヲ務メシムルハ過度ニ腦力ヲ勞セシムルモノナレハ特ニ必要ノ場合ノ外之ヲ用キザランコトヲ要ス
- 六 小學校ノ課業ノ中生徒ノ尤困難ヲ感スル者ハ作文トス初級ノ生徒ニハ作文ヲ授クヘカラス若シ簡單ナル作文ヲ授クルモ此ヲ以テ試驗ノ問題トスヘカラス
- 七 小學校ニ於テ施行スル所ノ試驗法ハ褒貶ノ意味ニ偏シ點數ニ依リテ每期席順ヲ上下シ又ハ賞與ヲ予フル等過度ニ生徒ノ神經ヲ刺衝スルノ弊アリ此レ獨リ普通教育ノ主義ヲ誤ルノミナラス亦生徒ノ體育ヲ害スル者ナリ自今各學校ハ試驗ニ依レハ席順ノ上下ヲ廢スヘシ但各級ニ優等生若干人ヲ選抜シ以テ獎勵ヲ示スコトヲ妨ケサルヘシ
- 八 小學校ニ於テ生徒ハ喫煙スルコト及烟器ヲ夾帶スルコトヲ禁スヘシ
- 九 華奢安逸ハ自然ニ軟弱ヲ招クモノナリ都會ノ生徒ノ學校ニ住來スル者或ハ車ニ乘ルカ如キハ

學校紀律ノ外ニ係ルト雖校長及教員ハ注意ヲ加ヘテ成ルヘシ歩行ヒシムルコトニ誘導スヘシ

明治二十七年八月二十九日

文部大臣 井上毅

訓令第百七號

明治二十七年九月二十一日

郡市役所 尋常師範學校

町村役場 市町村立小學校

明治二十六年^四月訓令第三十七號小學校生徒獎勵規則中學業競勵會ニ關スル事項ハ總テ削除ス

訓令第百二十一號

明治二十七年十一月二十七日

尋常中學校

其校生徒心得左ノ通相定ム

富山縣尋常中學校生徒心得

第一條 尋常中學校ハ凡ツ普通教育ヲ終ヘタル者ノ進ンテ中等教育ヲ受クル所ナレハ其生徒ノ勉
強ハ勿論志操行狀一層高尚ニ一言一動能ク下級學生ノ模範ト爲リ又世人ニ敬愛ノ念ヲ起サシム
ルヲ勤メサルヘカラス

第二條 德行ヲ勵ミ智能ヲ磨キ健強ヲ養ヒ身ヲ立家ヲ興シ施テ

帝國興隆ノ基礎ヲ固クスルヲ以テ責任トナシ教育

勅語ノ盛旨ニ奉答スルヲ忘ルヘカラス

第三條 禮ヲ貴ヒ恥ヲ重シ人ニ党セス世ニ阿ラス常ニ道義如何ヲ顧ミ以テ獨立獨行ノ氣象ヲ養ハ

サルヘカラス苟モ自己ノ良心ヲ外ニシテ漫リニ他人ノ意思ニ雷同シ世間ノ風潮ニ屈從スルカ如
キハ教育ヲ受クル者深ク戒ムヘシ

第四條 堅志力行常ニ驕惰ニ克チ困難勞苦ニ心膽ヲ練リ風雨寒暑ニ筋骨ヲ鍛ヒ以テ不撓不屈ノ精
神身體ヲ養ハサルヘカラス苟モ遊惰ニ流レ安佚ヲ求メ難キヲ避ケ勞ヲ讓ルカ如キハ教育ヲ受ク
ル者深ク戒ムヘシ

第五條 師弟ノ間ハ父子ノ如クナレハ常ニ師ニ敬事シ能ク弟子タルノ道ヲ守リ聊カ抵抗輕侮ノ行
爲アルヘカラス

第六條 學友ノ間ハ兄弟ノ如クナレハ友誼ヲ貴ヒ善ヲ責メ過ヲ補ヒ互ニ敬愛ノ實ヲ勉メ苟モ親疎
ヲ別チ朋党ヲ樹テ他人ノ行爲ヲ論難非議スルカ如キ舉動アルヘカラス

第七條 古ノ人ハ讀ムニ書籍ナク學フニ師友ナク惟其志ヲ立其良心ヲ師トシ反求省察思ノ一字ヲ
以テ能ク其德ヲ大成セリ今ヤ教育ノ道備ル而テ才德技能ノ發達古ニ及ハサル者ハ是其生徒己ノ
爲ニスルノ志確ナラサルト反求省察ノ功實ナラサルニ由ラスンハアラス教育ヲ受クル者深ク鑑
ミサルヘカラス

第八條 學問ノ要ハ學フト思フノ二ツニアリ能ク之ヲ兼チサレハ幾多ノ歲月ヲ費シ幾多ノ學課ヲ
了ルト雖モ其學實ナラスシテ自己ノ德器ニ益ナク又世道ニ裨ヒナキノミナラス却テ天然ノ良心

ヲ攪亂シ身ヲ誤リ家ヲ破ル者少トセス教育ヲ受クル者晨夜ニ靜坐シ宜シク慎思ヲ勉メサルヘカラス

第九條 恒産ナキ者ハ恒心ナケレハ學問ノ餘暇業務ニ從ヒ節儉勤働常ニ獨立自營ノ道ヲ勉メサルヘカラス徒ニ父兄ノ財産ニ衣食シテ耻ルヲ知ラサルノミナラス甚キハ産ヲ傾ケ家ヲ破ル者世間其類少ナカラス教育ヲ受クル者深ク戒ムヘシ

第十條 從順ヲ卑屈トシ節儉ヲ吝嗇トシ倨傲ヲ勇壯ト多辨ヲ利口トシ輕薄ヲ伶俐トスル等世間其類少ナカラス苟モ教育ヲ受クル者能ク其理ヲ辨シ其義ヲ錯ルヘカラス

第十一條 邪推妄想嫉妬利己等ノ念ハ躬ヲ卑屈ニスルノ甚キ者ナレハ教育ヲ受クル者勉メテ之ヲ未萌ニ塞キ情意ノ發動ヲシテ常ニ正路ヲ失ハサラシムヘシ

第十二條 教師ノ命令ニ服從シ校則ヲ守リ秩序ヲ貴ヒ紀律ヲ重シ入テハ校紀ヲ張リ出テハ人心風俗ノ進少ニ補ヒアルコトヲ勉メサルヘカラス

訓令第二百二十二號 明治二十七年十一月三十日 郡市役所 町村役場 市町村立小學校 學制頒布已來茲ニ二十有三年國民教育ノ必要今更言ヲ俟タス然ルニ縣下學齡兒童就學ノ數ハ未ダ六分ニ達セスシテ而テ其日々出席生又其半ニ過キス明治ノ青年輩ニシテ無教育ニ過クル者其數幾許ナルヲ知ルヘカラス試ニ國縣市町村ニ於ケル議員選舉ノ狀況ヲ見ルニ自他ノ姓名ヲ書スル能ハ

ス貴重ノ權利ヲ他人ニ依託シ甚キハ之ヲ放棄スル者所在ニ其例少ナカラス今ヤ人文開達殖産興業富國強兵ノ急務ハ一日ヲ爭フノ氣運ニ際シ如此無教育者ノ多キハ管々彼等自身ノ不幸ノミナラス又實ニ一村一郡ヨリ施テ國家ノ不幸ト云フヘキナリ

願フニ此等無教育ノ子弟ノ多數ハ概ネ父兄ノ爲メニ家事ヲ助ケ就學ニ暇ナキ者ナレハ本年訓令第三十一號補習科設置準則ニ據リ夜學ヲ開キ就學生徒ト合セテ老幼男女ヲ問ハス該子弟ヲ入レ世間普通ノ禮儀作法ト假名文名頭町村名入算等極テ卑近ノ事ヨリ始メ漸次修身道德ノ要日用必須ノ書算ヲ教ヘ以テ國民ノ德性ヲ養ヒ又業務ニ適切ナル智識技能ヲ授ケ家ニ不學ノ父兄子弟ナカラスムルハ最モ當ニ務ムヘキノ急務トス今ヤ農隙ニ向フ宜ク速ニ茲ニ着手シ國家教育ノ本旨ヲ達センコトヲ謀ルヘシ又青年子弟ヲ教育シテ風俗人心ノ進歩ヲ圖ル亦補習科ノ主眼タレハ克ク其意ヲ体シ實効ヲ奏スルコトヲ力ムヘシ

但設置ノ儀ハ伺出ニ及ハス其都度報告スヘシ

訓 第七 號 明治二十七年一月二十六日

各郡役所

學齡兒童ニシテ就學ノ猶豫又ハ免除スヘキ者ノ調査ハ左ノ手續ニ依ルヘキ様町村長ヘ示達スヘシ右訓令ス

一就學規則第九條第一第二第五及第六項ニ該當スル者ノ申立書ニ添付シタル醫師ノ證明書ハ單ニ

其病症ノミヲ證明スルニ止マラス其就學シ能ハサル事實ヲ承認スルニ足ルヘキ様證明セシムヘシ

一同第三項ニ該當スル者ハ獨リ其中立書ノミニ依ラス其事實ヲ確認スルヲ要ス

一同第四項ニ該當スヘキ者ハ貧困ニシテ地方稅戶數割三分ノ一以下ヲ納ムル者又ハ免除ノ者タルヘシ

●訓 第七 號 明治二十七年一月二十六日 富山市役所 高岡市役所

學齡兒童ニシテ就學ノ猶豫又ハ免除スヘキ者ノ調査ハ左ノ手續ニ依ルヘシ
右訓令ス

一 就學規則第九條第一第二第五及第六項ニ該當スル者ノ中立書ニ添付シタル醫師ノ證明書ハ單ニ其病症ノミヲ證明スルニ止マラス其就學シ能ハサル事實ヲ承認スルニ足ルヘキ様證明セシムヘシ

一同第三項ニ該當スル者ハ獨リ其中立書ノミニ依ラス其事實ヲ確認スルヲ要ス

一同第四項ニ該當スヘキ者ハ貧困ニシテ市稅ノ免除ヲ受ケル者タルヘシ

●訓 第三三三 號 明治二十七年三月八日 尋常師範學校長

尋常師範學校官制第一條ニ依リ尋常師範學校長ノ學事視察ニ關スル規程左ノ通和定ム

右訓令ス

尋常師範學校長學事視察規程

第一 視察ノ概目左ノ如シ

一 學事ニ關スル法令施行ノ情況

二 教授及管理ノ方法

三 學級ノ編制、教員ノ配置、學科課程及試驗ノ情況

四 設備ノ整否

五 學齡兒童就學及出席ノ情況

六 生徒ノ風儀及成績

七 學校衛生ノ情況

八 學校長教員職務ノ情況

九 學事ニ關スル會計及經濟ノ情況

十 學事集會ノ情況

十一 學事ニ於ケル市町村一般ノ感情

第二 縣知事ハ特ニ尋常師範學校長ヲシテ臨時ニ事項ヲ限リ視察ヲナシムルコトアルヘシ

第三 尋常師範學校長ハ視察ヲ終ル毎ニ其情況ヲ詳述シ意見ヲ付シテ縣知事ニ復命スベシ

第四 尋常師範學校長ノ學事視察ハ其結果ヲ報告スルヲ主旨トス學校長教員及其他ニ對シ指示スルハ縣知事ヨリ許可又ハ特別ノ命令ヲ得タル條件ニ限ルモノトス
但左ノ事項ニ關シ意見アルトキハ學校長教員及其他ニ對シ便宜指示スルコトヲ得

- 一 教授及管理ニ關スル事
- 二 學級ノ編制、教員ノ配置、學科課程及試験ニ關スル事
- 三 生徒ノ風儀及成績ニ關スル事
- 四 學校衛生ニ關スル事
- 五 學校長教員執務ニ關スル事

●訓 第五五號 明治二十七年四月十二日

各郡市長

實業教育ノ忽諸ニ付スヘカラサルハ今更多言ヲ要セスト唯モ之ヲ實地ニ施ス固ヨリ容易ノ業ニ非サレハ自今學校教師タル者先自カラ實業各種ノ智識ト技能ヲ修ムルハ今日ノ急務ヲラサルヘカラス幸ヒ本縣各種ノ實業教師ノ巡廻授業並ニ其集會談話モ少ナカラス是等ハ皆實業上ノ智識技能ヲ研究練磨スルニ屈強ノ場所タヘニ付校務ヲ繰合セ成ルヘク出席シ又物産陳列場工藝品陳列場ヲ始メ公私立ノ農事試驗場等ノ如キハ校務ノ餘暇務メテ參觀シ實地ニ就キ之ヲ研磨シ自カラ得ル所ノ

智能ヲ生徒ニ傳ヘ大ニ實業教育ノ効果ヲ舉ルニ勵精セシムヘシ

右訓令ス

●訓 第六六號 明治二十七年五月十六日

檢定委員長

小學校教員乙種檢定ヲ受クル者其試験ニ合格セサルモ一部ノ成績優等ナルモノハ其部分ニ對シ左ノ證認書ヲ授與シ次回ノ檢定期ニ於テ其試験ヲ欠クコトアルヘキニ付該當者有之場合ハ其人名及成績ヲ具申セラルヘシ

右訓令ス

證 認 書

族 籍

何 科 目

氏 名

生 年 月

右ハ明治年月日ヨリ施行シタル尋常小學校本科正教員乙種檢定試験ニ於テ前記ノ科目成績優等ナルコトヲ証認ス

年 月 日

富 山 縣

●訓 第八六號 明治二十七年八月二日

小學校教員

實業教育ハ方今緊要ノ問題ナレハ苟モ教育ノ事ニ從フ者其設置施行ノ準備ニ怠ルヘカラサルハ言
 チ待タスト雖モ素ヨリ新規ノ事業ニテ其種類ノ撰擇及施行ノ方法順序ヲ求ムルニ至テハ又少シク
 困難ナシトセス抑モ本縣人民ノ職業ハ農ヲ以テ十中七八ノ多數ヲ占メ又米ヲ以テ縣下第一ノ物産
 トナス所ナレハ廣シ農業上ノ智識ト技能ヲ研磨シ農事志操ノ子弟ヲ養成シ施テ縣下ノ農事ヲ改良
 シ多數農家ノ生活ヲ高ムルハ本縣實業教育中ノ要件ト爲サ、ルヘカラス依テ幾ニ聘用スル所ノ農
 事巡迴教師林遠里ノ演習筆記ヲ印刷シ以テ諸子斯ノ教育ノ參考ニ資ス諸子之高閣ニ束ヌルナク熟
 讀玩味先ツ自ラ農業上ノ智識技能ヲ修メ之ヲ生徒ニ及ホスタ勉ムヘシ
 右訓諭ス

●米作總論

夫れ魚、水を離るれば則ち死し草木また土を離れて成長すへからざるは是れ天然の約束なり去れ
 は草木の果實、熟して地に落つるものは則ち土を離れて土に入り又稻の如き熟して落ちざれども
 其幹仆れて地に伏すものは即ち土より土に歸するものにして皆な土中にありて發芽の準備を爲す
 是れ天然の播種法にして又天然の播種時期なる事を知らざるへからず然れども地には肥瘠乾濕の

農業は植
物の天性
に従ふに
あり

米作總論

稲は水草
にあらざ
る事

時付の季
節を知る
は米作の
要件

別と風雨寒暑鳥獸昆蟲等の障害ありて天然の播種を妨ぐる事少なからずされども天に手足なけれ
 は之れを保護すること能はず故に人天意を察し又其もの、特性を考へ天に代りて其及はざる所を
 助くる之れを農業といふ世の農業者此理を察せず漫りに天意に背き特性に逆ひ甚しきは發育の道
 を妨ぐるを以て農業となすが如き者少からず然れども天物言はざれば實驗の外問ふべき道なし只
 天は公平にして何人にも問へば必ず答ふるものなれば世の農業を執るもの努めて質問を起さ
 るべからず又社會は活學校なれば御互ひ生徒は常に其業を受くる事を勵まざるべからず茲に余が
 多年實驗して聊か天意を得たりと思ふ所のものを左に陳述し諸君の參考に供せんとす
 稲の水草にあらざるを知るは米作中最も大切なる事にして稲を水草と思ひ誤る故に水の加減に
 心つかず妄りに田地を濕し苗田植田も常に深水を掛けて稲の發育を害し其收穫を減する事いか程
 なるを知らず稲の水草にあらざるは畑に植うればをか穂となり一尺以上の水底に時けば決して生
 ずる事なく苗代も水淺き所より發芽し植田も水深ければ發育あしく又不作は雨多き時にありて豊
 年は旱魃の年に多し是れ皆水草にあらざる証據なり故に稲は水を好む一種の陸草と心得水の加減
 に注意する事肝要なり
 時付の季節は苗の發育に關係し苗の發育は收穫の多少に關係するものなれば第一時付の季節を知
 る事米作の要件なり之れを知るには一年十二月中毎月三回づゝ種子を時付け其の結果を天地にた

すべし其仕方は畑の一二尺を苗床としよく打ちて土塊を碎き丁寧に之れを均らし瘠せたる地なれば少しく肥料を施し籾と籾との間を一寸肥たる地なれば一寸二分隔てに五粒つゝ蒔付け指先にて之れを押へ淺く土を掛け置くべし此の如く毎月十日目毎に蒔付ければ次第に發生し九月陰曆に依るは其地の寒暖と其年の氣候とに由りて或は發生し或は發生せず十月に至りて發生全く止み十月より四月までに蒔きたる分は皆翌春暖和の候に至りて全時に發生す此の如く順次に發生するものを採りて順次に水田へ蒔つけ其發育を経験し其收穫を比較すれば其得失自から明瞭なり凡五月蒔きて六月植へたるものは普通の半作、六月蒔きて七月植へたるものは四半作、七月蒔きて八月植へたるものは收穫全く無く八月蒔きたるものは發芽すれども植うるに至らずして枯凋す九月は前述の如く發芽するとせざるとの境にて十月に至れば最早發芽の氣遣ひなく天然蒔付の好季節にして此時蒔きたる種子は土中に在ること始んど二百日其間内部の發育を整へ自然發芽の準備を全ふし其發生と收穫の盛なる之れに過ぐるものなし是れ余か冬蒔を以て第一に置く所以なり尤も地方に因りて季節に少差なしとせされは此等は宜しく實地に經驗あらん事を望む

畑と水田との發芽の遅速

稲の發芽は水田と畑とは大に遅速あるものにて畑に蒔きたるものは八十八夜より凡三十日前に發芽すれども水田に蒔きたるものは僅に十七八日前にありて畑苗に後るゝ事十餘日なり又籾は田畑何れに植うるも收穫に多少なけれども米質に至りては遙に水田に及はされは畑苗を以て水田に植

稲各種の時性を知る

うるを以て最も善しとするなり
稲の種類を知るは肝要なる事なれば先づ早稲、中稲、晚稲、糯、毛物、坊主等種類の宜しきもの十種ばかりを撰ひ堅一尺横五寸堅横共二寸つゝの餘地を附すべしの畑地へ一種毎に五粒つゝ全時に蒔付け八十八夜より七八十日前に至り置藁を取除き畑苗を仕立て、水田に移し一尺二寸の距離に一本つゝ蒔付け置けは子差しの多少穂の長短粒の大小多寡善惡等種々の特性を現はすものなれば其性状に従ひて蒔付の株割等を斟酌せざるへからず又進化は万物の天性にて懇ろに培養すれば未嘗有の良種を發生する事あり此れ最も農家の注意すべき所なり

蒔付時と厚薄の得失

薄蒔の利益は見安き者にて試に一步に一合を蒔付たる苗一本の目方を一升蒔の十本に比ふれば遙かに重く其苗雄大にして子差しも十分なるものなれば農家は第一苗を作る事に熟練せざるへからず凡一合の籾種を以て我三尺苗代一坪に蒔付け苗一本に平均七本以上の子をさゝせ此苗一本を一尺隔てに蒔付け三畝歩の苗となし其一本に平均三十本以上の穂を出さしむる者は先づ苗を作り得る者と謂ふへし人の強弱は胎内の發育にあるか如く米の收穫も苗代の善惡にありされは一升の籾にて三反歩の苗を作り猶餘りあるへきに一反歩の苗に莫大の籾を費やす其高全國中一ヶ年に凡三百万石に近く實に痛歎の至りならずや

蒔付の苗代は畦の公圖

畦に苗代を荒らさるゝは農家の憂ふる所なるか是れ蒔付時期の後るゝと水を深く湛へるか故に畦

は群集して恰も公園となし愉快に遊び戯るゝなり余か苗代の如き蛙の未だ出てざる内其苗己に成長し且つ水淺き故假令蛙を入れ置くも不便を感じて避けざるへし兎角苗代は蛙の公園に適せざるやう作るべきなり

● 種子精選

種子を撰ふには種々の方法ありて撰り穂と稱へ雌穂のみを撰ひ取ることあり世間に一節より一本の穂出たるものを雄穂と名つけ二本の穂出たるものを雌穂と名つくれども上作の稻には一節より六七本穂の出たるものあり且つ同種の苗を二分して上田と下田とに植うれば上田には一節より二穂以上を生ずるもの多く下田には一穂のもの多し此を以て見るときは雌穂雄穂の名は當らざるもの、如し余は節高く穂長さを以て雄穂とし節低く穂短さを以て雌穂となせども良種を得んとするには敢て雌雄の必要を感じざるなり又抜き穂と稱へ親穂はかり抜き取ることであり毎年親穂を以て種子とすれば其種類は變せされども收穫は次第に劣るものなり子差しの種子は其種類變し易けれども收穫劣らざるものなれば若し抜き穂をなさは寧ろ子差しの中より善き穂を撰ふに若かず又排水撰は輕きものを浮へ重きものを沈むるを以て目的とすれば疵あるものも重ければ沈みて不完全の法と謂はざるへからず因て余は肉眼の力によりて之れを撰定する事とせり偕肉眼撰定は稻の色つきたる時一枚の田の中にも黄ばみたる色合最も美麗にして濃淡なく自然に光澤ありて穂首伸

肉眼撰定法

ひ且つ穂揃ひ善き所を撰ひ竹など立て、目標となし今は大概熟したりと思ふとき其部分を早く刈取り陰干とすへし直接に日光に當つれば干割れを生し或は粉皮の離ることありて宜しからず刈取りて後少しく乾けば粉の色黄はみたる中に青みを帯ふを見るへし若し此青みを帯ひざるものは刈取時期の後れたるものと知るへし藪も同様にて青みを帯ひざるものは脆弱にして用に堪へず馬の飼料にも適せざるなり豊作の年には實の入り過ぎて割れ易きものなれば種粉丈は猶更早く刈取るへし畦際は隣田の種類に變化することあれば種子を取るには畦より六七尺を距るへし又肥料の利き過ぎたる稻は色合わしく追肥を施したる稻は成熟の度を失ふ此等は皆種子に適せず總て種子を取るには親子の穂先脊腕へをなす等の事なく恰好打揃ひ親種子差しども各其体裁を具へたるものを善しとす種粉は少しく乾きたる時子差し穂の跡先を棄て真中の分を抜き取るへし若し生しきときは米粒を傷つくるの恐あり唐箕は加減板を付けたるものを用ひ二人掛りにて一人は種子を入れたる桶の底を唐箕の上に置き少しつゝ落し入るへし急に多く入る、へからず一人は機關を廻はして之れを吹き此の如く繰返して三度に及へは精選となるへし但し凶作の種粉は六度も之れを繰返すへし若し此加減板なき時は糝の出るのみにして精選と謂ふへからず撰り終りて一掴み手の上に載せ之れを檢査するに二三粒の割れたるものあるを見は又裏返して之れを見るへし而して又二三粒の割れたるものあらは若し顯微鏡にて見る時は多分の割れあるものなれば種子と爲すべから

唐箕の吹

糞一升の
目方

糞一升の
粒数

糞種の利
益一時間
五十四

畑苗代

糞肥製造
方

糞又其割れたるもの餘り多からされは之を取除きて其欠数を補ひ置くべし糞の目方は一升三百匁を以て下等とし三百十匁を以て中等とし三百廿匁を以て上等とすれども極めて小粒なるものは三百四十匁に至るものあり又糞に芒あるものは兩手に草履を當て、糞の上より軽く之れを揉みて其芒を除き去るへし一升の糞は凡三万粒より三万五千粒にして最も小なるものは五万五千粒に至るものありと雖ども先づ三万五千粒を以て通例とし一步に三十六粒の糞を植うるものとすれば一反歩にして一万八百粒、三反歩にして三万二千四百粒を要し一升の糞にて尙ほ二千六百粒を餘すへし筑前にては一俵三斗三升三合三勺入なるか之れを精撰するに一時間を費やさず今假に一反歩に種粒一升を用ゆるものとすも一俵を以て三町三反歩余に植付くるを得て此撰種の効能によりて一反歩に三斗つゝの増穫ある時は合計十石にして一石五匁と見積り五十匁の利益あり僅に一時間にして五拾圓の利益を得る豈に之れを勉めざる可けんや

畑苗代

乾田の水掛りよき所を撰ひて畑となし肥料は糞肥及び厩肥を用ゆ従前は燒肥を用ひたれども製造のため其分量の大に減損するを以て今は糞肥を用ゆる事となせり其原料は廐敷糞、人馬の糞、人尿、山野の草、(山草は殊に効能あり)川藻、葎、笹葉、(笹葉は枝の蘆荻などを掛け置けば自然に落ちるなり) 其外何にても廢物にして腐敗し易きものを用ひ下底には糞糠を敷き其上面は一方を高く

糞肥製造
法

苗床の拵
へ方

一方を低く積むべし然らざれば追々積み上ぐるに不便なり積み上げたる上には糞糠を置き又其上には糞を置き雨の浸入を防ぐべし若し雨の浸入する時は黄色の水流れ出て、効能を失ふへし故に周圍には豫め土を積み置くを宜しとす積みてより十七八日を過くれは腐熟して蒸氣の立つに至るとき畝にて切り返し上下に積み替へ全く腐熟するを俟ちて掻き取り用ゆべし凡腐熟してより三十日間は効能を保つと雖ども其後は漸次に減するものと知るへし厩肥は風呂汁を五石入の桶なれば三石ほど入れ其中へ人馬の糞、米糠、醬油粕、米又は魚類の洗ひ汁其外何にても腐敗し易きものを入れ雨の入りざるやう笠の形の蓋をなじ置くべし但し醬油粕は米の色合を損するものなれば多量には用ゆべからす總て糞肥厩肥とも可成種類を多く混合するを効能多しとす若し薄過ると思ふ時は馬糞などを入れて之れを調和し竹の先に板を付けたるものにて時々かさ交せるへし暖國にては十三三日にて醗酵すれども寒地にては十七八日を要す其醗酵を促さんとする時は数を蓋を明けて日光に曝し或は藁などに桶の廻りを包み置くべし糞肥厩肥とも克く腐熟したる後之れを用ゆべし然らざれば効能少なし厩肥は醗酵したる後凡三十日を過くれは効能の減すること糞積肥の如しと雖ども數々蓋を取りて日光に當て又は桶の底と地面の間を透かし空氣を通はせ置く時は五十日位其効能を保たしむる事を得べし

苗床は季節に迫りて一時に作るべからず必ず前々より日間を掛けて之れを作るべし其法は先づ鋤

苗代の繩

き起し能く乾かして醸肥一杯に水二杯を調合し猶濃過ぎると思ふときは醸肥一杯に水三杯を入れ
て用ゆべし肥料は稀薄ならざれば土の吸収あしきものなり又土の乾きたる時はよく肥料を吸収し
肥持ちも宜けれども若し濕ひたる時は肥料を吸収せざるか故に一度降雨に値ふ時は遂に肥料を流
失すべし醸肥を施す分量は一坪に付四杓一杓は六合入はかりを用ゆべし醸肥乾く時は又鋤き返して前の
如く醸肥を振り掛け乾けは又鋤くべし以上鋤くこと三度にして肥料を施すこと二度なり種子は爪
へ入れ四五日間水を注ぎ畑は土塊を碎き糞肥を厚さ五分ばかり振り掛け鋤を返し肥料を土と混和
して之れを平均し畑の周囲には溝を堀り其畑の一端より溝を距ること三尺三寸にして一筋の繩を
張り其繩より九寸を距りて又一筋を張り此寸法を繰返して順次に張るへし其三尺三寸を要するも
のは兩方の溝際は寸五分つ、の餘地を存し三尺を以て蒔付の場所とし又九寸幅の所は後に溝と
成るへき所なり下圖 參看 諸種子を蒔んとする時は葉を拂ひたる竹の枝四五本を束ねて箒となし畑を丁
寧に掃き板切にて之れを掻き撫て、砂目立たしむ之れ蒔きたる種子を落着かしめんかためなり
種籾は十歩に一升の割合にて先づ三合を以て兩端より蒔き其残り七合を四分して其一分つ、を以
て追々に前に蒔きたる跡を補ひ一粒つ、一寸距離の見當に蒔きあくへし然して兩端は少しく厚く
中央は少しく薄く蒔くべし其理由は中央は苗の發育必ず劣るものなれば薄く蒔きて發育の餘地を
與ふへし苗代の中央少く高く伸ひたるは手際よき蒔方と謂ふへし蒔き終れば鍬又は板にて種子を

苗代の蒔き方

苗代の置

軽く抑へ而して九寸幅に繩を張りたる所より一人鍬を以て其土を堀取り一人は篩を目八分に持ち
て土の落つるを見付なく篩ひ掛くへし其土の厚さは種子の少しく見ゆる位を適度とす土を掛け終
らは其上に藁を置くへし其仕方は藁一握りを堅に畑の真中に置き畑の上に跨りて一重並ひに掻
き廣げ順次此の如く藁の先と先とを組合せて置き終らは次に藁を三尺五寸ばかりに剪りて其上へ
横に一重並ひに掻き廣げ畑の兩端に竹二本つ、立て之れに繩を結付け堅に二筋張りて藁の上を抑
へ又竹を適宜に剪りて二つに曲け繩を押へながら其兩端を地に指し置くべし此置藁は降雨に種子
を敲き出されざる準備あり若し雀の來たる事あらば置藁の上に藁灰を撒布し又は佗の方法を於て
之れを防ぐべし而して八十八夜より七十日前に至り先づ上層の置藁を取除き(若し雪わらは溶解
を俟ちて取除くべし) 種子をして太陽の温度に感し易からしむるべし其後少しく發芽する時は又
下層の置藁を取除くべし晴天續きて畑の乾き過るときは溝へ水を堰き入れ潤ひの土へ透りたる
を見れば之れを落すべし若し長時間水を入れ置く時は苗は多く白根を生して宜しからず鼠及ひ
蟻アリの害あらば水を堰き入れて之れを防ぐべし又山畑などにて土質堅く苗を採るに困難なる時は
一夜水を畑の上まで堰き上げて土の和らくを俟ちて之れを採るべし殊に注意すべきは苗代は地作
りの時肥料を用ひたる儘決して追肥を施すべからず

苗床へ水の堰き入れ

苗代は追肥を施すべからず

水田苗代

● 水田苗代

水田苗代の
掛へ方

苗代は凡蒔付の六十日前より着手し種子發芽の模様依りて逐次之れを整ふべし肥料は草又は藨麥穀等を用ひ或は積肥を用ゆるも可なれども土性の軟かなる所は之かため苗の根締りあしくなる事あれば注意すべし草は前年青草を刈取りて干し置きたるものを最も宜しとす田の打方は能く乾かして人糞を入れ能く乾かして之を打ち又乾かして醗肥を入れ又乾かして能く打ち肥料を充分土に吸収せしめ此の如くすること三度にして降雨を俟つべし雨水は土地を温むれ共堰ぎ水は冷やすものなれば成るべく雨水を利用すべし若し之を俟つも遂に降雨なき時は止を得ず水を堰ぎ入るべし種子少しつ、發芽する是れ苗代へ水を入るゝの時期なり水を入れて三四日を過れば畦を塗り三割の發芽ある時は馬鍬を入れ草又は積肥をすき込むべし但し積肥は多量に用ゆべからず苗代田を拵へるには極めて土地の高低なきやう竹の先に板を付けたるものにて能く掻き均らし猶不完全と思ふ時は田地に十字形の溝を堀り周圍の溝(苗代田の周圍には必ず溝を設く)より水を引き其平均を見るべし其必要は苗代は移て水を淺くすべきものなる故若し高低ある時は自然水を深くするの害あればなり此の如く整へて一日間は必ず之れを日に干しつくべし然して乾き過れば根の取付さあしく潤ひ過れば種子泥中へ沈む事あれば此加減に注意する事肝要なり蒔付の日となり若し雨天なれば二三日後るゝも妨なし何となれば雨後の軟かなる田には芽の伸び過きたるもの反て適當なればなり蒔付けんとする時は水を落し置き一粒つ、一寸距離の見當にて手を低くして蒔く

水田苗代の
蒔きつ

苗代は水
の掛引を
以て肝要
とす

へし高さ處より投げ出せば村を生し易し苗代は水の掛引を以て最も肝要とす其仕方は二日間水を入るれば又二日間之れを乾かし若し潤ひ過れば一日間水を入れて二日間之れを乾かし苗の莖根をして成るべく日光に馴れしめん事を要す苗代の水は常に三分ばかり湛へ雨天には二寸ばかりを湛ゆへし是れ種子の雨に敲き出されざるためと泥の浮き立たざるためなり而して雨歇む時は速に落し去るべし

水口に水
門を設く

苗の水費

苗代に追
肥の要

水口には幅一尺ばかりの水門を設く其構造は柱を二本建て其内部は板をはめる爲め溝を付け柱の間かざるやうに上の木口に横木を打付け幅五分、一寸五分、二寸と合せて三枚の加減板を製し平常は五分の板一枚をはめ三分以上の水は此上より流出せしめ雨天の時は池の二枚の板を適宜にはめて水加減を爲すべし世の苗代を作るものは常に深く水を湛へ苗は日光を慕ひつゝ強て伸び立ちて水を出つれば人は其成長を喜ひて又水を深め此の如きこと再三苗は水費の苦痛に堪へず今は必死の覺悟となり南無阿彌陀佛を一喝して水を出つる頃はその形容瘦せ衰へて恰も線香の如く腸子を生するなどは思ひも寄らず其虐待も亦甚しからずや又追肥とて苗の頭上より猥りに打掛くるものあれども稻は葉莖に肥料を吸収する口を持たず例へば人の身体に酒肉を塗り付けて饑餓するか如く其不快察すべし總て肥料をこやしと云ふ事は土をこやすの義にして直接に作物をこやすものにあらず故に追肥は害あるも益なきものと心得べし

植付

植付の株

● 植付

田地の等級は詳細に之れを敷ふれば凡十二等にも分ち得べけれども餘り煩雜なれば之れを五等に分ち上等の田は一步に縦横五株を植へて廿五株となり中等は六株にして三十六株となり下等は七株にして四十九株となる而して廿五株の次へ三十株又三十六株の次へ四十二株の二等を加へ其餘は皆等外となし木札などへ其等級を記して田毎に建て置き女子等をして植付くべき株数を知らしむべし其植付方は筭などにて傳習せば容易に會得すべし之れを雇ふには其巧拙に依りて賃錢に等級を附くべし田拵は種々あれども糞肥及び人糞其外燒酎粕、大豆油粕等を用ゆ人糞は初めに之れを用ひ其次には草及び藎を用ひ燒酎粕は一旦腐敗せしめて日光に曝し之れを碎きて篩に掛け而して又日光に曝し俵へ入れて貯へ置き之を用ゆべし草は前年刈取たるものを貯へ置き草なき時は藎を用ひ沼田の如きは土肥を用ゆべし藎の肥料は降雨多き年には効能薄き等の事も豫め心得置くべし田を鋤くには麥を刈取たる跡を二畝つ、往來して五遍鋤くべし肥料は畝の間の窪き所へ撒布して高き所を鋤けは土と肥料とよく混和す土塊は最も丁寧に打碎き能く乾して人糞を振り掛くべし肥料の加減は苗代よりは少しく濃き方宜し然れども餘り濃きに過ぐれば充分土壤へ吸収せず此の如く鋤きたる後は三日ほど其儘になし置きて降雨を俟つべし雨に打たるゝ時は土中温になるの効あり然れども雨なきときは川水を堰き入るべし水は三日間も入れ置けば田地充分潤ひて地味よく

植付は淺きを宜しとす

植付後手入

一番草より五番草までの目的

調和するものなり其後又三日ほども立たば馬鍬を掛くべし植うる時一反歩の田へ大勢入り込めば仕事却て捗取らざれば三人又は五人に過ぐべからず植付は必ず淺きを宜しとす若し深ければ苗は地際に於て更に新根を生ずるの困難ありて發育後るゝものなり植たる後遽て、水を入るゝに及ばず能く濕潤を保つ田は三日位水を入れざるも差支へなし水口には必ず加減石を置き水は成るべく淺く手叩き水より多き分は此石の上より自然排出するやうにすべし苗代の隅には別に苗を残し置き以て不時の用に備ふ之れを用心苗と云ふ

● 植付後手入

冬時の畑苗は植付て七日ばかりを經れば白根多く生ずる故一番草を蟹爪打と稱へ水を落し蟹爪を以て稻株の間の土を上下に打返すべし尤も土を日に當て、温たむる必要あるを以て晴天の日を宜しとす而して打ちたる跡も一二日間日光に曝し置くべし二番草は蟹爪直しと稱へ一番草より十日ばかりを經て蟹爪を打ちたる痕の高低をならし且つ稻株に着き居る泥を掻き落すべし故に此二番草に限り水を掛けたる儘に草を取るは高低をならす爲め土を和らぐるの必要あるに因るなり三番草は其後十日ばかりを經て白根の地表に張りたる上根を掻き切り根の力を養ふべし四番草は其後十五日ばかりを經て稻株の回りに生し種の出るべき見込なき後れ子を掻き取るべし五番草は種の出て、後全く草を取るを以て目的とす此時丁寧に取り置けば其後發生する草は最早實を結ぶに至

らす依て來年へ種を遺すの憂なし四番草及び五番草を取りし跡は稻の仆れかゝるものなれども三四日を経れば元の如く起き直りて決して害とならざるものなり總て草をとると思ふ故に等閑り安きものなれ共一度に一割の收穫を増すは疑ふべからざる事實なれば始めより米を取ると唱へ注意を加へて懇に除草せざるべからず

水を落とすには慎重を要す

毎年一定の日を以て水を落とすの弊

種子寒水浸

依の製法

依の埋め

水を落とすには頗る慎重を要す華氏寒暖計未だ八十度を降らず其暑熱猶繼續すべしと考ふる時は輕忽に落すべからず若し落したる後は九十度の暑熱に遭ふ時は稻の根忽ち腐敗して葉莖白くなり之れを抜き見れば其根にかびを生じ居るなり故に水を落すは少數の人が勝手になすべき事にあらず水掛りの各村協議の上にて之れを落すべし且つ舊習に因り氣候の如何に關せず年々其日を取極めて水を落す事などは最も謂はれなく之れがため大に收穫を減し不次の損耗あるべし

● 種子寒水浸

寒水浸の俵は一二升より四五升に至り適宜なりと雖ども五升より大にすへからず大なれば取扱に種々の不便あり俵の製法は藎を二つ折にし其の兩端を竹針に繩を通して縫ひ合せ穀種の固く締め付けられざるやう如何にも緩やかに之を入れて其口を閉ち平たき形に造り一度水に溜らして淺く流る、川底に埋め其水一寸なれば掛土を三寸とし水三寸なれば掛土を一寸とし俵の上は水面より凡四寸の下にある割合とすべし其後降雨又は溶雪の爲め一時水量の嵩む事は妨なし若し川水の涸

引上げたる種子の手入

るところは種子は互に他の水分を争ひ奪はんとして竟に損取に至るものなれば急に他の水ある場所へ埋め替へし川底は泥地より砂地を宜しとす殊に小石交りの粗砂なれば水の交代浸入する事速にして種子腐敗の憂なく最も適當とす埋めてより七十日間を経たる時一旦掘出し裏返して又埋め置くべし其時は前度より少しく掛土を淺くし太陽の温度に感せしむべし而して從來慣行の時付より凡三十日前之れを川底より引上げ三十分ばかり水を垂らし穀種を藎の上へ明け手を觸れざるやう藎の兩端を以て動かして能く交合せ又俵の中へ入口を明けたる儘になし置き翌日に至れば其口を締め水を掛け三十分はかり干し其翌日は昨日の日裏を日表へ向け一時間干し此の如く五六日間も引續き全様の手順を以て一時間づゝ干すべし種子は百二三十日も水底に埋められ居たるものなれば急劇に日光に曝し大氣に觸れしむれば驚愕して其度を失ふものなれば徐々に馴れしむると肝要なり最早發芽したらんと思ふときは最も小形なる俵を開き見るべし若し發芽したるものなれば其發芽したるだけを取集め一纏めとなし置き其余の發芽を促し成るべく一齊ならしむべし其發芽最も後れたるものは指先にて之れを押へ試むべし堅きものは猶發芽の望みあれども白き汁出てゝ潰るゝものは不良の種子にして其選ひ方の疎漏なりしを知るべし抑畑苗代は發芽せざるものを蒔き水田苗代は發芽したるものを蒔くは是れ稻の水草にあらざるに因るなり

● 虫害驅除

驅蟲は協同すべし

驅蟲委員

驅蟲人夫

二百人を八組に分

タモの製

驅蟲の時

蟲害驅除の事は嘗て政府より發せられたる規定ありて怠る者は違警罪に處せらるる善なれば農家たるもの其義務あるは勿論なり然れども驅蟲の事は各自區々に従事するも能く其効を奏するものに非ざれば必ず一村以上協同して之を行はざるべからず其方法は一村凡百戸なる時は先づ委員二三名を撰ひ驅蟲万般の世話を要託すべし此委員を撰ふには如何に此節の流行なればとて大層に投票にも及はざるべければ總て煩雜なる手数を省き村長などに指名せしむる事便利なるべし驅蟲人夫は男女を問はず十五才以上六十才以下とし若し不足なる時は十三才以上とすれば凡二百人は得らるべし此人數を分ちて八組となし一組毎に一人の小頭を置き抽籤を以て一番以下の番號を定め晝は九時より五時まで夜は七時より十時までとし晝夜各一組つゝにて之を受持ち小學生徒は夜に分に入らるゝ等像め注意を要す而して其時間には蟲害の多少に依りて伸縮するも適宜なり驅蟲の器具は村費を以て「タモ」を造るべし其構造は細き丸木と割り竹とを長さ一尺三寸幅五寸ばかりの隋圓形に曲け丸木を以て外椽とし割り竹に長さ一尺五寸の布袋を縫ひ付けて丸木の内部に附着し其兩端を俱に他の木片に貫き五尺三四寸の竹を以て柄となし丸木と割り竹の兩端は更に麻絲を以て其柄に緊縛し布袋の底は破損を防ぐ爲め表より木綿切れを縫ひつけて二重となす

下圖 參看 斯く準備せ

ふ時委員は朝夕（蠅）の苗代へ來たるを伺察すべし蠅の來たるは麥を刈取りし頃にして其來たりし日より凡四日にして稻葉へ卵を産み付け又四日にして孵化するものなれば其來たりし日より八日乃至十日目を以て驅除に着手せば大概時機と誤らざるべし借其期に至れば晝番として一番組を繰出し苗代に就き先づ手にて稻葉に附着したる卵を捕り携帶したる竹筒の中へ入るべし大凡五間の距離に二三粒あるを通例とすれば苗代の十ヶ所くらゐは數時間にして捕り盡す事を得べし卵は畦道の雜草小川の水草などにも盛あるものなれば能く搜索して之れを捕るべし卵を捕り盡したる時は「タモ」を持ち稻葉の上部を手軽くすくふべし若し手荒らくなせば稻葉を傷むるとあり斯くすくひ行く時は左はと蟲類を見さりしにも拘はらず「タモ」の中へ入るものは驚くほど夥しきものなり其種類は蛾を初め青蟲、尺蠖、繭其他名も知れざるもの迄七八種乃至十一二種もあるべし袋の底蟲の爲めに重くなりたらは之れを刎ね返し蟲の出でざるやうにし手元へ引寄せて袋の外より強く絞殺すべし此仕方を以て浮塵子の外は一切の蟲類を捕る事を得べし苗代を捕り終らば畦道の雜草小川の水草をもすくふべし其後四日目に至り夜番として二番組を繰り出し苗代より十五間乃至二十間を隔て小高き所に於て火を焚き蟲を燒殺すべし若し焚火の苗代へ近き時は蟲は却て苗代へ集まるべし又火勢甚だ盛なれば蛾は怖れて遁け返ることわれは火は餘り大に焚く可らず蛾の半途より遁け返るものは見張り居て「タモ」にてすくふべし火を焚く場所の隣村に接近したる時は其火光の彼方へ見へざるやう藁などを以て蔽ひ置くべし然らざれば隣村の蟲も集り來たるべし蟲の火に來たるは大抵日暮より十時頃までにして稻葉に露を含めは來たらざるものなり蛾は村内の藪

タモの製

（一）名か小
を捕るに
は別に林
老農の説
あり曰く
魚油を二
合の割合
を以て四
の水へま
きちらし
竹筒にし
柳へは落
ちて忽ち
死す其既
に羽化せ
しものは
三間を隔
て、二人
をつ、人
を配り各
指して各
所より一
時に行き
て

松後し其
中又は川
なす所へ
頂捨つへ
し

夜の出臨
法

植付後の
肥虫法

に出づること、せば苗代の時節三十余日間凡五六回にて終るべし其出残りたる組は來年へ廻はすも可なり又植付んとする時は各自其苗代に就き別て注意すべし植付の後には場所廣くなりて搜索も不便なれば成るべく苗代の時に於て捕り盡すやう心掛くべし植付の後一番草より五番草に至る迄猶注意を怠らす時々「ヤモ」を持ちて見廻り蟲を見れば之れを捕るべし稻葉の折れたるもの又は下へ向くものは多分蟲害に罹るものなれば之れを點檢して若し蟲害ならば速に摘み取り又は抜き去るべし三番草の頃莖の赤くなり五番草の頃白穂となるは皆蟲害なり因て村中申合せ何月何日限り白穂を取除かざるものは其過怠として翌年何人の驅除人夫を課すべし等の事を定め置くべし驅除のことは何程勉強するも一二年にては到底其成效を望むべからず年々引續き從事して四年を経過せば初めて還類なきに至らしむべし

米質鑑定

● 米質鑑定

米は無地にして筋淺く斑點なく光澤あるものを上等とし白點あるものを中等とし腹の白きものを下等とす無地の下等と白點の上等とは較々全等にして白點の下等と腹白の上等も亦全等なり凡米には種々の色合あれども其色純粹にして濃きものは總て良品とす粒の大なるものは其味美ならずして其價貴く粒の小なるものは其味美にして其價賤し特り内國のみならず外國も亦然り米の光澤

海外の米
相場

米の鑑定
法

問答

早中晩と
も時付は
公時なり

本時の苗
は春時よ
り二十日
を早たつ

あるは糠の少しか故にして色の透明ならざるは糠の多しか故なり印度米は糠の儘にて蒸し臼にて搗き穀殻を取ると全時に精米となすものなれば保存には適すれども其味美ならず飯に炊きて殖へざるなり伊太利米は歐米市上にて一石の價十八九弗にして日本米は十二三弗支那米は七八弗印度米は五六弗なり伊太利米と日本米とを比較すれば日本米の方其質更に上等なれば他日歐米人の鑑定進歩する時は必ず日本米の相場を引上ぐるを得べし外國輸出米は無地の大粒と第一とす縦ひ白點あるも大粒なるものは其價貴し彼の有名なる伊太利米は大粒にして白點あるものなり凡籾の腹尖りたるものは其米大抵無地にして腹の膨れたるものには白點多く腹の圓きものは下等に屬す其外種々の形あれども腹の尖りたるものを以て最も上等とす

● 問 答

問 早中晩稲は時付にも前後ありや
答 時付は皆全時なり只成熟に早中晩あるのみ早晚成熟の季節は凡三十日を隔つ而して晩稲は早稲に比し米質佳良にして収獲多けれども又くつ米多し
問 十月蒔きたる苗は八十八夜に至り其長さは何ほどなるや
答 普通の苗より二十日はかり早立つものど知るべし
問 會て畑苗を作りたるに植付季節に至るも成長あしかりしか其理由如何

畑蒔の土は深くすへから

答 思ふに土を深く掛けたるならん若し土淺く種子の少しく見ゆる位ならば決して斯る事なかるへし

追肥の要

問 冬蒔の苗は春に至りて追肥せざるも害なきや

答 追肥は決して施すへからず若し之れを施せば苗は發育の度を失ふべし

土を肥料に用也

問 肥料とするには如何なる土を用ゆべきや

答 田の土を畑へ入れ畑の土を田へ入るべし但し土塊はよく碎きて入るべし

積肥の製法

問 積肥に用ゆる原料は各分量ありや

答 別段分量なし只成るべく種類を多くして其味の分らざる如くすべし或る一味に偏するは宜しからず

苗の良否

問 苗はよく伸ひたるものを以て最良となすや

答 決して然らず苗は太く短かく根ぎはに力ありて細根外く葉剛くして葉先突立ち色甚だ青からざるを上等とす莖小さく根少なく葉色濃く葉先の垂れたるものゝ如きは虚弱にして満足の收穫を望むべからず

畑苗は水田苗に優る

問 畑苗と水田苗とは差異ありや

答 凡苗は葉色薄く根の多きを佳しとす然るに水田苗は葉色薄くして根多く畑苗は葉色濃くして

稲を水陸稲とするの得失

根少けれども植付けて十日ばかりを經れば畑苗の發育大に水田苗に優るものなり

問 陸稲を作るの得失如何

答 稲は水陸別種あるものにあらす畑に作れば粒大きく穂も長く出つれども米の目方軽く味美からず水田に作れば穂短く粒も小なれども米の目方重く味も亦美あり其收穫に至りては水陸大概優劣なし

問 種子は刈取りたる後日光に曝すべきや

答 決して日に曝すべからず日に曝せば内部に干割を生ずるものあり故に陰干とせし少しく乾きたる時扱き落すべし又餘り生しければ種子を傷つくる事あり

問 冬水を掛くるの利害如何

冬水を張るの弊

答 冬水を張るは田を起すの勞を省くと虫草の害を除くの効ありと思ふ人あれども起し難き田を起さざればよき米を得る事能はず是れ牛馬耕の必要ある所以なり又虫草の害あるは富める家に盜難あると一般にて虫草も生へざる迄地力を洗ひ盡して顧みざるは驚き入たる事あり試に思へ甘さも辛さも水を呑めは其味忽ち消へ黒さも赤さも水にて洗へは其色必ず失せるにあらすや又肥料中最上無比のものは日光と空氣を成るべく之れを地中へ吸収せしむるは地力を養ふの要件なり然るに水を張りて日光と空氣の滲入を塞ぎ其上地中の養分を洗ひ出して田地に効ありとするは

種子は陰干とすべし

思はざるの甚しきあり只人家近き田に汚水を引入れ効ありとするものなれども是又汚水は田の一方に溜め他の部分を乾燥せしめて之れを用ゆれば其効必ず百倍すべし冬水を張るを止め畔樹を切拂ひ排水を善くし牛馬耕を用ひ地力の培養を勤むる等常國の農事改良には最も大切なる條件なり

一反歩に

問 一反歩に植付くる種子は何程を要するや

答 三合三勺にて足れども不案内の者は假に一升と見積り先つ一步に一合蒔付け之れを一畝歩に

子の分並

植へ試むべし

問 水田苗代の土の深さは何ほどを適當とするや

答 三四寸あればよろし

水田苗代の土の深

問 苗の子差しは何本位を相當とするや

答 一二本は下等にして六七本は中等とし十本以上は上等とす縦ひ十三四本あるも子差し小さくして目方輕きものは劣等とす

子差しの

問 畑苗代に水掛り不自由ある所は水を打掛けても宜しきや

畑苗代の打掛け水

答 苗の頭部より打掛けざるやう畑土を沾すべし

問 植付は雨天を撰へどの言傳へあるが如何

植付は晴天を撰ふべし

答 晴天の日を撰ふに若かす凡田の中の仕事は晴天の日中を第一とす

問 粘土の田には何を肥料とすべきや

粘土田地の肥料

答 積肥二分粗砂一分を用ふべし而して地味調和したるを認めは砂を入れる事己むべし凡水田の肥料に土を入れるには必ず乾きたるものを用ゆべし

問 常縣は寒國にて兩作に適せず無理に兩作すれば必ず米の收穫を減す其理由如何

兩作は米の收穫を減せず

答 兩作は米の收穫を減するとは當國に於て屢々聞く所なるが是れ畢竟兩作の罪にあらず苗代の作り方あしきに依るものなり慣行の厚蒔きは其苗込み合ひて且つ水深ければ横に張る力なく只上へよろしくと仰ひ過くれは麥の熟するを俟つの餘裕なく無理に麥の熟するを待ちて植付くれは苗は元より飢餓の病人にして一旦葉も根も枯れ衰へて更に新芽を生し再び成長を初むる如き困難あるがため固より満足の收穫あるべき道理なし故に余が作る所の苗は苗代に在りて平氣に麥の熟するを俟ち其間に平均七八本以上の子差しを生し縦ひ二十日三十日後るも植うれば其儘成長する故決して收穫の減する事なし本縣舊來の苗にては四國九州の暖國に植うるも其功あかるべし兩作は兩作に適する苗代を作る事肝要あり

問 一反歩の肥料は代價に積りて何ほどを用ゆべきや

一反歩の肥料代金

答 二圓以上の肥料を用ゆるに及ばず我が勸農社の耕地は現今二十五町歩なるが昨年は都合により一切買肥を用ひたるも一反歩につき一圓七十錢に過ぎず本年は自製して一圓三十錢の見込あり

早魃の手

問 早魃の手常法は何如

答 不作は肥料の多きに過ると時付の季節を誤りたる等に因ることあれども殊に掛け水の過さたるに因る事多し例へば早魃の時川上の田を持ちたるものは水を貪りて平年よりも深く湛ゆる故其水遂に涸るゝ時は莖根俄に日光に傷められ川下にて水の乏しかりし田よりも反て先へ枯死するなり故に早魃の年には務めて水を淺くし常に莖根を日光に曝し置けば水の涸るゝに至るも容易に枯損する事なし

問 紫雲英は肥料として其効能如何

答 肥料の効ありと雖も連年之れを用ゆれば土性輕鬆となり稻の根縮りあしく従て收穫も減するものなり故に水田を起し返して麥又は菜種を時付け両作を爲すに若かす両作の利益は第一日光と空氣を土中へ吸込ましめ又田地も自然に深くなり且つ其刈株残りて肥料となり瘠地も沃土となる特効あるものなり總て地力生すれば紫雲英は自から發生するものにて常に両作を爲す地方の農家は態と紫雲英を時付くるといふ事を知らざるものなり

問 乾草と生草とは肥料として効能如何

答 乾草の方効能あり生草を乾かしたるもの最も効能多し且つ乾草は土中にありて腐敗速かれども生草は之れに反す

生草と乾草の効能

紫雲英と麥作

種子に不
適なる
条件

問 種子の事につき猶承りたし

答 はぎに掛け置き日に干し雨に沾し久しく日を経たるもの又は鋳製の器械にて扱き取り米粒傷つきたるもの等は皆種子に適せず

問 壹歩の株數は何程を好しとすべきや

答 植付くる時田地を五等に分ちて株割を定むることは前に述べたる如くあるか凡作土の深淺によりて株の大小を爲すものかれは其多少の割合を知る早道は稻二株を引抜き検査すべし其根先と根先の重なるものは植過くしたるものにして根先と根先に空地あるものは植不足と知るべし

問 早稻より晚稻を作る方利益ありや

答 冬時にすれば早稻中稻とも收穫多し必しも晚稻を作るに及ばず

問 此邊は草刈場多く草の乏しき所あるが如何せば宜しからん

答 人家の廢棄物を取集めて積肥又は醗肥とあし若し足らざる時は肥土を用ゆべし肥土とは畑の土を水田へ入れ水田の土を畑へ入るれば肥料となるなり

問 自分所有地は粘土にして深く鋤き返すこと困難なるが何どか仕方ありや

答 砂地又は粘土地の儘多年耕し來りしは所有者の怠慢なり砂地には土を入れ粘土地には砂を入れて調和すれば自然肥沃の地となるべし

粘土地と砂地の調和法

草なき時の肥料

冬時は早稲多し

株割を知る早道

年々全一の肥料を川より

問 肥料は年々全一のものを用ゆるも効能ありや

答 肥料は食物の如し空気が味なきを以て呼吸を免へず米は五味能く調和するを以て人之れを飽く事なし偏味の物は總て飽き易く例へは何ほど好きなればとて鰯の蒲焼を毎日食すれば必ず飽く稲も同様にて積肥醸肥の如く各種の味を混合したるものゝ外單に鮮など年々之れを用ゆる時は只其効なきのみならず却て害ありと知るへし

寒水浸は川水を五とす

問 寒水浸は池水と川水と何れか宜しきや

答 川水を宜しとす何となれば其水交換して種子腐敗せされはなり

一株の穂

問 一株の穂数は何本くらゐを多しとするや

答 嘗て勸農社員の作りしものにて一株三百七十本穂の出てもあり然れども收穫の多少は必ずしも穂数に關せず例へは一株七十本のもので三十本のもので比較すれば三十本の方收穫反て多きことあり

陸稻の穂に付方と追肥

問 加州手取川の上流に高燥の地ありて年來陸稻を作り居るか兎角花の咲くこと不規則にして成熟の頃までも穂の本に花咲くことありと云ふ右は何等の理由なるや

答 植付の土深くして發育の後るゝにあらざれば追肥のため稻の再たひ若返るに由るへし

問 本縣は刈取季節に降雨多く自然はさに永く掛け置くこととなるか何とぞか佗に乾燥法なきや

ハザ千の縣

答 刈取たる稻を干すは言はゞ運搬の便利のため曬の水分を去る迄にて扱は直に扱き落し廷にて干すへし故に農家に必要なるは作小屋と干場あり本縣農家に干場なきは農業上の一大欠典あり又

家の周圍に樹木を植へ日光を遮さり空氣の流通を塞くは第一人畜の健康第二作物の乾燥第三家屋の保存に便からざるにあらざやたとひはさに掛くるも當地方の如く永く掛け置く處は曾て佗に見ざるあり

問 彌波郡は川水冷へて稻の發育遅く從て刈取季節も後くるゝ憂あり之れを救ふの法なきや

答 或る地方にて水を温むる目的を以て水路を迂回せしめ又は低地より高地へ上らしめて水勢を遅緩からしむる等の事あり此亦一法と謂ふへし

一株の收穫

問 一株の收穫最も多きは何ほどあるや

答 余及び門人の作りしものにて一株の糶三合二勺乃至三合七勺のものありし今爰に一株二合つゝの收穫ありとすれば一歩二十株にして四升とあり之れを五分摺と見て一反歩につき現米六石の收穫とあるへし

苗代は瘠地に作るへからず

問 苗代は如何なる地所が適當なるや

答 苗代は瘠地を撰ふ人あれども大なる心得違ひあり苗代は必ず肥地の日常り好き處を撰ふへし問 當國は寒氣強く雪深きも十月時の種子には傷害なきや